

官報

号外

平成十五年五月十三日

○第百五十六回 衆議院會議録 第二十九号

平成十五年五月十三日(火曜日)

議事日程 第二十号

平成十五年五月十三日

午後一時開議

- 第一 証券取引法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 裁判の迅速化に関する法律案(内閣提出)
- 第三 民事訴訟法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第四 人事訴訟法案(内閣提出)
- 第五 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第六 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第七 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 裁判の迅速化に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 人事訴訟法案(内閣提出)

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案 裁判の迅速化に関する法律案外二案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、証券取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小坂惠次君。

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小坂惠次君登壇〕

○小坂惠次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、間接金融から直接金融へのシフトに向けて個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備などを行い、我が国証券市場の構造改革を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、証券会社等の委託を受けて証券取引の仲介を行う証券仲介業制度を創設するほか、協同組織金融機関が有価証券の売買に係る書面取り次ぎ業務を営むことができることにしております。

第二に、証券会社等の議決権の二〇%以上を保有している主要株主について、その適格性を確認するための制度を導入することにしております。

第三に、証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制を適正化することにしております。

第四に、取引所の持ち株会社制度を新設するとともに、外国証券業者等が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できるよう、制度の整備を図ることにしております。

を定めることにしております。

本案は、去る五月六日当委員会に付託され、翌七日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人の意見聴取を含めた審査を行い、同月九日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 裁判の迅速化に関する法律案(内閣提出)

日程第三 民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 人事訴訟法案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、裁判の迅速化に関する法律案、日程第三、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、日程第四、人事訴訟法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長山本有二君。

君。

裁判の迅速化に関する法律案及び同報告書

民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び同報告書

人事訴訟法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本有二君登壇〕

○山本有二君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、裁判の迅速化に関する法律案は、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、第一審の訴訟手続を二年以内に終局させることを目標とし、基本となる事項を定めようとするものであります。

次に、民事訴訟法等の一部を改正する法律案は、民事訴訟における計画審理の推進、提訴前の証拠収集等の手続の拡充、専門委員制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

最後に、人事訴訟法案は、人事訴訟の管轄を家庭裁判所へ移管するとともに、家庭裁判所調査官による事実の調査の拡充、参与員制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

各案は、去る四月十五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日委員会において森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日裁判の迅速化に関する法律案について質疑を行い、五月七日及び九日各案について参考人を含めた慎重な質疑を行い、質疑終了後、裁判の迅速化に関する法律案に対して、目的、当事者等の責務、最高裁判所による検証に関する、佐藤剛男君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党の四党共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、討論、採決の結果、裁判の迅速化に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、民事訴訟法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、人事訴訟法案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、裁判の迅速化に関する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

裁判の迅速化に関する法律案外二案 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めの件外一件

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案の委員長報告の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第六 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長池田元久君。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、放射性廃棄物等安全条約について申し上げます。

平成六年九月の国際原子力機関第三十八回総会では、放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則を定めることを目的に条約の検討を早期に開始する旨の決議を行いました。この決議に基づき条約作成のための専門家会合が設置され、平成七年から七回にわたって交渉が行われました。その結果、平成九年九月、ウィーンで開催された会議において、本条約が採択されました。

本条約の主な内容は、締約国は、使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護するため適当な措置をとること、

締約国は、使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を確保するため法令上の枠組みを定め及び維持し、並びにこれを実施することを任務とする規制機関を設立または指定すること、締約国は、使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び敷地外の

緊急事態計画を作成すること等です。

次に、国際民間航空条約改正議定書について申し上げます。

昭和十九年に作成された国際民間航空条約に基づき、民間航空の安全かつ整然たる発展を確保することを目的として設立された国際民間航空機関は、国際連合の専門機関の一つとして民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国の数は、我が国を含め百八十八カ国に達しています。

機関の理事会の構成員の数については、加盟国の増加に伴い条約改正が行われてきましたが、平成二年十月にモントリオールで開催された機関の第二十八回総会において、理事会が機関の加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、構成員の数を増加することを定める本議定書が作成されました。

本議定書は、条約に基づき組織される機関の理事会の構成員の数を三十三から三十六に改めるものです。

国際民間航空条約改正議定書は、去る四月二十五日参議院より送付され、放射性廃棄物等安全条約とともに五月六日に外務委員会に付託されました。

外務委員会におきましては、両件について、五月七日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を行い、引き続き採決を行いました。結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第です。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第七 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐々木秀典君。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めようとするものであります。

本案は、去る五月六日本委員会に付託され、翌七日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。同月九日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案及び担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣森山眞弓君。

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) まず、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法を国民に身近なものとし、国民の多様な幅広い要求に応えること等を旨とした司法制度の改革が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、司法制度改革の一環として、簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官の制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士等の制度の整備を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限を百四十万円に引き上げるとともに、訴えの提起の手数料の額の見直し及び

び民事訴訟等の費用の額の算出方法の簡素化を行うこととしております。

第二に、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰する制度を創設することとし、民事調停官及び家事調停官の任命、権限、手当等について所要の規定を置いております。

第三に、企業法務の担当者及び公務員等であって司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対して弁護士資格を付与するなどの弁護士となる資格の特例を拡充するとともに、弁護士について、弁護士法上の公務就任の制限の撤廃及び営利業務従事の制限の緩和、日本弁護士連合会に綱紀審査会を創設するなどの綱紀・懲戒制度の整備を行うこととしております。

第四に、外国法事務弁護士による弁護士の雇用並びに外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業及び収益分配に関する規制を緩和するとともに、それに伴う弊害を防止するための所要の規定を置いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

次に、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続については、社会経済情勢の変化への対応等の観点から、早急に見直す必要があるとの指摘がされております。また、民事執行制度については、司法制度改革の一環としても、権利実現の実効性を確保する見地から、強化する必要があるとの指摘がされております。

この法律案は、これらの指摘にこたえるため、民法、民事執行法等の見直しを行うものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、

抵当権と利用権との調整に関する民法の規律の見直しであります。

現行の短期貸借制度については、執行妨害に濫用されており、賃借人保護の制度としても合理的に機能していないとの指摘がされておりますことから、これを廃止する一方、保護すべき賃借人に合理的な範囲で確実な保護を与えるため、抵当権者に対抗することができない建物賃借人に対して三ヶ月間明け渡しを猶予する制度及び抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度を創設してあります。

第二は、民事執行法上の保全処分の強化であります。

占有屋等による執行妨害に対処するための保全処分について、不動産の価格減少の程度が著しい場合でなくても発令することができるようになるなど、その要件を緩和するとともに、保全処分の相手方である不動産の占有者を特定することが困難である場合には、相手方を特定しないで発令することができるようになることとして、占有者が次々に入れかわることなどによる執行妨害に対処することができるようになっております。

第三は、強制執行の実効性の向上のための新たな方策であります。

まず、間接強制の適用範囲を拡張し、直接強制または代替執行の方法によることができる債務についても、間接強制の方法による強制執行を認めることとしております。また、金銭債権についての債務名義を有する債権者等の申し立てにより、裁判所が債務者に対し財産の開示を命ずる手続を創設してあります。さらに、扶養義務等に係る定期金債権に基づく強制執行においては、弁済期の到来していない将来分の債権についても、一括して債務者の将来の収入に対する差し押さえをすることができるようになる制度を導入してあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。
以上でございます。(拍手)

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。平岡秀夫君。

(平岡秀夫君登壇)

○平岡秀夫君 民主党の平岡秀夫でございます。ただいま議題となりました二法案につきまして、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、質問をいたします。(拍手)

まず、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案について、司法制度改革推進本部の副本部長としての森山法務大臣にお尋ねいたします。

この法案は、司法制度における改革を目指して、八本の法律の改正を内容としています。簡易裁判所の管轄の拡大、非常勤裁判官制度の創設、弁護士資格付与の特例の拡大、弁護士の公職就任、営利業務の自由化など、どれも、それぞれの制度の根幹にかかわる問題であり、かつ、質的に多様な内容を持っているものでありますので、以下、順を追って、各改正項目について質問いたします。

質問の第一点は、簡易裁判所で取り扱う民事訴訟事件の範囲の拡大についてです。

簡易裁判所は、軽微な事件を簡易迅速に解決することを可能にするため、その取り扱う民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限を定め、現在、九十万円としておりますけれども、本法案では、それを百四十万円に引き上げることとしております。

この点について、一昨年六月に出された司法制度改革審議会意見書では、「経済指標の動向等を考慮し、訴額の上限を引き上げるべきである。」としており、例えば、消費者物価指数を基準にすれば、約百四十万円にとどまるにもかかわらず、本法案では、百四十万円と大幅な引き上げとなっております。

そこで、お聞きいたします。

簡易裁判所で取り扱う軽微な事件としての金額基準の上限を百四十万円とした根拠は何なのでしようか。国民に対する適正な司法サービスの提供という観点以外の要素が何か入り込んではいないでしようか。

また、この引き上げにより、簡易裁判所に提起される訴訟の件数が大幅に増加することが見込まれると思いますが、簡易迅速な裁判を維持するために、その増加に対してはどのような対応を検討しているのでしょうか。

質問の第二点は、いわゆる非常勤裁判官制度についてです。

本法案により、民事調停事件及び家事調停事件に關し、弁護士が弁護士の身分を持ったまま、非常勤の形態で、裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度が創設されることとなります。この制度により、弁護士としての能力、経験を生かした紛争の解決や権利の適切な実現を図ることができれば、調停制度の充実、活性化をもたらすことになると思えますが、そのためには、その目的に合致するすぐれた非常勤裁判官を確保する必要があります。

この点について、すぐれた非常勤裁判官を必要と数だけ確保するため、どのような方策を考えているのか、政府の考え方を示してください。

また、審議会意見書では、「弁護士任官等の推進のために継続的に実効性のある措置を講じていくべきである。」としておりますけれども、非常勤裁判官の職務範囲の拡大について今後どのように進めていくのか、政府の考え方を示してください。

質問の第三点は、弁護士資格付与の特例を拡大しようとしている点についてです。

現行制度では、弁護士資格付与の要件は、原則として、司法試験の合格と司法修習の終了という二つであります。この原則に対する例外には必要かつ十分な根拠がなければならないと考えます。

ところが、本法案では、弁護士資格付与の要件をさらに緩和し、いわゆる特任検事や国会議員、企業法務担当者などに対しても弁護士資格を与えようとしております。

そこで、お聞きいたします。

その第一は、国会議員についてです。

国会議員は、法律に携わる職種とはいえ、弁護士とは全く質的に異なる職務内容であるにもかかわらず、国会議員を五年以上務めたことで、司法修習を不要とする取り扱いをしようとしております。

国会議員の実態は、我々国会議員が一番よく知っていると思えます。法案の立案に当たっては、法律の専門家である衆議院や参議院の法制局にお世話になっておりますし、むしろ、逆に、弁護士資格を有する現職の国会議員の多くは、弁護士が五年以上も国会議員をやっていたら弁護士として使い物にならなくなると言っているほどであります。

以上のように、この点についての政府案は、合理性もなく、実態にもそぐわないと考えますが、いかがでしようか。お尋ねします。(拍手)

その第二は、いわゆる特任検事についてです。

特任検事は、先ほどの二つの要件の両方を満たしていません。刑事事件については、確かに専門家かもしれませんけれども、民事事件などについては、法律の専門家と言える法的保証は全くありません。

本法案の本音は、いわば特任検事の再就職先確保ではありませんか。既に退職している人の中で特任検事五年以上の経験を有する人、そして、現役の特任検事はそれぞれ何人いるのですか。まさ

に政府のお手盛りの法案と言わざるを得ませんが、政府の見解を求めます。

質問の第四点は、弁護士の公職就任、営利業務の自由化についてです。

本法案では、弁護士の公職兼任の制限を撤廃するとともに、営利業務従事の許可制を廃止し、届け出制に移行することとしております。

法律の専門家が多様な職種につくことは社会全体のメリットになると思いますが、弁護士が本来の業務分野以外の分野で営利業務に励んでいるというのは、社会正義の実現をその使命とする弁護士という職務のあり方からして、問題なしとは言えないと思えます。

この点について、本法案では制度的にどのような対応しているのでしょうか。お尋ねいたします。

質問の第五点は、弁護士報酬規定の削除についてです。

本法案では、弁護士会がその会則で弁護士報酬の標準を示すこととする根拠規定が削除され、弁護士報酬について、これまでのような取り扱いができなくなります。

弁護士制度が整備される以前の三百代言が横行した時代のことはともかくも、現在でも、弁護士を利用すると幾らかお金がかかるかわからないというのが一般国民の率直な認識です。

審議会意見書が弁護士報酬の透明化と合理化を図ることを提言していますが、今回の改正では、利用者である国民の目から見て、標準的な報酬額の目安がわからず、かえって利用しにくくなることにならないか心配です。具体的に、どのような方法で審議会意見の実現を図ることができると考えているのか、政府のお考えをお示ください。

次に、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案について、森山法務大臣にお尋ねいたします。

質問の第一点は、短期貸借制度の廃止についてです。

本法案では、これまで貸借人の権利擁護に一定の役割を果たしてきた短期貸借制度を廃止し、抵当権の実行による競売が行われた場合、その売却後三カ月の猶予期間の後、建物の引き渡しを行うという制度を導入しようとしています。

短期貸借制度が強制執行妨害の温床となってきたことは事実ですが、執行妨害の問題については、近年、執行裁判所が非正常型の貸借権を積極的に排除し、濫用的な貸借権を否認する取り扱いが定着しており、執行妨害対策の実効性は上がっているとも言われています。

他方、現在の日本では、多くの賃貸建物には抵当権が設定されているため、大多数の市民、企業が、その生活の基盤たる住居、店舗、事務所を短期貸借によって取得し、生活や事業を営んでいるという実態があり、本法案による改正は、国民生活の安定に大変な影響を与えることが危惧されています。

政府は、国民生活における短期貸借の実態についてどのような把握しておられるのか、そして、本法案による改正がその実態にどのように影響を与えることになるかと考えているのかについて、お示しいただきたいと思います。

また、短期貸借制度の廃止がこのように多くの問題を惹起させることを考えると、執行妨害の問題は、抵当権者による適切な解除請求の実行や、売却のための保全処分改正によることで対処すべきではないかと考えますが、政府はこの点についてどのように考えるのか、その見解をお示しくください。

質問の第二点は、企業倒産時における労働債権の取り扱いについてです。

具体的な質問に入る前に、この二年間、小泉政権の経済政策の無策により、企業倒産が高水準で推移し、雇用が減少していることについて、小泉政権として責任を問われるべきであることを指摘

しておきたいと思えます。小泉政権の政策の失敗のツケが中小企業者や労働者に押しつけられているのが現状です。この点を鋭く、厳しく指摘した上で、以下、質問をいたします。(拍手)

本法案による改正は、保護されるべき労働債権の範囲が企業形態によって異ならないようにしたこと、未払い賃金の先取特権が現在六カ月に限定されているのをすべての期間としたことなど、評価すべき点があるものの、みずからが勤めている企業の倒産によって直接的かつ集中的に被害を受ける労働者の保護がまだ十分に図られているとは言えません。

具体的には、第一に、法制審議会の中間試案に、労働債権の一部について担保権に優先させる制度を設けることが盛り込まれていたにもかかわらず、本法案では、これが見送られています。第二に、いまだ批准はされていませんが、ILO百七十三号条約で、労働者債権について、租税債権や社会保険料債権よりも「高い順位の特権を与える。」となっているにもかかわらず、この点について何らの検討も行われていないということであります。

企業倒産という悲劇による影響を、特定の範囲の人々に押しつけるのではなく、できる限り社会全体で受けとめていくことが必要であると考えますが、これらの二点についての政府の見解をお尋ねいたします。

最後に、これから本審を迎える司法制度改革は、国民のための司法制度の確立を目指し、国民の視点に立った改革として実施していくことが大切であることを指摘して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇)

○国務大臣(森山眞弓君) 平岡議員にお答え申し上げます。

まず、簡易裁判所で取り扱う事件の金額基準の根拠についてお尋ねがございました。

簡易裁判所の事物管轄の上限額の引き上げにつきましては、軽微な事件を簡易迅速に解決することを目的とし、国民により身近であるという簡易裁判所の特質を十分に生かし、裁判所へのアクセスを容易にするとの観点から検討を行い、各種の経済指標の動向等を考慮いたしまして、その上限額を百四十万円とすることが適切であると考えたものであります。

次に、管轄拡大による簡易裁判所の事件数の増加に対する対応についてお尋ねがありました。今回の管轄拡大によりまして、現在の地方裁判所の民事訴訟事件のうちの一部について簡易裁判所が管轄を有することになりますが、その対応につきましては、人員配置や事件の取り扱い上の工夫などにより、裁判所において適切に対応していただけるものと承知しております。

なお、政府として必要があれば必要な協力をし、てまいりたいと考えております。

次に、民事調停官、家事調停官の確保方策についてお尋ねがありました。

民事調停官、家事調停官の採用に当たられるのは最高裁でございますが、既に、最高裁と日弁連の間において、候補となる弁護士推薦手続を設けることが合意されており、弁護士の関心も高いものと聞いております。

日弁連におかれましては、適任の弁護士を推薦していただけるものと期待しております。最高裁におかれましては、応募者の中から適任者を確保していただけるものと期待しているところであります。

次に、弁護士等官等の推進のためのいわゆる非常勤裁判官の今後の職務範囲の拡大についてお尋ねがありました。

民事調停官、家事調停官の制度は、弁護士任官を推進させるために最高裁と日弁連が設置した弁護士任官等に関する協議会における協議結果を受け、弁護士任官等の推進にも資するものとして設けようとしているものです。

御質問の点につきましては、この協議会の取りまとめにおいて、最高裁から、その他の非訟事件についても、同様の制度が導入できる分野がないか研究したい旨の説明がなされ、日弁連もそれを了承したとされており、司法制度改革推進本部といたしましては、関係機関による取り組みを見守りたいと考えております。

次に、弁護士資格付与の特例の拡充についてお尋ねがありました。

今回、弁護士資格の特例を拡充することとしたしたのは、弁護士の実務に必要とされる役割が増大していく中で、多様なバックグラウンドを有する層の厚い法曹を確保するためであります。

この中で、国会議員につきましては、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である国会において、法律に国民のニーズを反映させるという大局的な視点から、法律案の立案・審議という高度な識見・能力を要する職務を行っているため、司法試験合格後に五年間その職にあった者に対して弁護士資格を付与することとしたものであります。

次に、いわゆる特任検事は、三年以上、副検事として在職した上、政令の定める極めて難しい試験に合格した者から任命され、司法修習を経た検事と全く同一の権限を有し、民商事法の解釈を要する経済事犯等の事件を含め、捜査・公判実務を十分に経験しています。したがって、五年間の在職経験を有する特任検事は、弁護士にふさわしい能力を十分に備えているものと認められます。

司法制度改革審議会が特任検事への法曹資格の付与を提言した趣旨も、こうした経験を社会において活用しようとする点にあり、特任検事の再就職先確保やお手盛りなどではないと考えます。

なお、退職された特任検事経験者のうち、御存命の方が何名いらっしゃるかは把握しておりませんが、退官後、現在おおよそ七十七歳までの人数を推計いたしますと、約三十名になります。また、現在の在職者は四十六名であります。

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

ちなみに、特任検事の最近数年間の平均任官者数は毎年三名程度でございます。

次に、弁護士が営利業務に従事することについてお尋ねがありました。

弁護士が営利業務に従事することに関し、許可制から届け出制に移行するのは、弁護士が社会の隅々に進出してそのニーズに積極的に対応し、法の支配の実現に貢献するためであります。

営利業務に従事した弁護士が弁護士の品位にもとる行為を行った場合には、懲戒処分を受けることとなります。今回の法改正により、懲戒制度の一層の透明化、迅速化、実効化が図られますので、これにより十分に対応できるものと考えております。

次に、弁護士報酬の透明化、合理化についてお尋ねがありました。

弁護士報酬についての予測可能性を確保するため、現在、日弁連において、司法制度改革審議会意見の趣旨の通り、日弁連や弁護士会の会則等により、個々の弁護士の報酬基準の作成及び備え置き義務、弁護士の依頼者に対する契約前の報酬説明義務、報酬契約書の作成義務を課すことなどを検討しているものと聞いております。

これらが実現されることによって、日弁連、弁護士会の会則から報酬規定が削除されても、利用者は、弁護士報酬について、これまで以上の情報入手し、また、必要に応じて複数の弁護士の報酬見積額を比較した上で弁護士に依頼することができるようになると考えております。

次に、国民生活における短期貸借の実態についてどのように把握しているかというお尋ねがございました。

現行の短期貸借制度につきましては、議員からの御指摘にもございましたように、執行妨害に濫用する例が後を絶たない状況にあると認識しております。

他方で、多くの市民や企業が抵当建物を賃借し

て生活や事業を営んでおられることも、議員御指摘のとおりでございます。しかし、現行の短期貸借制度は、賃借人が保護されるか否かが賃借期間の満了時期と競売による売却時期との先後関係といった偶然的な事情に左右され、賃借人に一定の保護を確実に与える制度とはなっていないものと認識しております。

次に、短期貸借制度の見直しが国民生活に与える影響についてお尋ねがございました。

本法案では、現行の短期貸借制度を廃止する一方、建物賃借人に対して三カ月間明け渡しを猶予する制度及び抵当権者の同意により貸借に對抗力を与える制度を創設することとしております。

これにより、現行制度が執行妨害に濫用されることにより国民の権利の実現を妨げていたという問題が改善されるとともに、抵当建物の賃借人の保護につきましても、合理的な範囲で、等しく確実な保護が与えられるようになるものと考えております。

次に、短期貸借制度の見直しに関し、執行妨害に対しては保全処分についての法改正等により対処すべきではないかとお尋ねがございました。

執行妨害に的確に対処するためには、保全処分等の制度をさらに強化する必要があると認識しており、本法案でも、そのための民事執行法等の改正を行うこととしております。

しかしながら、短期貸借制度に関しては、平成八年及び平成十年の民事執行法改正による執行妨害対策の強化並びに運用上の努力が重ねられてきたにもかかわらず、依然として、執行妨害に濫用される例が後を絶たない状況にあると指摘されております。

そこで、執行妨害への対策としては、保全処分のさらなる強化等を図るにとどまらず、民法が定める短期貸借制度につきましても、濫用されに

くい制度を構築するという観点から見直しを図る必要があると考えております。

次に、本法案に労働債権の一部について担保権に優先させる制度が盛り込まれていないことについてのお尋ねがございました。

法制審議会担保・執行法制部会において平成十四年三月に取りまとめられた担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案におきましては、一定の範囲の労働債権に係る先取特権について、公示手段を要することなく最優先の効力を認め、抵当権等の担保権にも優先するものとすべきであるとの意見があることが紹介されております。

しかし、抵当権等の担保権がその設定時には認識することができない労働債権に優先されることとなりますと、抵当権者等の利益を不当に害することとなります。また、そのようなおそれをおそれた抵当権者等の与信額の引き下げにより、債務者の資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあることなどから、この意見は、法制審議会において本年一月に取りまとめられた担保・執行法制の見直しに関する要綱では、採用されるに至らなかったものでございます。

そこで、本法案におきましては、この意見を実現する制度は設けていないものでございます。最後に、ILO第百七十三号条約との関係で、労働債権の保護についてのお尋ねがございました。

御指摘のILO第百七十三号条約は、使用者の支払い不能の場合における労働債権の保護に関して定められた条約であります。債務者が破産した場合における租税債権、労働債権等の各種債権の優先順位につきましては、現在、法制審議会倒産法部会における破産法の見直しの中で、租税債権の優先順位を一定の場合に引き上げるとともに、労働債権の優先順位を一部引き上げるという案について、調査審議が行われているところでございます。

議長報告

なお、租税債権等は、国家等の財政の基盤でありまして、公益性が高く、公平かつ確実に徴収されるべきものであることから、現行法のもとでは、原則として、労働債権を含む私法上の債権よりも優先することとされております。

以上でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたします。

午後一時五十一分散会

出席國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 川口 順子君
國務大臣 竹中 平蔵君
國務大臣 谷垣 禎一君

出席副大臣

法務副大臣 増田 敏男君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
港灣法等の一部を改正する法律
空港整備法の一部を改正する法律
独立行政法人環境再生保全機構法
日本環境安全事業株式会社法
一、去る九日、内閣から、議員鈴木宗男君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第十一條の規定に基づくテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石毛 鏡子君
山花 郁夫君

補欠

山花 郁夫君
石毛 鏡子君

法務委員

辞任

後藤田正純君
中川 昭一君
保利 耕輔君
鎌田さゆり君
不破 哲三君
小泉 龍司君
西川 京子君
山口 泰明君
齋藤 淳君
中林よし子君

補欠

小泉 龍司君
西川 京子君
山口 泰明君
齋藤 淳君
中林よし子君
後藤田正純君
中川 昭一君
保利 耕輔君
鎌田さゆり君
不破 哲三君

外務委員

辞任

伊藤 公介君
山口 泰明君

補欠

山口 泰明君
伊藤 公介君

財務金融委員

辞任

仙谷 由人君
平岡 秀夫君
阿部 知子君
江崎洋一郎君

補欠

山田 敏雅君
長妻 昭君
金子 哲夫君
山谷えり子君

長妻 昭君
山田 敏雅君
金子 哲夫君
山谷えり子君

厚生労働委員

辞任

奥谷 通君
後藤田正純君
小西 理君
川崎 二郎君
原田 義昭君

補欠

原田 義昭君
小西 理君
川崎 二郎君
後藤田正純君
奥谷 通君

経済産業委員

辞任

山田 敏雅君
大出 彰君

補欠

大出 彰君
山田 敏雅君

国土交通委員

辞任

二階 俊博君
金子善次郎君

補欠

金子善次郎君
二階 俊博君

環境委員

辞任

鳩山 邦夫君
中本 太衛君

補欠

中本 太衛君
鳩山 邦夫君

議院運営委員

辞任

永田 寿康君
日森 文尋君
後藤 斎君
菅野 哲雄君

補欠

後藤 斎君
菅野 哲雄君
永田 寿康君
日森 文尋君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

荒巻 隆三君
小西 優子君
小西 理君

補欠

小西 優子君
小西 理君
荒巻 隆三君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

荒巻 隆三君
近藤 基彦君
中山 正暉君
大島 章宏君
桑原 豊君
水野 賢一君
上川 陽子君
佐藤 静雄君
佐藤 勉君
中山 義活君
三井 辨雄君
桑原 豊君

補欠

上川 陽子君
佐藤 勉君
水野 賢一君
中山 義活君
三井 辨雄君
佐藤 静雄君
荒巻 隆三君
中山 正暉君
近藤 基彦君
大島 章宏君
桑原 豊君

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

犯罪被害者基本法案(細川律夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案通知)

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

(議案通知)

一、去る九日、次の本院議員提出案を否決した旨

参議院に通知した。
電波法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出)
通信・放送委員会設置法案(武正公一君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港灣法等の一部を改正する法律案
空港整備法の一部を改正する法律案
独立行政法人環境再生保全機構法案
日本環境安全事業株式会社法案

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書撤回)

一、昨十二日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があった。

(質問書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中村哲治君提出政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川田悦子君提出感染症対策に関する質問に対する答弁書

平成十五年三月十八日提出
質問 第三五号

国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

- 1 国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問主意書
- 2 国家公務員非常勤職員のうち、給与の高い上位五〇人の方に関してお尋ねする。
- 3 それぞれの方の時給の金額
- 4 それぞれの方が一ヶ月以上働いた方がおられれば、その中に一ヶ月以上働いた方がおられれば、その中で一年以上に受領した給与等の最高額
- 5 それぞれの方が一ヶ月に受領した給与等の総額
- 6 それぞれの方の採用は、公募か否か。
- 7 それぞれの方のボーナス支給額(年間)
- 8 それぞれの方の仕事の内容
- 9 それぞれの方の、なぜ高額給与なのか、その理由
- 10 それぞれの方の所属省庁名
- 11 退職金支払予定の有無と金額算定式
- 12 国家公務員非常勤職員のうち、勤務実態が実質上、常勤である方に限って、給与の高い上位五〇人の方に関してお尋ねする。
- 13 それぞれの方の給与の金額
- 14 それぞれの方が一ヶ月以上働いた方がおられれば、それぞれの方が一ヶ月に受領した給与等の最高額
- 15 その中に一年以上働いた方がおられれば、それぞれの方が一年間に受領した給与等の総額

5 それぞれの方のボーナス支給額(年間)

6 それぞれの方の仕事の内容

7 それぞれの方の、なぜ高額給与なのか、その理由

8 それぞれの方の、なぜ非常勤職員なのか、その理由

9 それぞれの方の所属省庁名

10 退職金支払予定の有無と金額算定式

三 以上の質問の中で答えできない項目があれば、その理由を質問項目ごとにお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第三五号
平成十五年五月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議長長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議長長妻昭君提出国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問に対する答弁書

一の1から5まで及び10について

お尋ねは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第二十二條第一項又は第二項に規定する非常勤職員、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。)第九條に規定する非常勤職員及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛庁給与法」という。)第二十六條に規定する非常勤職員(以下「非常勤国家公務員」という。)に関するものであると考えられるところ、非常勤国家公務員のうち勤務一時間につき支給される給与の額(以下「時給額」という。)を算出できるものは、一般職給与法第二十二條第二項に規定する非常勤職員及び防衛庁給与法第二十六條に規定する非常勤職員で一般職給与法第二十二條第二項に規定する非常勤職員の例により給与を支給されるものであり、平成十五年二月二十八日に在職するこれらの職員のうち、時給額が高い上位五十人(以下「時給額上位五十人」という。)について、それぞれの時給額、一か月以上任用された者に係る一か月に支給された給与(常勤職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に相当する給与(以下「期末手当等相当給与」という。))を除く。)の最高額、一年以上任用された者に係る一年間に支給された給与の合計額、採用時に係る公募の有無、一年間に支給された期末手当等相当給与の額並びに退職手当の支払の有無及びその額の算定式は、別表第一のとおりである。

なお、一般職給与法第二十二條第一項に規定する非常勤職員、特別職給与法第九條に規定する非常勤職員及び防衛庁給与法第二十六條に規定する非常勤職員で一般職給与法第二十二條第一項に規定する非常勤職員の例により給与を支給されるものについては、その給与の額を勤務一日につき支給する額として定めており、勤務時間の長短に対応して定めてはいないことから、時給額を算出することはできない。

一の6から9までについて

時給額上位五十人のそれぞれの職種は、別表第一のとおりであり、その内訳は大学の教員が四十六人及び医師が四人である。これらの職員については、短時間の業務に従事させるため、非常勤職員として任用したものである。また、給与の額については、特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事することを考慮して決定したところである。

なお、別表第一にお示した時給額等は、個人に関する情報であるため、所属省庁名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい。

二の1から5まで及び10について

お尋ねは、非常勤国家公務員のうち、日々雇入れられる職員で勤務時間が一日につき八時間とされており、かつ、一週間につき五日勤務するもの又はこれに相当するものに関するものであると考えられるところ、平成十五年二月二十八日に在職するこれらの職員のうち、勤務一日につき支給される給与の額(以下「日給額」という。))が高い上位五十人(以下「日給額上位五十人」という。))について、それぞれの日給額、一か月以上任用された者に係る一か月に支給された給与(期末手当等相当給与を除く。)の最高額、一年以上任用された者に係る一年間に支給された給与の合計額、採用時に係る公募の有無、一年間に支給された期末手当等相当給与の額並びに退職手当の支払の有無及びその額の算定式は、別表第二のとおりである。

二の6から9までについて

日給額上位五十人のそれぞれの職種は、別表第二のとおりであり、その内訳は大学の教員が四十九人及び医師が一人である。これらの職員については、期間が限定されたプロジェクトにおいて一定の目的が達成され次第終了する業務や業務量の増加が一時的なものと予想される業務など常勤を要しない業務に従事させるため、非常勤職員として任用したものである。また、給与の額については、高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事することを考慮して決定したところである。

なお、別表第二にお示した日給額等は、個人に関する情報であるため、所属省庁名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい。

別表第一

番号	時給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無
1	13,863	55,452	—	0	大学教員	無	無
2	12,737	391,010	3,732,035	0	医師	無	無
3	12,500	250,000	2,550,000	0	医師	無	無
4	12,486	151,592	1,809,696	0	医師	無	無
5	12,100	1,064,800	2,807,200	0	大学教員	無	無
6	12,100	774,400	2,323,200	0	大学教員	無	無
7	12,100	484,000	2,468,400	0	大学教員	無	無
8	12,000	624,000	2,928,000	0	大学教員	無	無
9	11,884	427,824	3,113,608	0	大学教員	無	無
10	11,884	190,144	2,281,728	0	大学教員	無	無
11	11,700	70,200	—	0	大学教員	無	無
12	11,671	1,050,390	—	0	大学教員	無	無
13	11,671	700,260	7,142,652	0	大学教員	無	無
14	11,544	346,320	1,673,880	0	大学教員	無	無
15	11,529	92,232	—	0	大学教員	無	無
16	11,500	46,000	46,000	0	大学教員	無	無
17	11,405	182,480	2,189,760	0	大学教員	無	無
18	11,380	113,800	—	0	大学教員	無	無
19	11,380	45,520	—	0	大学教員	無	無
20	11,300	180,800	474,600	0	大学教員	無	無
21	11,300	56,500	113,000	0	大学教員	無	無
22	11,200	268,800	—	0	大学教員	無	無
23	11,200	67,200	470,400	0	大学教員	無	無
24	11,010	121,110	—	0	大学教員	無	無
25	10,973	67,212	—	0	大学教員	無	無
26	10,973	67,212	—	0	大学教員	無	無
27	10,929	961,752	2,622,960	0	大学教員	有	無
28	10,929	743,172	3,847,008	0	大学教員	有	無
29	10,929	349,728	—	0	大学教員	無	無

番号	時給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無
30	10,929	174,864	655,740	0	大学教員	有	無
31	10,929	174,864	557,379	0	大学教員	有	無
32	10,929	174,864	—	0	大学教員	有	無
33	10,929	109,290	109,290	0	大学教員	無	無
34	10,929	109,290	—	0	大学教員	有	無
35	10,929	87,432	—	0	大学教員	無	無
36	10,820	86,560	454,440	0	大学教員	無	無
37	10,820	86,560	—	0	大学教員	無	無
38	10,816	173,056	2,076,672	0	大学教員	無	無
39	10,810	237,820	972,900	0	大学教員	有	無
40	10,810	172,960	605,360	0	大学教員	無	無
41	10,810	64,860	324,300	0	大学教員	有	無
42	10,800	172,800	—	0	大学教員	無	無
43	10,800	86,400	939,600	0	医師	無	無
44	10,795	151,130	—	0	大学教員	無	無
45	10,662	597,072	—	0	大学教員	有	無
46	10,662	319,860	319,860	0	大学教員	有	無
47	10,662	191,916	287,874	0	大学教員	有	無
48	10,662	159,930	287,874	0	大学教員	有	無
49	10,662	127,944	565,086	0	大学教員	有	無
50	10,662	85,296	85,296	0	大学教員	無	無

- (注) 1 「最高給与月額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間の各月のうち支給された給与の額が最も高い月の給与の額である。
 2 「給与年額」は、平成14年4月から平成15年3月まで任用されていた職員について当該期間に支給された給与の合計額であり、期末手当等相当給与を含む。
 3 「期末手当等相当給与額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間に支給された期末手当等相当給与の額である。
 4 「退職手当の支払の有無」については、上記の者がいずれも国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に定める退職手当の支払の要件を満たさないことから「無」としている。

別表第二

番号	日給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公募の 有無	退職手当 支払の有無	退職手当の 額の算定式
1	37,445	890,678	12,976,518	3,512,254	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
2	35,391	839,193	11,698,062	2,759,878	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
3	35,064	851,507	11,827,080	2,755,012	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
4	35,064	833,929	10,974,690	2,696,796	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
5	33,910	844,268	11,493,268	2,663,604	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
6	33,400	806,700	12,021,381	3,499,381	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
7	33,305	814,953	12,110,727	3,488,059	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
8	33,182	787,558	—	1,567,646	大学教員	無	無	—
9	32,900	799,800	11,898,944	3,443,744	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
10	32,900	780,950	11,681,744	3,443,744	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
11	32,750	793,789	11,026,846	2,571,874	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
12	32,600	747,710	—	732,398	大学教員	無	無	—
13	32,120	784,937	10,874,526	2,505,362	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
14	31,900	752,800	10,821,638	2,849,338	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
15	31,800	782,000	11,569,021	3,310,721	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
16	31,751	758,563	10,702,457	2,788,266	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
17	31,606	737,182	—	696,691	大学教員	無	無	—
18	31,600	747,730	11,230,986	3,320,626	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
19	31,500	725,238	—	706,953	大学教員	無	無	—
20	31,273	772,865	—	1,477,432	大学教員	無	無	—
21	31,118	699,226	10,950,102	3,245,590	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
22	31,000	736,580	10,998,363	3,241,003	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
23	30,834	760,260	10,538,660	2,423,220	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
24	30,500	728,519	10,371,680	2,682,252	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
25	30,469	755,280	11,258,476	3,190,956	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
26	30,200	726,494	11,033,906	3,290,478	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
27	30,000	739,730	10,964,931	3,137,771	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
28	29,957	719,365	10,036,171	2,457,952	医師	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
29	29,929	715,800	10,527,452	2,977,628	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3

番号	日給額 (円)	最高給与 月額(円)	給与年額(円)	期末手当等 相当給与額 (円)	職種	公算の 有無	退職手当 支払の有無	退職手当の 額の算定式
30	29,826	703,948	10,574,366	3,121,796	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
31	29,600	716,540	10,652,605	3,076,925	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
32	29,508	720,243	9,997,371	2,318,967	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
33	29,423	568,427	—	146,625	大学教員	無	無	—
34	29,400	721,849	10,426,989	2,795,201	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
35	29,400	702,860	10,474,765	3,070,845	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
36	29,100	701,070	10,433,329	3,041,289	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
37	29,100	682,690	10,027,410	2,514,130	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
38	29,000	702,300	9,960,136	2,535,436	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
39	28,854	709,287	—	2,480,892	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
40	28,700	697,258	9,551,116	2,179,220	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
41	28,628	549,032	—	85,599	大学教員	無	無	—
42	28,600	696,000	10,471,980	3,004,880	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
43	28,400	700,120	10,406,165	2,966,925	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
44	28,364	704,092	—	1,800,558	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
45	28,364	678,980	10,160,363	2,969,967	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
46	28,200	663,400	9,801,922	2,820,322	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
47	28,189	669,032	9,928,358	2,821,062	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
48	28,020	684,737	10,393,324	2,922,512	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3
49	28,000	659,800	9,879,389	2,934,589	大学教員	有	有	退職の日における 俸給月額×0.3
50	27,900	660,600	—	2,069,310	大学教員	無	有	退職の日における 俸給月額×0.3

- (注) 1 「最高給与月額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間の各月のうち支給された給与の額が最も高い月の給与の額である。
2 「給与年額」は、平成14年4月から平成15年3月まで任用されていた職員について当該期間に支給された給与の合計額であり、期末手当等相当給与を含む。
3 「期末手当等相当給与額」は、平成14年4月から平成15年3月までの間で任用されていた期間に支給された期末手当等相当給与の額である。
4 上記の者は平成15年3月31日までにすべて退職していることから、「退職手当の支払の有無」には退職手当の支払の事実の有無を記載している。
5 「退職手当の額の算定式」は、国家公務員退職手当法に基づくものである。

平成十五年三月二十八日提出
質問 第四二二号

米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の
協力に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊
の協力に関する質問主意書

一 現在、行われている米英軍等によるイラク攻
撃に関して、日本の自衛隊は協力、関与若しく
は関係しているのか否か。お示し願いたい。

二 現在、行われている米英軍等によるイラク攻
撃に関して、日本の自衛隊はどのように協力、
関与若しくは関係しているのか。お示し願いた
い。

三 前項でお答え頂いた内容はそれぞれの法令
を根拠としたものか、それぞれお示し願いた
い。

四 最終的にイラクを攻撃する米英軍等に対し
て、自衛隊は給油等を実施しているのか否か。

五 イラクを攻撃する米英軍等に対して、自衛隊
は警戒活動等への協力をしているのか否か。

六 テロ特別措置法による自衛隊の活動は、現
在、どのようなものか。

イラク攻撃に関連する活動は含まれている
か。

七 いわゆるデータリンクとは何か。

八 インド洋周辺で、米軍と自衛隊艦船とデー
タリンクを結んでいるか。

九 北朝鮮の脅威に関して、日本海にもイージ
ス艦の充実が必要と考えるが、インド洋と日本海
とどのような優先順位を持って、イージス艦を
展開するのか。基本的考え方をお示し願いた
い。
右質問する。

内閣衆質一五六第四二二号

平成十五年五月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイラク
攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出米英軍等によるイ
ラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質
問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ねの「協力、関与若しくは関係」及び「警
戒活動等への協力」の意味するところが必ずし
も明らかではないが、自衛隊は、本年三月二十
日に開始されたアメリカ合衆国（以下「合衆国」
という）軍隊等によるイラクに対する武力の行
使について、これを支援する活動は行っていない。
四について

イラクに対して武力を行使する合衆国軍隊等
に対して、自衛隊の艦船等が給油等を実施した
事実はない。

六について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国にお
いて発生したテロリストによる攻撃等に対応し
て行われる国際連合憲章の目的達成のための諸
外国の活動に対して我が国が実施する措置及び
関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に
関する特別措置法（平成十三年法律第百十三
号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づく自
衛隊の活動については、現在、護衛艦及び補給
艦により、合衆国軍隊等に対する艦船用燃料の
補給等をインド洋北部において行うとともに、
C-130型輸送機等による物資等の輸送を国

内及び国外において実施しているところであ
る。

これらの活動は、テロ対策特措法第一条に規
定する同法の目的を達成するためのものではあ
る。

七について

データリンク・システムとは、艦船等に搭載
された互いのコンピュータを無線通信回線で接
続し、レーダー等で収集した航空機の位置等に
関する情報を相互に送受信することによって、
情報を共有する通信システムである。

八について

一般的に、各種の活動において、合衆国軍隊
の艦船等と自衛隊の艦船等との間で、一般的に
情報交換の一環として、データリンク・システ
ムを使用することはあり得るが、現時点で、イ
ンド洋において協力支援活動等を実施する自衛
隊の艦船が合衆国軍隊の艦船等と情報交換をす
るためデータリンク・システムを使用している
か否かを明らかにすることは、自衛隊の目標識
別能力等を明らかにすることとなり、協力支援
活動等を実施している自衛隊の安全を害するお
それがあるため、答弁を差し控えた。

九について

我が国周辺の警戒監視については、平素から
海上自衛隊の哨戒機や主要海峡に配置した艦船
により船舶等の状況を監視するとともに、必要
に応じかかる警戒監視態勢を強化しているこ
ろである。

テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実
施のためのイージス・システム搭載護衛艦以
下「イージス艦」という。）の派遣については、自
衛隊法（昭和二十九年法律第百五十五号）附則第
十七項及び第十八項において、テロ対策特措法
に基づく協力支援活動等は自衛隊の任務遂行に

支障を生じない限度において行う旨規定されて
いることを考慮に入れ、常時少なくとも一隻の
イージス艦を含む一個護衛隊群を我が国防衛の
ため即応の態勢で維持し得ることが確保される
体制を前提に、適宜適切に実施してまいりた
い。

平成十五年三月三十一日提出
質問 第四三三号

政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を
改正する法律案に関する質問主意書

提出者 中村 哲治

政府提出出入国管理及び難民認定法の一部
を改正する法律案に関する質問主意書

政府は、我が国の難民認定体制の不備に対する
国会等での度重なる批判を踏まえ、本年三月四日
に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法
律案（以下「政府提出法案」という。）を国会に提出
した。その内容は、難民認定の申請期限の撤廃、
難民認定の申請者に対する仮滞在の許可、その間
の退去強制手続の停止、難民認定者に対する定住
者の在留資格付与等を盛り込むものである。

政府提出法案については、そもそも、異議申し
立て制度の見直しや難民の生活支援の実施等、最
も改善が望まれている部分に全く触れていない時
点で既に失望を禁じえない。また盛り込まれた改
善点についても、適用するにあたり様々な条件を
課しているため、どの程度の効果があるのか甚だ
疑問である。

従って政府提出法案の実効性を具体的に確認す
る観点から、次の事項について質問する。

一 平成元年から平成十四年末までに日本にお
いて難民認定された者百十三名のうち、

（一）難民認定された際に在留資格非取得外国

人(出入国管理及び難民認定法以下「法」とする。別表第一または別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していない者及び特別永住者以外の者)であつた者は何名か。 (2) (1)のうち、法務大臣が定住者の在留資格の取得を許可しなかつた者は何名か。またその理由を示されたい。 (3) (1)及び(2)のうち、在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査し、当該事情があると認めた結果、在留を特別に許可した者は何名か。 (4) (1)以外の者のうち、法第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたときまたは法第二十二條の二第二項の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたとき、これを不許可とした事例は何件か。またその理由を示されたい。 (5) 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から六月を経過した後難民認定の申請を行った者は何名か。 (6) 本邦にある間に難民となる事由が生じた者は何名か。 (7) (6)以外の者のうち、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域から (イ) 他国を通過せずに日本に入国した者は何名か。 (ロ) 第三国における各七十二時間以下のトランジットのみを経て日本に入国した者は何名か。	
(ハ) 第三国を経て日本に到着した者のうち、ある第三国に七十二時間以上七日以下滞在した者は何名か。 (ニ) 第三国を経て日本に到着した者のうち、ある第三国に七日を越えて一ヶ月以下滞在した者は何名か。 (ホ) 第三国を経て日本に到着した者のうち、ある第三国に一ヶ月を越えて六ヶ月以下滞在した者は何名か。 (ヘ) 第三国を経て日本に到着した者のうち、ある第三国に六ヶ月を越えて滞在した者は何名か。 (8) (6)以外の者のうち、政府提出法案第六十一条の二の第二項第二号の定める難民条約第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでない者は何名か。 (9) (8)の回答の基準となつた政府提出法案第六十一条の二の第二項第二号条文中「直接」の解釈基準を明示されたい。 (10) (5)に該当し、かつ(8)に該当する者は何名か。 (11) 法第六十一条の二第二項本文に定める六十日の申請期間を越えて申請をした者は何名か。 二 平成元年から平成十四年末までに人道的配慮による在留を認められた難民申請者二百五十九名のうち、 (1) 法第六十一条の二第二項本文に定める六十日の申請期間を越えて申請をした者は何名か。 (2) 本邦に上陸した日(本邦にある間に人道的配慮の基礎となつた事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後難民認定申請を行った者は何名か。	
三 平成元年から平成十四年末までに難民認定申請を行った者十九百六十八名のうち、 (1) 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後難民認定の申請を行った者は何名か。 (2) 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでない者は何名か。 (3) (1)に該当し、かつ(2)に該当する者は何名か。 四 政府提出法案において、難民認定される在留資格非取得外国人のうち政府提出法案第六十一条の二の二の定めるところにより定住者の在留資格の取得を許可される者及び難民認定申請者で政府提出法案第六十一条の二の四の定めるところにより仮滞在の許可を与えられる者から、 「本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後難民認定申請を行ったものを除く趣旨及び期間を「六月」と定める根拠を示されたい。 五 政府提出法案において、難民認定される在留資格非取得外国人のうち政府提出法案第六十一条の二の二の定めるところにより定住者の在留資格の取得を許可される者及び難民認定申請者で政府提出法案第六十一条の二の四の定めるところにより仮滞在の許可を与えられる者から、 「難民条約第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでないときを除く趣旨及び除外の根拠を示されたい。 右質問する。	
内閣衆質一五六第四三号 平成十五年五月九日 内閣総理大臣 小泉純一郎 衆議院議長 綿貫 民輔殿 衆議院議員中村哲治君提出政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員中村哲治君提出政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書 一の(1)について 平成元年から平成十四年末までに日本において難民認定された者百十三名のうち、難民認定された際に在留資格非取得外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者)であつた者は、五十九名である。 一の(2)について 一の(1)のうち、法務大臣が定住者の在留資格の取得を許可しなかつた者はいない。 一の(3)について 一の(1)の五十九名のすべての者につき、法第六十一条の二の八及び第五十条の規定により、法務大臣がその在留を特別に許可している。なお、一の(2)に該当する者はいない。 一の(4)について 一の(1)以外の者のうち、定住者の在留資格への変更許可又は定住者の在留資格の取得許可の申請があつたときに、法務大臣がこれを不許可とした事例はない。	

一の(5)について

平成元年から平成十四年末までに日本において難民認定された者百十三名のうち、本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日。以下同じ。)から六月を経過した後難民認定申請をした者は、十三名である。

一の(6)について

平成元年から平成十四年末までに日本において難民認定された者百十三名のうち、本邦にある間に難民となる事由が生じた者は、六十六名である。

一の(7)、(8)及び(10)について

いずれも、統計がないため、答弁することができない。

一の(9)について

政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)第六十一条の二の二第二項第二号に規定する「直接本邦に入つた」とは、難民認定申請者が、出身国その他のその生命、身体又は身体の自由が難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。)第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域(以下「出身国等」という。)から本邦に直接的に逃れてきた状態をいう。ただし、右のおそれのない領域を経由して本邦に入つた場合であっても、本邦に入国するために当該領域を単に通過したにすぎない場合や、当該領域において予定された滞在期間及び現に滞在した期間が非常に短く、当該領域の属する第三国(我が国が国家承認していない国を含む。)から庇護を与えられなかった場合等には「直接本邦に入つた」に当たると考える。

一の(11)について

平成元年から平成十四年末までに日本において難民認定された者百十三名のうち、法第六十一条の二第二項本文に定める六十日の申請期間を超えて申請をした者は、三十名である。

二の(1)について

平成元年から平成十四年末までに人道的配慮による在留を認められた難民認定申請者二百五十九名のうち、法第六十一条の二第二項本文に定める六十日間の申請期間を超えて申請をした者は、百四十一名である。

二の(2)について

お尋ねの「本邦にある間に人道的配慮の基礎となつた事由が生じた者」にあつては、その事実を知つた日」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成元年から平成十四年末までに人道的配慮による在留を認められた難民認定申請者二百五十九名のうち、本邦に上陸した日から六月を経過した後難民認定申請をした者は、百八名である。

三の(1)について

平成元年から平成十四年末までに難民認定申請をした者千九百六十八名から、いまだ処分が確定していないために本邦にある間に難民となる事由が生じた者であるか否かが不明確である者六十三名を除いた千九百五名のうち、本邦に上陸した日から六月を経過した後難民認定申請をした者は、七百五名である。

三の(2)及び(3)について

いずれも、統計がないため、答弁することができない。

四及び五について

新法第六十一条の二の二第二項第一号及び第二号において、定住者の在留資格の取得の許可の例外として、本邦に上陸した日から六月を経

過した後難民認定申請を行ったものであると

き、及びその者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によって害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでないときを規定した趣旨は、本邦に上陸した日から六月以内に難民である旨の申出をしなかつた不法滞在者及び右のおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでない不法滞在者については、出身国等における迫害から逃れるためにやむを得ず不法入国、不法残留等の違法行為を行ったものとは認められず、迫害からの緊急避難性という観点を考慮すると、その他の難民と比較して我が国において庇護を付与すべきものとする必要性が劣るものと考えられ、このような不法滞在者に定住者の在留資格の取得を一律に許可することとするのは適当ではないと判断したことによるものであつて、難民条約第三十一条(同規定は、右のおそれのある領域から直接来た難民に対し、遅滞なく当局に出頭し、不法に入国したこと等の相当な理由を示すことを条件に、刑罰を科してはならない旨定めている。)の趣旨をも踏まえたものである。

また、前記の期間を六月としたのは、一時庇護のための上陸の許可の上陸期間及び短期滞在の在留資格により通常在留できる期間の上限等を踏まえたものであるが、当該期間は、言語上の問題その他難民認定申請者の置かれた特殊な状況を考慮しても、難民認定申請を行うために十分な期間と考えられる上、この要件を設けることにより、難民の法的地位の早期確定や難民認定申請案件の迅速かつ適正な処理にも資するものと考えられる。

次に、新法第六十一条の二の四第一項において、

て、難民認定申請を行った在留資格非取得外国人に仮滞在を許可することの例外として、新法第六十一条の二の二第二項第一号又は第二号のいずれかに該当することが明らかであるときを規定した趣旨は、当該規定に該当する者については、前述のとおり、たとえ難民と認定されたとしても定住者の在留資格の取得を一律に許可すべきものから除外することとしたのと同様に、難民条約第三十一条の趣旨に照らしても、仮滞在という特別な地位を認めるべき必要性が乏しいことによるものである。また、このような規定を設けることにより、専ら退去強制を免れることを目的として難民認定申請を行うなどの難民認定制度の濫用の防止にもつながるとともに、難民の法的地位の早期確定や難民認定申請案件の迅速かつ適正な処理にも資するものと考えられる。

平成十五年四月十八日提出
質 問 第 五 八 号

感染症対策に関する質問主意書

提出者 川田 悦子

感染症対策に関する質問主意書

今年二月下旬、上海、香港からハノイに到着した中国系米国人が、原因不明の重症急性呼吸器症候群で三月一三日に死亡して以来、新型肺炎の重症急性呼吸器症候群(以下「SARS」という)が香港と中国広東省を中心に世界的に広がりがつつある。国際化が進み、海外への渡航者および海外からの入国者が増えているわが国においては、SARSに限らず、今後新しい感染症が蔓延する可能性がある。

ところが、現在の厚生労働省および医療・診察機関はかならずしも新感染症に適切かつ迅速に対

応できる体制にはなっていない。また、新感染症に対する医療スタッフの知識・経験不足から、患者が診療・治療体制に不安を抱いているというのが実情である。

よって、次のとおり質問する。

一 世界保健機関(WHO)のガイドラインによれば、SARSの感染者は病原菌などが外部に漏れないよう圧力を低くした陰圧室や浴室を完備した病室に隔離するのが望ましいとしているが、現在わが国において、陰圧室や浴室を備えた病室は何床あるのか、その数を陰圧室および浴室を備えた病室、陰圧室のみを備えた病室、浴室のみを備えた病室に分けてそれぞれ示されたい。

二 現在わが国には、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等の感染症指定医療機関があるが、新感染症に迅速かつ適切に対応するためには、医療・診療機関のいっそうの充実を図り、都道府県と一体となってこれまで以上に研究・治療体制および医療・診療体制を強化するべきであると考え、政府の見解はどうか。

三 二で、政府がこれまで以上に研究・治療体制および医療・診療体制を強化するべきであるという見解であるのであれば、どのような計画等を策定するつもりがあるか。

四 一九九九年に新しい感染症に対処すべく新感染症法が施行されたが、それに基ついた施策(研究体制・治療体制)は不十分であると考え、政府はどう考えているのか、その見解を問う。

今後SARSに限らず新しい感染症がわが国において流行・蔓延するおそれがあるが、わが国の厚生労働省における新感染症対策の体制はかならずしも十分とは言えず、今後人員の増員も含めて新感染症対策の体制を拡充する必要がある。

あると考えるが、政府の見解はどうか。

五 薬害エイズでは、政府の情報の隠蔽と医療機関の診療拒否、さらに政府によるセンセーショナルなマスコミ報道への誘導が激しく差別・偏見を引き起こしたのは周知のことである。

今回SARSが世界的な広がりをみせるなか、国民が不安に感じていることは、正確な情報が開示されているのかどうかという点と診療拒否等によって適切な検査・治療が受けられないのではないかとということである。診療拒否は患者の健康・生命に危険を及ぼすだけでなく、国民に対して誤った意識を植え付け、差別・偏見を生む可能性もある。患者が発生した場合に患者の健康・生命を守り、差別・偏見を生まないためには、各医療・診療機関に感染症に関する情報の周知徹底を図ることによって診療拒否等、患者の受診行為の妨けになるようなことがないようにすることに加えて、国民に対しては、積極的にあらゆるチャネルを通じて迅速かつ十分な情報を提供することが重要であると考え、政府の見解はどうか。

内閣衆質一五六第五八号
平成十五年五月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出感染症対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出感染症対策に関する質問に対する答弁書

一 について
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下

「感染症法」という。)に規定する感染症指定医療機関が有する病室のうち、陰圧室で浴室を備えているものは三百十室(三百八十九床)、陰圧室で浴室を備えていないものは八十九室(百五十八床)、陰圧室以外で浴室を備えているものは三百四十三室(四百六十七床)である。なお、感染症指定医療機関以外の医療機関が有するこれらの病室の数は承知していない。

二 及び四について

感染症法第三条においては、国及び地方公共団体の責務として、感染症に関する研究の推進等を図るとともに感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずることが定められており、この規定を踏まえて、感染症に関する研究体制及び医療提供体制の充実に取り組んでいるところである。

このうち、新感染症を含む感染症に関する研究については、世界保健機関(WHO)との情報交換、国際的な疫学調査への協力等を進めている。また、新感染症の患者に対する医療提供体制については、平成十五年四月七日付けで新たに国立国際医療センターを特定感染症指定医療機関に指定するなど、患者の受入れが可能な医療機関の拡充に努めるとともに、新感染症が発生した場合には、疫学及び臨床医学の専門家を関係都道府県に派遣して指導及び助言を行うこととしている。

今後とも引き続き、都道府県等と密接な連携を図りつつ、新感染症を含む感染症に迅速かつ適切に対応できるよう努めてまいりたい。

三について

感染症法に基づき、厚生労働省において、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成十一年厚生省告示第百十五号)を策定するとともに、同指針に即して、全都道府県

が感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めているところであり、同指針及び同計画に沿って、研究体制及び医療提供体制の一層の充実を含む感染症対策を講じてまいりたい。

なお、SARS(重症急性呼吸器症候群)については、「ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について(第七報)」「平成十五年四月七日付け健康発第〇四〇七〇〇一号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、SARS患者が発生した場合の具体的な事例を想定し、患者の搬送方法や、有症状者への医療提供体制等に関する具体的な行動計画を作成し、公表するよう都道府県に要請したところであり、既に全都道府県が行動計画を作成し、公表しているところである。

五について

感染症の患者が不当な差別を受けることのないよう、感染症に関する正しい知識の普及を図ることは重要であると考えており、厚生労働省及び各検査所のホームページ、政府広報等を通じて、幅広く国民に対する情報提供を行うとともに、検査所における海外渡航者向けのパンフレットの配布、SARS患者への適切かつ具体的な対応方法を定めたSARS管理指針の医療機関への周知等を行っているところである。今後とも、個人情報保護に留意しつつ、情報提供等の充実にも努めてまいりたい。

証券取引法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十五年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十八條の二第二項第一号中「第二十八條の四第一号から第七号まで及び第九号」を「第二十八條の四第一項第二号から第七号まで及び第九号から第十一号まで」に改める。

第二十八條の三「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十八條の四中「その添付書類を」これに添付すべき書類若しくは電磁的記録に、「記載を」記載若しくは記録に改め、同条第六号中「登録を取り消されの下に」、若しくは第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消されを加え、同条第九号二を次のように改める。

二 証券会社が第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定により第二十八條の登録を取り消された場合、証券

仲介業者が第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に關する法律第二十四條第一項若しくは同法第二十五條において準用する第五十六條の二第三項の規定により同法第三十八條の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者(同法第二十二條第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)が同法第二十四條第四項において準用する同法第一項の規定により同法第十三條の二第一項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に關する法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役

若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(同法第二十二條第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。)であつた者(この法律又は外国証券業者に關する法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。)でその取消しの日から五年を経過しない者

第二十八條の四第九号へを同号とし、同号ホ中「第五十六條第二項」の下に「若しくは第六十六條の十八第二項」を加え、「監査役若しくは」を「監査役若しくはこれらに準ずる者」に改め、「第二十四條第二項」の下に「同法第四項において準用する場合を含む。」を加え、「同項の規定により」を削り、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 証券仲介業者が第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消された場合又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

第二十八條の四第十号を同法第十二号とし、同法第九号の次に次の二号を加える。

十 個人である主要株主登録申請者が持株会社私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十三條の五において同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われて

いる者であつて、その法定代理人が前号イからトまでのいずれかに該当するもの
ロ 前号ロからトまでのいずれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定により第二十八條の登録を取り消され、第六十六條の十八第一項の規定により第六十六條の二の登録を取り消され、外国証券業者に關する法律第二十四條第一項若しくは同法第二十五條において準用する第五十六條の二第三項の規定により同法第三十三條の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八條若しくは第六十六條の二の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相當する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相當する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

第二十八條の四に次の四項を加える。
前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百

十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同法第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三條の二第一項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三條の二第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員(議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同法第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。))の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員(議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第三項第一号中「証券会社」の下に「外国証券会社」を加える。

第三十二條第三項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第五項中「第六十五條の三、第六十三條第一項及び第二項、第六十五條の三」に改め、「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第六項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第三十三條の次に次の一節を加える。

第一節の二 主要株主

第三十三條の二 証券会社の株主は、証券会社の主要株主第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の対象議決権保有届出書には、第二十八條の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十三條の三 内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が第二十八條の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該証券会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第三十三條の四 証券会社の主要株主は、当該証券会社の主要株主でなくなつたときは、遅

滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十三條の五 前三條の規定は、証券会社を子会社(第二十八條の四第三項に規定する子会社をいう。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十四條第二項第三号中「第二項第十項を『第二項第十二項に改め、同項第五号中「第二項第九項を『第二項第十一項に改める。』」第五十四條第一項第四号中「銀行」を「銀行、協同組織金融機関」に改める。

第五十六條第一項第一号中「第二十八條の四第一号から第三号まで」を「第二十八條の四第一項第一号から第三号まで」に、「又は第七号」を「第七号又は第十一号」に改め、同条第二項中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第五十九條第一項中「という。若しくは当該証券会社を子会社」の下に「(第二十八條の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「昭和二十二年法律第五十四号」を削り、「この項及び」を「この条及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の主要株主(第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。又は証券会社を子会社とする持株会社の主要株主に対し第三十三條の二から第三十三條の四までの届出若しくは措置若しくは当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査(第三十三條の二から第三十三條の四までの届出若しくは措置又は当該証券会社の営業若しくは財産に關し必要な検査に限る。をさせることができる。

第六十一條第一項中「この条及び第六十四條の七から第六十四條の九」を「第三章の二に、以下」を「次項において」に改め、「証券会社」の下に「(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第六十三條中「又は登録金融機関を、外国証券会社又は許可外国証券業者」に改める。

第六十四條第三項第二号ハ中「又は登録金融機関の商号又は名称」を「外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名」に改め、同号に次のように加える。

二 証券仲介業を営んだことの有無及び証券仲介業を営んだことのある者については、その営んだ期間

第六十四條の二第一項第一号中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改め、同項第三号中「又は登録金融機関」を「外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者」に改め、同項に次の一を加える。

四 第六十六條の二の規定により登録されている者

第六十四條の四第二号中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第六十四條の五第一項第一号中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改め、同項に次の一を加える。

三 過去五年間に次条第三号(第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三)において準用する場合を含む。の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為(当該過去五年間の行為に限る。が前号に該当していたことが判明したとき。

第六十四條の七第一項中「であつて当該協会に所屬する証券会社又は登録金融機関の外務員に係るもの(以下この条及び第六十四條の九において「登録事務」という。を(以下この条及び第六十四條の九において「登録事務」という。であつて当該協会に所屬する証券会社(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。の外務員に係るもの)に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項の下に」又は「第二項を加え、同条第五項中「又は登録金融機関」を削り、「第六十四條の五第一項第一号又は第二号」を「第六十四條の五第一項第一号から第三号までのいずれかに」に改め、同条第一項の次に次の一節を加える。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所屬しない証券会社の外務員に係る登録事務(第六十四條の五に係るものを除く。を一の協会の定めて行わせることができる。

第六十四條の八第一項中「前条第一項の下に」又は「第二項を加える。

第六十四條の九中「第六十四條の七第二項の下に」若しくは「第二項を加え、第六十四條の二第一項を若しくは第六十四條の二第一項に改め、又は」の下に「第六十四條の七第一項の規定により登録事務を行う協会の」を加える。

第六十五條第一項中「銀行」を「銀行、協同組織金融機関」に、「銀行が」を「銀行若しくは協同組織金融機関が」に改め、同条第二項中「銀行」の下に、協同組織金融機関を加え、同項第一号中「及び第六十七條の二第一項を、第六十七條の二第一項及び第六十五條第一項に改める。

第六十五條の二第一項中「銀行」の下に、協同組織金融機関を加え、同条第二項中「同条第一号から第五号まで、第八号及び第九号」を「同条第一項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号まで」に改め、同条第三項中「銀行」の下に、協同組織金融機関を加え、同条第五項

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二〇

中「第二十八条の四第六号」を「第二十八条の四第一項第六号」に、「第六十四条から第六十四条の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九を並びに第六十三条から第六十四条の九までに」、「及び第四十二条を」、「第四十二条及び第四十四条第一号」に改め、同条第九項中「銀行の下に」、協同組織金融機関を加え、同条第十項中「第五十九条第一項」を「第二十八条の四第三項」に改める。

第六十五条の三中「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える。

第三章の二 証券仲介業者

第一節 総則

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に關する法律第二十九条に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又は名称
- 五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類
- 六 その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

一 第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）

四 その他内閣府令で定める書類

前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第六十六条の四 内閣総理大臣は、第六十六条の二の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、証券仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者

二 登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第二十八条の四第一項第十一号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四 証券仲介業を適確に遂行することができず知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六 証券会社又は外国証券会社

第六十六条の六 証券仲介業者は、第六十六条の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

第六十六条の七 証券仲介業者は、営業所又は事務所に、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

証券仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第六十六条の八 証券仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第六十六条の九 証券仲介業者は、自己の信義をもつて、他人に証券仲介業を営ませてはならない。

第六十六条の十 証券仲介業者は、第二十条第一項各号に掲げる行為（以下この章において「証券仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属証券会社等の商号又は名称

二 所属証券会社等の代理権がない旨

三 第六十六条の十二の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

第六十六条の十一 証券仲介業者は、その行う証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等の委託を受けて行う証券仲介行為以外の第二十条第八項各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営むときは、この限りでない。

第六十六条の十二 証券仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う証券仲介業に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該証券仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

第六十六条の十三 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券仲介業に關連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 第四十二条第一項第一号、第二号又は第七号に該当する行為

ロ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業を営む場合には当該投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等（有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む場合には当該業務に基づいて顧客のために行う

有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条に規定する投資信託委託業務を営む場合には当該業務に基づく投資信託財産(同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう)の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同法第二十七条に規定する投資法人資産運用業務を営む場合には当該業務に基づく投資法人(同条第十九項に規定する投資法人をいう)の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して勧誘する行為

二 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報(有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る)を利用して勧誘する行為

ホ 金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二 証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、

て、同条第三項中「当該証券会社があるのは、当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第三節 経理

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の証券仲介業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定(銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第二十条第一項その他政令で定める規定を含む)により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

第六十六条の十七 証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 証券仲介業を廃止したとき(分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む)。
- 二 個人が死亡したとき。その相続人
- 三 法人が合併により消滅したとき。その

法人を代表する役員であつた者

- 四 法人が破産したとき。その破産管財人
- 五 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

第六十六条の十八 内閣総理大臣は、証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

- 一 第六十六条の五第一号から第五号まで(第二号イにあつては、第二十八条の四第一項第十一号イのうちこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、第二号ロを除く)に該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第六十六条の二の登録を受けたとき。
- 三 証券仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

内閣総理大臣は、証券仲介業者の役員が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該証券仲介業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第六十六条の十九 内閣総理大臣は、第六十六条の十七第二項の規定により第六十六条の二の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

ならない。

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該証券仲介業者の証券仲介業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券仲介業者の証券仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十六条の二十一 第六十二条第一項及び第三項の規定は第六十六条の二の登録について、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の規定は証券仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第五節 雑則

第六十六条の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条の九まで(第六十四条の七第二項を除く)の規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第六十六条の二十四 第六十六条の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八条第一項中「証券会社」の下に「(外国証券会社を含む。次項において同じ。)」を加える。

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十四条第一項第九号中「使用人」の下に「並びに証券仲介業者(協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。)並びにその役員及び使用人」を加え、同項第十一号及び第十三号中「協会員」の下に「及び証券仲介業者」を加える。

第七十九条の六第一項中「証券会社の下に」(「外国証券会社を含む。次項において同じ。」)を加え、同条第三項中「協会員」の下に「及び証券仲介業者」を加え、同条第四項中「当該協会員の下に」及び当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者」を加える。

第七十九条の七中「において」の下に「、協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者が」を、「背反した」の下に「場合に、当該」を加える。

第七十九条の八第五項中「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十九条の十三第一項中「協会員」の下に「、証券仲介業者」を加える。

第七十九条の十六中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加える。

第七十九条の十六の二第二項中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第四項中「協会員は、前項を、協会員又は証券仲介業者は、第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前三項の場合において、証券仲介業者が当事者であるときは、その所属証券会社等も当事者とみなす。

第七十九条の三十一第一項第三号及び第七十九条の三十六第五項中「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第八十条第二項第二号中「若しくは外国証券

会社又は登録金融機関を、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者」に改める。

第八十二条第一項第三号中「会員等」を「会員又は取引参加者(以下「会員等」という。)」に改める。

第八十三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 免許申請者が第四百四十八条、第五百二十二条第一項、第五百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第五百五十六条の二十六において準用する第四百四十八条若しくは第五百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六條第一項、第五十六條の二第三項若しくは第六十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第六十六條の七第一項、第六十六條の二十一第一項若しくは第六十六條の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内にその法人の役員(外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者

ハ 第六十六條の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第六十六條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が第六十六條の七第一項若しくは第六十六條の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株主会社が第六十六條の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株主会社の役員であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者

ニ 主要株主が第六十六條の七第一項又は第六十六條の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過するまでの者

ホ 第六十五條の十、第六十五條第二項、第六十五條の十第二項、第六十五條の十七第三項、第六十五條の十六第三項、第六十五條の十七第三項若しくは第六十五條の十六第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ 第六十六條の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七條の二の二 証券取引所は、取引所有された場合又はこの法律に相当する外国

の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可(当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内にその法人の役員(外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者

ハ 第六十六條の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第六十六條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が第六十六條の七第一項若しくは第六十六條の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株主会社が第六十六條の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日から三十日以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株主会社の役員であつた者でその取消の日から五年を経過するまでの者

ニ 主要株主が第六十六條の七第一項又は第六十六條の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過するまでの者

ホ 第六十五條の十、第六十五條第二項、第六十五條の十第二項、第六十五條の十七第三項、第六十五條の十六第三項、第六十五條の十七第三項若しくは第六十五條の十六第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ 第六十六條の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七條の二の二 証券取引所は、取引所有

価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてならぬ。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に關連する業務を営む会社を子会社とすることができ

前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員議決権の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七條の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適當でないことを認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。内閣総理大臣が、前条第一項ただし書の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第五章第一節中第八十七條の六の次に次の一項を加える。

第八十七條の六の二 証券取引所は、特定の会

員等又は有価証券の発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第九十八條第四項及び第九十九條の十二第二項第一号中「第二十八條の四第九号イからへまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

「第二款 取引所有価証券市場を開設する株

式会社の特例を「第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社」に改める。

第二百二条の前に次の目名を付する。

第一目 総則

第二百三条第一項を次のように改める。

何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第九項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

大臣に届け出なければならない。

第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員（議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第二百三条の次に次の二条を加える。

第二百三条の二 株式会社証券取引所の株主は、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第二百三条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第五章第三節中第六百六条の三を第六百六条の三

十二とし、第六百六条の二の次に次の二目を加える。

第二目 主要株主

第六百六条の三 株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。）以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（第六百六条の十第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定

保有者が株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

特定保有者は、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六百六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第六百六条の四第一項」と、同項第二号中「若しくは第六百六条の十八第一項」とあるのは「第六百六条の十八第一項」とあるのは「第六百六条の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条

第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六條の二第三項」と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、「若しくは第六百六条の二十八第一項」とあるのは「第六百六条の二十八第一項若しくは第六百五十五条の十第一項」と読み替へるものとする。

第六百六条の五 第八十七條の二の三の規定は、第六百六条の三第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

平成十五年五月十三日 衆議院会議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第百六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、株式会社証券取引所の主要株主(第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し当該株式会社証券取引所の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査当該株式会社証券取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社証券取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

前項の規定により第百六条の三第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社について準用する。

第百六条の八 株式会社証券取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の三第一項及び第四項た

だし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 証券取引所持株会社になつたとき。

前項(第三号を除く。)の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の九 第百三条第五項の規定は、第百六条の三、第百六条の四第一項、第百六条の七第二項及び第四項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 証券取引所持株会社

第百六条の十 株式会社証券取引所を子会社(第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社証券取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社証券取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合に

において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百六条の十第二項」と、同条第五項中「株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

第百六条の十一 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

第百六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社証券取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社証券取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社証券取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該

当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相當する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相當する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わし、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項若しくは第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員のうち第八十三条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百六条の十三 第八十七条の二の三の規定は、第百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第百六条の十四 何人も、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象

議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなった日から一年を超えて、これを保有してはならない。

前項本文に規定する場合に、証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百六条の十五 証券取引所持株式会社の株主は、当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券取引所持株式会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をし

てその者の書類その他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に必要の検査に限る)をさせることができる。

第百六条の十七 証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

前項に規定する場合に、証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という)は、特定保有者となつた日から三月以内に、証券取引所持株式会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第百六条の十七第二項」と読み替えるものとする。

第百六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に

適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、証券取引所持株式会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。
三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは「第百六条の十八第一項」と、同項第二号中「若しくは第六十六條の十八第一項」とあるのは、第六十六條の十八第一項若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六條の二第三項と、「登録を取り消され」とあるのは「登録を取り消され、同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により許可を取り消され」と、若しくは第百六条の二十八第一項とあるのは「第百六条の二十八第一項若しくは第百五十五條の十第一項」と読み替えるものとする。

第百六条の十九 第八十七條の二の三の規定は、第百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

第百六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、証券取引所持株式会社の主要株主(第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ)に対し当該証券取引所持株式会社が若しくはその子会社である株式会社証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして

当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該証券取引所持株式会社又はその子会社である株式会社証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る)をさせることができる。

第百六条の二十一 内閣総理大臣は、証券取引所持株式会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該証券取引所持株式会社の子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

前項の規定により第百六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、証券取引所持株式会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、証券取引所持株式会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会及び証券取引所について準用する。

第百六条の二十二 証券取引所持株式会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。
二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。
第百六条の八第二項の規定は、前項の規定

により認可が失効した場合について準用する。

第百六条の二十三 証券取引所持株会社は、子会社である株式会社証券取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

証券取引所持株会社は、その業務を営むに当たっては、子会社である株式会社証券取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

第百六条の二十四 証券取引所持株会社は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社として受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に關連する業務を営む会社を子会社とすることができない。

第百六条の二十五 第八十七条の二の三の規定は、前条ただし書の認可について準用する。

第百六条の二十六 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社がその認可を受けた当時第百六条の十二第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第百六条の二十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所持株会社若しくはその子会社に対し当該証券取引所持株会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所持株会社若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社にあっては、当該証券取引所持株会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第百六条の二十八 内閣総理大臣は、証券取引所持株会社が法令に違反したとき、又は証券取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該証券取引所持株会社に対し第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

内閣総理大臣は、証券取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所持株会社に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができ、

第一項の規定により第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された証券取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

前項の措置がとられた場合において、当該措置をとった者がなお株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなった日を第百六条の三第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百六条の二十九 証券取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百六条の十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。
一 株式会社証券取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。
二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される会社が証券取引所持株会社であるものに限る。又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が証券取引所持株会社であるものに限る。))を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社証券取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

第百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第百六条の三十 第百三十五項の規定は、第百六条の十四、第百六条の十五、第百六条の十七第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第百六条の三第五項、第百六条の十八第一項、第百六条の二十一第二項及び第四項、第百六条の二十二第一項並びに第百六条の二十八第四項の規定を適用する場合について準用する。

第百六条の三十一 第百六条の二十三第二項並びに第百六条の二十八第一項及び第五項の規定は、株式会社証券取引所を子会社とする証券業協会、証券取引所、金融先物取引所及び金融先物取引所持株会社並びに証券取引所持株会社を子会社とする証券業協会及び証券取引所について準用する。

第百七条の二第二項第一号中「外国証券会社」の下に並びに政令で定める許可外国証券業者を加える。

第百七条の三第一項第一号中「及び政令で定める外国証券会社を、政令で定める外国証券会社及び政令で定める許可外国証券業者」に改める。

第百十條第二項中「当該証券取引所が」を「次に掲げる者が」に改め、「(当該証券取引所の子会社第五十九條第二項に規定する子会社をいう。が)発行者である有価証券を含む。第百十二

条において同じ。を削り、同項に次の各号を加える。

一 当該証券取引所
二 当該証券取引所を子会社(第百三條第四項に規定する子会社をいう。)とする証券取引所持株会社

三 当該証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有する株式会社証券取引所、株式会社金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社

四 当該証券取引所の主要株主(第百六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可又は第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者をいう。)

五 当該証券取引所の子会社(第八十七條の二の二第二項に規定する子会社をいう。)

第百十二條第二項中「当該証券取引所が発行者であるを」第百十條第二項の「に改める。第百二十九條第一項中「受けた会員等」の下に「(許可外国証券業者を除く。以下この条において同じ。)を加える。

第百四十一條第二項第一号中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで」に改める。

「第六節 監督」
第百四十七條の次に次の節名を付する。

第六節 監督
第百四十八條から第百五十三條までを次のように改める。
第百四十八條 内閣総理大臣は、証券取引所がその免許を受けた当時第八十三條第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。
第百四十九條 証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約規則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
証券取引所は、第八十二條第一項第二号又

は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則(定款、業務規程、受託契約準則及び第五十六条の十九の承認を受けて行つた有価証券業務引受業に係る業務方法書を除く)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第百五十条 内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引所の役員となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引所の役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該証券取引所に対し、当該役員の解任を命ずることが出来る。

第百五十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券取引所、その子会社(第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう)又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る)をさせることができる。

第百五十二条 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることが出来る。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則(以下この号において「法令等」と

いう。)に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。第八十条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百五十三条 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため

必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることが出来る。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

「第七節 雑則」を削る。

第七節 雑則

第百五十四条 次の次に次の節名を付する。

第百五十四条 次の次に次の節名を付する。

第百五十四条 次の次に次の節名を付する。

第百五十四条 次の次に次の節名を付する。

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則

第百五十五条 及び 第百五十五条の二 次のように改める。

第百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる取引について、その使用する電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置(以下「外国証券取引所入出力装置」という。)とを接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることが出来る。

一 外国有価証券市場における有価証券の売買及び外国市場証券先物取引 証券会社及び外国証券会社

二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等に係るものに限る。)並びに第六十五条第二項第六号

口、ホ及びヘに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者 第二十九条の二の規定は、前項の認可について準用する。

第百五十五条の二 前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称
二 本店又は主たる事務所の所在の場所
三 国内に事務所があるときは、その所在の場所

四 役員の役職名及び氏名
五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 外国証券取引所参加者(外国証券取引所入出力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引(以下「外国市場取引」という。)を行う者をいう。以下同じ。)に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七 外国証券取引所参加者の商号又は名称
八 その他内閣府令で定める事項

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則(これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。)

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類
第百五十五条の二 次の次に次の三條及び一節並びに節名を加える。

第百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合す

るかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分(以下この号及び第五百五十五条の十において「法令等」という。)又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国証券取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び投資者を保護するために十分であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が外国証券取引所参加者に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときは除く)。

二 認可申請者がこの法律若しくは外国証券業者に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第五百五十五条の十第一項の規定により第五百五十五条第一項の認可を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準

用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録若しくは第八十条第一項、第五百五十六条の二若しくは第五百五十六条の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外国の法令を執行する当局の第百八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第五百五十五条の四 内閣総理大臣は、第五百五十五条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、第五百五十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第五百五十五条の五 外国証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年

三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

第五百五十五条の六 内閣総理大臣は、外国証券取引所が第五百五十五条第一項の認可を受けた当時第五百五十五条の三第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第五百五十五条の七 外国証券取引所は、第五百五十五条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五百五十五条の八 外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二 外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五百五十五条の九 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券取引所若しくは外国証券取引所参加者に対し外国市場取引に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該外国証券取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

第五百五十五条の十 内閣総理大臣は、外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該外国証券取引所の第五百五十五条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

一 第五百五十五条の三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第五百五十五条の三第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 法令等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国証券取引所参加者が法令等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対し法令等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国証券取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国証券取引所の行為又はその開設する外国有価証券市場における外国市場取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。

内閣総理大臣は、外国証券取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合)にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。が法令等に違反したときは、当該外国証券取引所に対し、当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しくは一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

ならない。

第三節 雑則

第百五十六條中「第八十條」を「第百五十五條」に改める。

「第五章の二 証券取引清算機関等」を「第五章の三 証券取引清算機関等」に改める。

第百五十六條の四第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 免許申請者が第百四十八條、第百五十二條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百四十八條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六條第一項、第百五十六條の二第三項若しくは第百五十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

第百五十六條の四第二項第五号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類」に改める。

第百五十六條の六第一項中「第二條第二十六項」を「第二條第三十項」に、「同條第二十六項」を「同條第三十項」に改める。

第百五十六條の十四第一項中「第百五十六條の四第二項第四号イからハまで」を「第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホ」に改める。

第百五十六條の二十一第一項中「第二條第二十六項」を「第二條第三十項」に改める。

「第五章の三 証券金融会社」を「第五章の四 証券金融会社」に改める。

第百五十六條の二十五第二項各号を次のように改める。

一 免許申請者が資本の額が第百五十六條の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 免許申請者が第二十八條の四第一項第七号に該当する者であるとき。

三 免許申請者が第百四十八條、第百五十二條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百四十八條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六條第一項、第百五十六條の二第三項若しくは第百五十六條の十八第一項の規定により登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百五十六條の二十六中「第百五十一條」を「第百四十八條」に改める。

第百五十六條の三十一第一項中「第百五十六條の二十五第二項第四号イからハまでの」を「第八十三條第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに」、「役員」を「取締役、執行役又は監査役」に改める。

第百六十一條第一項中「証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第百六十二條の二中「証券会社」の下に「若し

くは許可外国証券業者」を加える。

第百六十三條第一項中「総株主の議決権」の下に「(第三十二條第五項に規定する議決権をいう。)」を加え、同條第二項中「相手方が証券会社の下に、許可外国証券業者」を加える。

第百六十六條第五項中「優先出資法第二條第一項に規定する」を削る。

第百六十八條中「証券会社」の下に、「登録金融機関、証券仲介業者」、「会員等」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所若しくはその外国証券取引所参加者」を加える。

第百九十四條第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「第六十五條の二第十項」の下に、「第六十六條の二十」を加え、「第百五十四條」を「第百三條の三、第百六條の六、第百六條の十六、第百六條の二十、第百六條の二十七、第百五十一條、第百五十五條の九」に改める。

第百九十四條の三中「証券取引所」の下に「外国証券取引所」を加え、同條第五号中「第百五十一條又は第百五十五條第一項第一号」を「第百四十八條又は第百五十二條第一項第一号」に改め、同條第六号中「第百五十五條第一項第一号」を「第百五十二條第一項第一号」に改め、同條第七号中「第百五十五條第一項第二号」を「第百五十一條第一項第二号」に改め、同條第十一号を同條第十三号とし、同條第十号中「第百五十一條」を「第百四十八條」に改め、同條を同條第十二号とし、同條第九号を同條第十一号とし、同條第八号を同條第十号とし、同條第七号の次に次の二号を加える。

八 第百五十五條の六又は第百五十五條の十第一項の規定による第百五十五條第一項の認可の取消し

九 第百五十五條の十第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

第百九十四條の四第一項第二十五号を同項第三十八号とし、同項第二十四号を同項第三十七

号とし、同項第二十三号中「第百五十一條」を「第百四十八條」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第二十二号を同項第三十五号とし、同項第十八号から第二十一号までを十三号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「第百五十五條第一項第二号」を「第百五十二條第一項第二号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十八 第百五十五條第一項の規定による認可

二十九 第百五十五條の六又は第百五十五條の十第一項の規定による第百五十五條第一項の認可の取消し

三十 第百五十五條の十第一項の規定による命令

第百九十四條の四第一項第十六号中「第百五十五條第一項第一号」を「第百五十二條第一項第一号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第十五号中「第百五十二條第一項」を「第百四十九條第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十四号中「第百五十一條又は第百五十五條第一項第一号」を「第百四十八條又は第百五十二條第一項第一号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十三号を同項第二十三号とし、同項第十二号を同項第二十二号とし、同項第十一号の次に次の十号を加える。

十二 第百六條の三第一項又は第四項ただし書の規定による認可

十三 第百六條の七第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令

十四 第百六條の七第一項の規定による第百六條の三第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

十五 第百六條の十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十六 第百六條の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可

十七 第六十六条の二十一第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令

十八 第六十六条の二十二第一項の規定による第六十六条の十七第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十九 第六十六条の二十六の規定による第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

二十 第六十六条の二十八第一項(第六十六条の三十一において準用する場合を含む。)の規定による命令

二十一 第六十六条の二十八第一項の規定による第六十六条の十第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

第六百九十四条の四第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十六条の八第二項(第六十六条の二十二第二項及び第六十六条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出第六百九十四条の四第二項に次の一号を加える。

八 第六百五十五条の八第二項の規定による届出

第六百九十四条の五第二項中「金融破綻処理制度を」金融破綻処理制度に改め、「登録金融機関の下に、証券仲介業者を、証券取引所」の下に、証券取引所持株会社、外国証券取引所を加える。

第六百九十四条の六第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第六百五十四条を」第六百五十一条に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第六百五十五条の九の規定による権限(外国市場取引の公正の確保に係る外国証券取引所の業務として政令で定める業務)に関するものに限る。

第六百九十四条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十六条の二十の規定による権限第二項第十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。

第六百九十八条第十二号中「第二十八条」の下に「又は第六十六条の二」を加え、同条第十三号中「第三十五条」の下に「又は第六十六条の九を、証券業」の下に「又は証券仲介業者」を加える。

第六百九十八条の二第二項第一号中「前条第十八号」を「前条第十九号」に改める。

第六百九十八条の三中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、「又は金融機関を、金融機関若しくは証券仲介業者」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条の次に次の一号を加える。

第六百九十八条の三の二 第六十六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六百九十八条の四中「金融機関」の下に「証券仲介業者を、証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「又は証券金融会社を」若しくは「証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中又は「第六十六条の二第二項」を、第五十六号の二第二項又は第六十六号の十八第一項に改め、同条第三号中「第六百五十五条第一項」を「第六百五十二条第一項」に改め、「措置」の下に「第六百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第六十六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第六百九十八条の五第一号中「第六十九条、第八十二条」を「第六十六条の三、第六十九条、第

八十二条、第六十六条の十一、第六百五十五条の二」に改め、同条第二号中「又は第六百五十六条の三十五」を「第六十六条の十五第一項、第六百五十五条の五又は第六百五十六条の三十五」に改め、同条第三号中若しくは「第五十二条第三項」を、第五十二条第三項若しくは「第六十六条の十六」に改め、同条第七号中「第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二十第十項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二十第十項、第六十六条の二十、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の十六又は第六百六条の二十」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二十第十項、第六十六条の二十、第六十七条の十四、第六十三条の三、第六十六条の六、第六十六条の十六、第六十六条の二十、第六百六条の二十七、第六百五十一条、第六百五十五条の九、第六百五十六条の十五、第六百五十六号の三十四又は第六百八十七号第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六百九十九条中「第六百五十四条を」第六百六条の二十七、第六百五十一条、第六百五十五条の九に改め、「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「証券金融会社又は」証券金融会社、証券取引所の子会社(第八十七号の二の二第二項に規定する子会社をいう)、「証券取引所持株会社の子会社(第六百三十三条第四項に規定する子会社をいう)に改め、「発行者」の下に「又は外国証券取引所の外国証券取引所参加者」を加える。

第二百条第十八号を同条第二十二号とし、同条第十七号を同条第二十一号とし、同条第十六号を同条第二十号とし、同条第十五号中「第六百三十三号」を「第六百三十三号第一項若しくは第二項ただし書又は第六百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書」に改め、同号を同条第十七号とし、同

号の次に次の二号を加える。

十八 第六十六条の三第一項若しくは第四項、第六十六条の七第二項、第六十六条の十七第一項若しくは第三項又は第六十六条の二十一第二項の規定に違反した者

十九 第六十六条の七第一項又は第六十六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者

第二百条第十四号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十五号とし、同条の次に次の一号を加える。

十六 第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

第二百条第十三号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第三十三号の三(第三十三号の五において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第二百条の二中「前条第十三号」を「前条第十四号」に改める。

第二百条の三中「金融機関」の下に「証券仲介業者」を加え、「又は証券金融会社を、証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「第六十五条の二第四項」の下に「及び第六百五十五条第二項」を加え、同条第六号中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第六十六条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十六条の二十一第四項にお

いて準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十六条の二十八第一項(第六十六条の三十一において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

第二百一条第二項中「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える。

第二百三条第一項中「第四条第一項」を「第二条第九号」に、「職員が」を「職員若しくは外国証券取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。若しくは職員が」に改める。

第二百五条第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二百三条第三項、第六十六条の三第三項(第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。又は第六十六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二百三条の二第一項又は第六十六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第二百五条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第六十五條の二第五項」の下に「及び第六十六條の二十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八 第三十三條の二(第三十三條の五において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第二百五条の二第一号中「第三十四條第三項」を「第三十三條の四(第三十三條の五において準用する場合を含む。)、第三十四條第三項」に、「において準用する場合を含む。又は第七十九條の二十七第四項」を「及び第六十六條の二十三

において準用する場合を含む。)、第六十六條の六第一項若しくは第三項、第六十六條の十七第一項、第七十九條の二十七第四項又は第六十六條の三第五項(第六十六條の十第四項及び第六十六條の十七第四項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第六十六條の七第一項の規定に違反した者

八 第六十六條の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百六条中「証券取引所」の下に、「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第六十四條の七第四項(第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。)、第七十四條第二項、第七十六條、第八十七條の二の二第二項、第六十五條第一項、第六十六條の二十四又は第六十九條第一項の規定に違反したとき。

第二百六条第二号中「又は第六十五條第二項前段を、第六十九條第二項前段又は第六十五條の七」に改める。

第二百七條第一項第二号中「第六十九條の三」の下に、「第六十九條の三の二」を加え、同項第四号中「第十六号」を「第十八号及び第二十号」に、「若しくは第七号」を「第七号、第九号若しくは第十号」に改め、同項第五号中「第二百六条第十六号」を「第二百六条第十八号若しくは第二十号」に、「及び第七号」を「第七号、第九号及び第十号」に改める。

第二百七條の三中「証券取引所」の下に「又は証券取引所持株会社」を加え、同条第五号中「第六十五條の二」を「第六十五條三」に改める。

第二百八条中「若しくは登録金融機関」を

「登録金融機関若しくは証券仲介業者」に、「外国証券会社」を「証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者」に、「第四条第一項」を「第二条第九号」に改め、「証券取引清算機関」を「外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関」に改め、同条第二号中「第六十四條の七第四項」を「第六十四條の七第五項(第六十五條の二第五項及び第六十六條の二十三において準用する場合を含む。)」に、「又は第六十五條第二項後段を、第六十九條第二項後段又は第六十五條の八第二項」に改め、同条第四号中「第五十六條の二第二項」の下に、「第六十六條の十八第一項」を、「(第五十六條第一項)の下に及び第六十六條の十八第一項」を加える。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)
第二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の五」に改める。

第一条中「の支店」を削る。

第二条第一号中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五條の二第一項(金融機関の証券業務の登録)に規定する銀行を銀行、協同組織金融機関(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項(定義)に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 許可外国証券業者 第十三條の二第一項の許可を受けた外国証券業者をいう。

第二条第三号中、「証券会社」の下に、「証券取引所、取引参加者」を加え、「(定義)」を削り、「同条第十八項」を「同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改め、同条第五号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十二

項」を「同条第二十五項」に改め、同条に次の一号を加える。

九 国内における代表者 外国証券業者の国内における商法明治三十二年法律第四十八号(第四百七十九條第一項(外国会社の代表者)に規定する代表者(外国証券会社にあつては、すべての支店の業務を担当するものに限る。))をいう。

第四条第一項中「者(以下「登録申請者」という。は、当該登録を受けて業務を営もうとするすべての支店の業務を担当する代表者(以下「国内における代表者」という。))を、国内における代表者」に改め、同条第二項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第六條第一項第七号中「規定又は」を「規定若しくは」に改め、「第五十六條の二第三項」の下に「(自己資本規制比率悪化の場合の処分)」を、「第三條第一項の登録」の下に「を取り消され、第二十四條第四項において準用する同条第一項の規定により第十三條の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六條の十八第一項(証券仲介業者の処分)の規定により同法第六十六條の二(証券仲介業者の登録)の登録を、第二十八條の下に「(証券業務の登録)若しくは第六十六條の二を、をいう。の下に「第十三條の四において同じ。」を加え、同項第九号中「第三十四條第一項」の下に「(証券会社が営むことができる業務)を加え、同項第十号中「第十三條」の下に、「第十三條の四」を加え、及び国内」を「又は国内」に、「第二十八條の四第九号イからトまで(証券業務の登録の拒否)」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 主要株主(証券取引法第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。)に準ずる者が証券業務の健全かつ適切な運営に支障

を及ぼすおそれがない者であることについて、外国証券規制当局(同法第百八十九条第一項(外国証券規制当局に対する調査協力)に規定する外国証券規制当局をいう。第十三条の四において同じ。)による確認が行われていない者であるとき。

第十三条第三項中(以下この条及び次条において「許可業者」という。)を削り、同項第三号中「許可業者」を「当該外国証券業者」に改め、「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者」を加え、「第二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二十八条の四第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、第一章中同条の次に次の四条を加える。

(取引所取引の許可)

第十三条の二 外国証券業者(外国証券会社を除く。)は、第三条第二項及び証券取引法第二十八条(証券業の登録の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、同法第二十七項(定義)に規定する取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引(有価証券等清算取次ぎ(同条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎ(同項第一号に係るものに限る。)をいう。以下この項において同じ。))の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。)を業として営むことができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の申請)

第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び本店の所在の場所
- 二 資本の額

三 役員(取引所取引業務を行う営業所(以下「取引所取引店」という。)の所在する国(本店の所在する国を除く。))における代表者(次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。)を含む。)の役職名及び氏名

四 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所

五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六 本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所(証券取引法第二十八項第三号ロ(定義)に規定する外国有価証券市場を開設する者をいう。次条において同じ。)の商号又は名称

七 国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所

八 国内における代表者の氏名及び国内の住所

九 取引参加者となる証券取引所の商号又は名称

十 その他内閣府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第一号イからチまで及びヌに該当しないことを誓約する書面

二 取引所取引店における取引所取引業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるものを含む。)並びに業務の内容及び方法を記載した書類

四 国内における会社登記簿の謄本

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

六 その他内閣府令で定める書類

3 第一項第二号に規定する資本の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)

第十三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。

ロ 本店又は取引所取引店が所在するいずれかの国において登録等(第三条第一項又は証券取引法第二十八条(証券業の登録)の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。))をいう。以下この号において同じ。)を受けていないとき。

ハ いずれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を第六條第一項第二号に規定する政令で定める期間以上継続して営んでいない者であるとき(政令で定める場合に該当するときは除く。)

ニ いずれかの取引所取引店がその所在する国の外国証券取引所(当該国において証券取引法第八十條第一項(有価証券市場開設の免許)の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。)に加入していないとき。

ホ 前条第二項第二号に規定する資本の額が、第六條第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額が第六條第一項第五号に規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第二十四條第一項の規定若しくは第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第三項(自己資本規制比率悪化の場合の処分)の規定により第三條第

一項の登録を取り消され、第二十四條第四項において準用する同条第一項の規定により第十三條の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六條の十八第一項(証券仲介業者の処分)の規定により同法第六十六條の二の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている登録等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第六條第一項第八号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していないとき。

リ 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者であるとき。

ヌ 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに証券取引法第二十八條の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)に掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引所取引業務を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の外国証券規制当局の証券取引法第百八十九條第二項第一号(外国証券規制当局に対する調査協力)に規定する保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国証券取引所と当該許可申請者が取引参加者となる証券取引所との間で情報の提供に関する取決めの締結その他の当該証券

取引所による証券取引法、同法に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(許可外国証券業者に係る準用規定)

第十三条の五 第十条第二項、第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、許可外国証券業者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「主たる支店の所在地」とあるのは「国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所」と、第十二条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第十三条の三第一項各号」と、同条第三項中「第四条第二項第二号」とあるのは「第十三条の三第二項第二号」と、「支店における業務」とあるのは「取引所取引業務」と、「あつたとき」とあるのは「あつたときその他内閣府令で定める場合」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「同法第三十三條から第四十二條まで(誠実公正の原則、業務)」を同法第三十三條(誠実公正の原則)、第三十四條から第四十二條まで(業務)に改め、「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第三十六条第一項(社債管理会社等となること)の禁止、第四十二條第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第九号(禁止行為)並びに第四十六條(引受人の信用供与の制限)の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

4 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第十四条に次の一項を加える。

第四十二條第一項第七号及び第九号(禁止行為)並びに第四十三條第一号(業務の状況についての規制)の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

第十六條に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、許可外国証券業者について準用する。

第二十一條中「おける業務」の下に「及び許可外国証券業者の取引所取引業務」を加える。

第二十二條第一項第四号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、「明治三十二年法律第四十八号」を削り、「第二百一十一條ノ二第四項」の下に「(子会社による親会社株式の取得の制限等)」を加え、同項第五号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十三條の次に次の一項を加える。

(取引所取引業務の廃止等の手続)

第二十三條の二 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第十三條の二第一項の許可は、効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十四條第一項第一号中「又は第八号」を「第八号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十八條の四第九号イからハまで」を「第二十八條の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項(第六号を除く。)の規定は許可外国証券業者の取引所取引業務について、第二項の規定は許可外国証券業者の国内における代表者(国内に事務所その他の施設がある場合

にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。)について、それぞれ準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「第三條第一項の登録を取り消し、第七條第一項の認可」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と、同項第一号中「第六條第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号」とあるのは「第十三條の四第一項第一号イ、ロ、ニからハまで、ト」と、「第八号又は第十二号」とあるのは「チ、リ若しくはル、第二号又は第三号」と、同項第二号中「第三條第一項の登録」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と、同項第五号中「第七條第一項の認可」とあるのは「第十三條の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

第二十六條中「行う営業」の下に「及び許可外国証券業者の取引所取引業務」を、「第二十八條」の下に「の登録」を、「第三條第一項」の下に「の登録又は同法第十三條の二第一項の許可」を加える。

第二十七條第二号中「第二十四條第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第七條第一項の認可」を、「第七條第一項の認可若しくは第十三條の二第一項の許可」に改める。

第二十九條第一項中「第十三條第一項」の下に「若しくは第十三條の二第一項」を加え、同条第二項中「第二十四條第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第七條第一項の認可、第十二條第四項の認可、第十三條第一項の許可」を「第七條第一項若しくは第十三條第四項の認可、第十三條第一項若しくは第十三條の二第一項の許可」に、「承認をし若しくは」を「承認をし、若しくは」に改め、「第十三條第二項」の下に「及び第十三條の二第二項」を、「若しくは第二項」の下に「(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)」を、「外国証券会社」の下に「許可

可外国証券業者」を加える。

第三十條に次の一項を加える。

3 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、取引所取引を結了する目的の範囲内において、なお許可外国証券業者とみなす。

第三十一條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、許可外国証券業者又は当該許可外国証券業者と取引を行う者に対し、当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第三十三條第一項中「含む。」の下に「又は許可外国証券業者同条第三項の規定により許可外国証券業者とみなされる者を含む。」を加え、「又は承認援助手続」を「若しくは承認援助手続」に改め、同条第三項中「第三十一條第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十九條中「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者(以下「外国証券会社等」という。)」を加え、同条第一号中「第二十四條第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

三 第二十四條第四項において準用する同条第一項の規定による第十三條の二第一項の許可の取消し

第四十條第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一項を加える。

六 第二十四條第四項において準用する同条第一項又は第二十六條において準用する証券取引法第五十六條の三の規定による第十三條の二第一項の許可の取消し

第四十条第一項第三号中「第二十四条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三条の二第一項の規定による許可

第四十条第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第二十三条の二」に改める。

第四十一条中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改める。

第四十五条第一号中「登録」の下に「又は第十三条の二第一項の許可」を加え、同条第二号中「第十四条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第四十六条第三号中「第二十四条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十七条第一号中「第四条」の下に「又は第十三条の二」を加え、同条第二号中「第十五条第一項」及び「同条第二項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を、若しくは第二項の下に「(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)」を、「同条第一項」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第四項」の下に「又は第二十三条の二」を加え、同条第十一号及び第十二号中「第三十一条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第四十八条第二号中「第七条第三項」の下に「(第十三条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十一条第一号中「若しくは第三項」の下に「(これらの規定を第十三条の五において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第十五条第四項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十四条第一項中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改め、同項第四号中「第二十四条第一項の規定」を「第二十四条第一項(同条第四

項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定」に改める。

第五十五条第一号中「第十一条第二項」の下に「(第十三条の五において準用する場合を含む。)」を加える。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 認可等(第六条―第十条の三)」を「第一款 認可等(第六―第十條の三)」を、第一款の二「主要株主(第十条の四―第十條の七)」に改める。

第二条第六項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に改め、同条第七項中「第二条第九項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第八項中「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改め、同条第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に改め、同条第十項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十六項」に改め、同条第十一項中「第二条第二十四項」を「第二条第二十七項」に改める。

第九条第二項第四号中「第六号」の下に「及び第八号イ」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 個人である主要株主(認可申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第十条の七及び第三十九条第二項において同じ。の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。のうちに次のいすれかに該当する者のある株式会社等

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われて

いる者であつて、その法定代理人が前号イからルまでのいずれかに該当するもの口 前号ロからルまでのいずれかに該当する者

八 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第二十九条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律(商品投資顧問業に関する部分に限る。若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ロ 第三号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑

の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第六号イからルまでのいずれかに該当する者のある者

九 第九条に次の四項を加える。

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社が有限会社にあつては、商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十條の四第一項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十條の四第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員(議決権(商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員(議決権(過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象

の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第六号イからルまでのいずれかに該当する者のある者

九 第九条に次の四項を加える。

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社が有限会社にあつては、商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十條の四第一項において同じ。)の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十條の四第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員(議決権(商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員(議決権(過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象

議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合、当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の三第二項に次の一号を加える。

五 第三十四條の十一第二項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止したとき。

第二編第一章第二節第十條の三の次に次の一款を加える。

第一款の二 主要株主

(主要株主の届出)
第十條の四 投資信託委託業者の株主又は出資者は、投資信託委託業者の主要株主(第九條第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九條第二項において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第九條第二項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

(主要株主に対する措置命令)
第十條の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九條第二項第七号イ若しくはロ又は第八号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に對し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)
第十條の六 投資信託委託業者の主要株主は、当該投資信託委託業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)
第十條の七 前三條の規定は、投資信託委託業者を子会社(第九條第四項に規定する子会社をいう。第三十九條第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第十三條の二(営む場合)の下に(当該投資信託委託業者が証券仲介業者(証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。))又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二條第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。))である場合を除く。を加える。

第十五條第一項第四号中「同條第十八項を「同條第二十一項に改め、同條第二十三号イ中「証券会社(を「証券会社等(証券会社(に改め、以下同じ。))の下に「証券仲介業者又は許可外国証券業者をいう。以下同じ。))を加える。

第十六條の二第二項中「第二條第十四項を「第二條第十八項に改める。

第三十四條の三第二項第三号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第三十四條の十一第六項(場合の下に)又は第二項の規定により届け出た業務を営む場合を加え、同項を同條第七項とし、同條第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同條第三項中「前項を「第一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「投資信託委託業者又は投資法人資産運用業に關連する業務で」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 投資信託委託業者が前條第三項の認可を受けて証券業を営む場合(当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。))においては、前項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届出て、前項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十四條の十三第一号中「証券会社の役員」を「証券会社等の役員(国内における代表者(外国証券業者に関する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。))を含む。以下同じ。))に改める。

第三十四條の十五第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第三十八條第五項中「第三十條第七項を「第三十條第八項に改める。

第三十九條第三項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項中「前項を「前二項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者の主要株主又は投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第十條の四から第十條の六までの届出若しくは措置若しくは当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類

その他の物件の検査(第十條の四から第十條の六までの届出若しくは措置又は当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に關し必要な検査に限る。))をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第四十九條の九第二項第三号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第五十五條第二項中「第三十九條第二項及び第三項を「第三十九條第三項及び第四項に改める。

第一百一條第五号中「証券会社」を「証券会社等」に、「使用人若しくは子会社」を「若しくは使用人、子会社」に改め、「若しくは使用人」の下に、「個人である証券仲介業者」を加える。

第二百二十九條第四項を次のように改める。

4 執行役員は、計算書類等(第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会計に關する部分に限る。))について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

第二百十三條第六項中「第三十九條第二項及び第三項を「第三十九條第三項及び第四項に改める。

第二百二十三條の三第一項中「第八條から第十條の三まで」を「第八條から第十條の七まで」に改める。

第二百四十四條第一号中「第三十九條第一項の下に」若しくは第二項を加える。

第二百四十五條第一号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 第十條の五(第十條の七において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

第二百四十六條中「前條第二号を「前條第三号に改める。

第二百四十八條第十八号を同條第十九号とし、同條第十三号から第十七号までを一号ずつ

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三六

繰り下げ、同条第十二号中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十一第三項」に改め、同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の四(第十条の七において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第二百四十九条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第三十四条の十一第二項の規定に違反して、届出をせずに他の業務を営んだ者

第二百四十九条第五号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の六(第十条の七において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百五十条第三号中「第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の三」を「第二十三条の六」に改める。

第二条第六項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改め、同条第七項中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に改め、同条第九項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十六項」に改め、同条第十項中「第二条第二十四項」を「第二条第二十七項」に改め、同

条第十一項及び第十二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第七条第一項第四号中「この号」の下に「及び第二十七条第二項第四号イ」を加え、同項第八号中「使用人」の下に「(第二十七条第二項第二号において「役員等」という。)」を加える。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十二條第二項第二号中「利害関係人である」の下に「証券会社等(を、以下同じ。)」の下に「証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)」又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)」をいう。以下同じ。をいう。以下同じ。を加え、「第三十条の三」を「第三十条の三第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十三条の三及び第三十一条の三において」を「以下」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 投資顧問業者の利害関係人である信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。))を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

第二十三條の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条第一項中「又は証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。))」を「証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。))又は信託業

務」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十三條の三第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、「役員」の下に「(国内における代表者(外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。))を含む。を、使用人」の下に「若しくは投資顧問業を兼営している個人である証券仲介業者を加え、「第三十一条の三」を「第三十一条の五第一号」に改め、第三章中同条を第二十三條の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十三條の六 投資顧問業者は、信託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務(信託業務を営む金融機関が証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務をいう。以下同じ。))に係る顧客に関する非公開情報(当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務に關して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の六第二号において同じ。))に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条を第二十三條の四とし、同条の前に見出しとして「(投資顧問業者が投資信託委託業務等を営む場合の禁止行為)」を付し、第二十三條の次に次の二条を加える。

(投資顧問業者が証券業務を営む場合の特例)

第二十三條の二 投資顧問業者が証券業務を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。))における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 投資顧問業者が証券業務を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。))においては、その行う投資顧問業に關して、第十八條の規定は、適用しない。

といた助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三條の二の前の見出しを削り、同条を第二十三條の四とし、同条の前に見出しとして「(投資顧問業者が投資信託委託業務等を営む場合の禁止行為)」を付し、第二十三條の次に次の二条を加える。

(投資顧問業者が証券業務を営む場合の特例)

第二十三條の二 投資顧問業者が証券業務を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。))における第十八条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 投資顧問業者が証券業務を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。))においては、その行う投資顧問業に關して、第十八條の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二十一条第一項各号に掲げる行為を除く。）とする。」とする。	4 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項に規定する取引所取引を除く。）とする。」とする。	5 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関して、第十九条の規定は、適用しない。	6 投資顧問業者が証券業を営む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、第二十條の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。	7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介（証券取引法第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）とする。」とする。	8 前各項に定めるもののほか、投資顧問業者
が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。 （投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例） 第二十三条の三 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。」とする。	2 投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。	3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十條の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。」その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。	4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。 第二十四条第二項中「法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの」と「株式会社」と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。に改める。	2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、認可申請者が次の各号の	証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書
いずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなければならない。 一 第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等	二 役員等のうちに前号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもののある株式会社等	三 個人である主要株主（認可申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第二十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等 イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われてゐる者であつて、その法定代理人が第七條第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの	ハ 第七條第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者 四 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等 イ 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは投資信託及び投資	法人に関する法律第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくはは第四十三條の規定により同法第六條の認可を取り消され、又はこの法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者 ロ この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資信託及び投資法人に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わつた日から五年を経過しない者 ハ 法人を代表する役員の中に第七條第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者のある者	3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権株式会社が又は有限会社にあつては、商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。
4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員議決権（商法第二百一十一					

条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができ権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項第二号中「第二十三条第一項を第二十三条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一条第三項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。

第二十九条の次に次の四条を加える。

(主要株主の届出)
第二十九条の二 認可投資顧問業者の株主又は出資者は、認可投資顧問業者の主要株主(第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項

において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十七条第二項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)
第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号イからハまで又は第四号イからハまでのいずれかに該当することとなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)
第二十九条の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)
第二十九条の五 前三条の規定は、認可投資顧問業者を子会社(第二十七条第四項に規定する子会社をいう。第三十六条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十条の三第二項第二号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 認可投資顧問業者の利害関係人である信

託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

第三十一条第一項中「及び証券業」を「証券業及び信託業務」に改め、「投資顧問業及び投資一任契約に係る業務」に改め、同項を削り、「営むにつき」の下に「公益又は」を加え、同条第二項中「証券業」を「証券業又は信託業務」に、「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十一条第四項から第六項までを削る。

第三十一条の三を第三十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の六 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて信託業務を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を

行うこと。
三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第三十一条の二の前の見出しを削り、同条を第三十一条の四とし、同条の前に見出しとして「(認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)」を付し、第三十一条の次に次の二条を加える。

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)
第三十一条の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無、政令で定めるものに限る。」とする。

2 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)において

は、第三十三条において準用する第十八条の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二十一条第一項各号に掲げる行為を除く。）とする。

4 認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十三条の二第二項に規定する取引所取引を除く。）とする。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

6 認可投資顧問業者が証券業を営む場合（当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付け」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「貸付け（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証

券会社の顧客に対する貸付けを除く。）につき媒介、取次ぎ若しくは代理」とあるのは、「貸付けにつき媒介（証券取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く）、取次ぎ若しくは代理（同項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けに係るものを除く。）とする。

8 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）

第三十一条の三 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第十六條第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。

2 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八條及び第十九條の規定は、適用しない。

3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十條の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金

銭の貸付けの媒介（信託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第二十七條第二項（第一号及び第二号を除く）、第二十九條の二から第二十九條の五まで及び第三十六條第二項の規定は、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項（その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。）は、政令で定める。

第三十六條第三項中「第一項の下に」及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認可投資顧問業者の主要株主又は認可投資顧問業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第二十九條の二から第二十九條の四までの届出若しくは措置若しくは当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査（第二十九條の二から第二十九條の四までの届出若しくは措置又は当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第三十九條第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二十七條第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

第四十六條第二項中「第三十六條第二項及び第三項を」第三十六條第三項及び第四項に改める。

第五十四條の三第五号中「第一項若しくは」の下に「第二項若しくは」を加える。

第五十五條第六号中「及び証券業を」、証券業及び信託業務に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九條の三（第二十九條の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第五十六條第七号を同条第八号とし、同条第六号中「証券業」の下に「又は信託業務」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十九條の二（第二十九條の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第五十七條第四号中「第二十三條第一項を」第二十三條に、「又は証券業を」、証券業又は信託業務に改め、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第三十一条第三項の規定に違反して、届出をせず投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

に「を」若しくは第五十五条の十二の規定又はこれらに「に」、「これに」を「これらに」に、「次号

リを「次号ト及びリ」に、「その除名を」又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しに改め、同条第五号中「役員又は」を「役員 国内における代表者(外国法人の国内における代表者をいう。以下同じ。又は「に改め、同号ホ中「第三条の免許を取り消された場合」の下に「金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合を加え、「金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許を取り消された場合」に、「金融先物清算機関の役員を」法人の役員(外国金融先物取引所にあつては、国内における代表者を含む。に改め、同号ヘ中「又は第五十六条の許可と同種の免許等」を、第五十六条の許可又は第五十五条の二第一項の認可と同種の免許、許可又は認可(当該免許、許可又は認可に類する登録その他の行政処分を含む。以下この号において「免許等」という。に改め、同号ト中「第五十四条第二項の下に、第五十五条の十一第一項を加え、「これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。」を削り、同号チ中「において、その除名の日前三十日以内に当該会員等の役員であつた者で当該除名を」又は外国金融先物取引所の外国金融先物取引所参加者(第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下この号において同じ。が第五十五条の十二の規定による命令により取引資格の取消しをされた場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該会員等若しくは外国金融先物取引所参加者の役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。であつた者で当該除名又は取消しに改め、同号リ中「第五十四条第一項の規定」の下に「若しくは第五十五条の十二の規定」を、「によ

り除名され」の下に、「又は取引資格を取り消され」を、「その除名」の下に「又は取消し」を加え、「当該除名されたを」当該除名され、又は取り消されたに、「当該除名の日を」当該除名又は取消しの日」に改める。

第三十条第三項及び第三十四条の十五第二項第一号中「第十九条第五号イからリまで」を「第五号第二項第二号イからニまで」に改める。

第三十四条の十六第一項を次のように改める。

次に掲げる株式は、商法第六十六條第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一 第三十四条の九第一項の規定により会員に割り当てる株式

二 第三十四条の十二第一項の規定により組織變更に際して発行する株式

「第二款 金融先物市場を開設する株式会社の特例」を「第二款 金融先物市場を開設する株式会社」に改める。

第三十四条の十九の前に次の目名を付する。

第三十四条の二十第一項を次のように改める。

何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。)の百分の五十を超える議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引法第八十七條の二の第二項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた

証券取引所(同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。又は同法第六十六條の二十四ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株会社(同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株会社をいう。以下この章において同じ。)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

第三十四条の二十第二項中「前項を」前項本文に、「百分の五を」百分の五十に改め、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項を」第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項本文に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣府に届け出なければならない。

4 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員(議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員(議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第三十四条の二十の次に次の二条を加える。

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の二十の二 株式会社金融先物取引所の株主は、当該株式会社金融先物取引所の

総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣府に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等)

第三十四条の二十の三 内閣府令は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その者の書類その他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十四条の二十四第二項第一号中「第十九条第五号イからリまで」を「第五号第二項第二号イからニまで」に改める。

第二章第三節第三十四条の二十八を第三十四条の五十三とし、第三十四条の二十七の次に

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

次の二目を加える。

第二目 主要株主

(認可等)

第三十四条の二十八 株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。)以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引所又は証券取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該

特定保有者が株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 特定保有者は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可基準)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。

二 認可申請者又はその役員のうちに第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(立入検査等)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認

めるときは、株式会社金融先物取引所の主要株主(第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し、当該株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該株式会社金融先物取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の三十一 内閣総理大臣は、株式会社金融先物取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社について準用する。

(認可の失効)

第三十四条の三十二 株式会社金融先物取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の二十八第

一項及び第四項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 金融先物取引所持株会社になつたとき。

2 前項(第三号を除く。)の規定により認可が失効したときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の三十三 第三十四条の二十五項の規定は、第三十四条の二十八、第三十四条の二十九第一項、第三十四条の三十一第二項及び第三項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三目 金融先物取引所持株会社

(認可等)

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社(第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が

株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項とあるのは第三十四条の三十四第二項」と、同条第五項中「株式会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替へるものとする。

(認可の申請)

第三十四条の三十五 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第四條第三項の規定は、前項の定款について準用する。

(認可審査基準)

第三十四条の三十六 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者が専ら株式会社金融先物取引所を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者及びその子会社となる株式会社金融先物取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、

その子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与へなければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者が第五條第二項第一号イ又はロに該当するとき。

三 認可申請者の役員のうち第五條第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第三十四条の三十七 何人も、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項本文に規定する場合に、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この項において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十四条の三十八 金融先物取引所持株会社の株主は、当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出に対する立入検査等)

第三十四条の三十九 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所の他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の第三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に係る認可等)

第三十四条の四十 金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の

の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第三十四条の二十八第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十四条の四十第二項」と読み替へるものとする。

(主要株主に係る認可基準)

第三十四条の四十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

三 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

四 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

五 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

六 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

七 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

八 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

九 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十二 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十三 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十四 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十五 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十六 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十七 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十八 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

十九 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十二 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十三 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十四 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十五 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十六 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十七 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十八 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

二十九 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

三十 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがない。

いこと。

- 二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。
- 三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当している場合を除いて、その認可を与えなければならない。

- 一 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。
- 二 認可申請者又はその役員のうち第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(主要株主に対する立入検査等)

第三十四条の四十二 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社の主要株主第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。に對し、当該金融先物取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該金融先物取引所持株会社又はその子会社である株式会社金融先物取引所の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の第三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(主要株主に対する監督上の処分)

第三十四条の四十三 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が当該金融先物取引所持株会社の子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に對し、第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の四十第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、金融先物取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第三十四条の四十四 金融先物取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の四十第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(業務の範囲)

第三十四条の四十五 金融先物取引所持株会社は、子会社である株式会社金融先物取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務

のほか、他の業務を営むことができない。

2 金融先物取引所持株会社は、その業務を営むに当たっては、子会社である株式会社金融先物取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(子会社の範囲)

第三十四条の四十六 金融先物取引所持株会社は、金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務を営む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、金融先物市場の開設に關連する業務を営む会社を子会社とすることができ

(認可の取消し)

第三十四条の四十七 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社がその認可を受けた当時第三十四条の三十六第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(立入検査等)

第三十四条の四十八 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引所持株会社若しくはその子会社に對し、当該金融先物取引所持株会社の業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該金融先物取引所持株会社若しくは当該子会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所持株会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の第三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の四十九 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社が法令に違反したとき、又は金融先物取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該金融先物取引所持株会社に對し、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、金融先物取引所持株会社の取締役、執行役又は監査役が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物取引所持株会社に對し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された金融先物取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第三十四条の二十八第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

(認可の失効)

第三十四条の五十 金融先物取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなつたとき。

二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される

会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が金融先物取引所持株会社であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社金融先物取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 第三十四条の三十二第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の五十一 第三十四条の二十第五項の規定は、第三十四条の三十七、第三十四条の三十八、第三十四条の四十第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第三十四条の二十八第五項、第三十四条の四十一第一項、第三十四条の四十三第二項及び第三項、第三十四条の四十四第一項並びに第三十四条の四十九第四項の規定を適用する場合について準用する。

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第三十四条の五十二 第三十四条の四十五第二項及び第三十四条の四十九第一項の規定は、株式会社金融先物取引所を子会社とする金融先物取引所、証券取引所及び証券取引所持株会社並びに金融先物取引所持株会社を子会社とする金融先物取引所について準用する。

第三十五条の四を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とする。

第三十五条の二第二項中「第十九条各号」を「法人でない者又は第十九条各号(第一号を除く。)」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 株式会社金融先物取引所は、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に取引資格を与えようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二を第三十五条の三とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(公員金融先物取引所の取引参加者)
第三十五条の二 公員金融先物取引所は、定款の定めるところにより、国内に営業所又は事務所を有しない外国法人に、当該公員金融先物取引所の開設する金融先物市場における取引所金融先物取引を行うための取引資格を与えることができる。この場合において、公員金融先物取引所は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 公員金融先物取引所は、第十九条各号(第一号を除く。)のいずれかに該当する者に対して、取引資格を与えてはならない。

3 第二十三條及び第二十四條の規定は、第一項の規定により取引資格を与えられた者について準用する。この場合において、第二十三條中「金融先物取引所」とあるのは「公員金融先物取引所」と、第二十四條中「脱退する」とあるのは「脱退する」とあるのは「取引資格を喪失する」と、同条第三号中「除名」とあるのは「取引資格の取消し」と読み替えるものとする。

第四十一條第二項中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第四十六條中「第三十五条の四」を「第三十五条の五」に改める。

第五十二條第一項中「金融先物取引所若しくは」を「金融先物取引所、その子会社(第九條の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))若しくは」に、その「の」を「に」に改め、金融先物取引所若しくはは、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

は会員等の「に」を「を」に改め、(当該子会社にあつては、当該金融先物取引所の業務又は財産に関する報告又は資料に限る。を加え、金融先物取引所の「を」金融先物取引所若しくははその子会社「の」に、「に」立ち入り、その「を」その他の施設に立ち入り、金融先物取引所、その子会社若しくは

項、第三十四条の三十一第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二條第一項、第三十五条の十第一項に改め、同条第五号中「第七十六條」を「第五十五條の六、第七十六條」に、「事業報告書」を「業務報告書若しくは事業報告書」に改める。

第九十五條第二号を次のように改める。

二 第三十四条の二十第一項若しくは第二項ただし書又は第三十四条の三十七第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反した者第九十五條第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十四条の二十八第一項若しくは第四項、第三十四条の三十一第二項、第三十四条の四十第一項若しくは第三項又は第三十四条の四十三第二項の規定に違反した者

四 第三十四条の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))又は第三十四条の四十九第一項(第三十四条の五十二において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

第九十七條第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

一 第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十八第三項(第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。))又は第三十四条の三十七第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

二 第三十四条の二十の二第一項又は第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第九十八条第一項中「職員」の下に「又は外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所を有する場合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。若しくは職員)」を加える。

第一百条中「第九條の四」を「第九條の五」に改める。

第一百条第二号から第四号までを次のように改める。

二 第九條の二第二項、第三十四條の二十二第一項又は第三十四條の四十六の規定に違反した者

三 第三十五條の二第二項後段又は第三十五條の三第三項の規定に違反した者

四 第三十五條の四第四項の規定に違反した者

第一百条第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十四條の二十八第五項(第三十四條の三十四第四項及び第三十四條の四十四第四項において準用する場合を含む。、第五十一條の二第二項前段、第五十五條の八又は第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三百一条第一項第四号中「第九十五條第五号」を「第九十五條第二号、第四号又は第七号」に改め、同項第五号中「第九十五條第一号から第四号まで」を「第九十五條第一号、第三号、第五号若しくは第六号」に改める。

第四百四條第十一号中「第五十一條の二第二項後段」の下に、「第五十五條の九第二項」を加える。

第四百四條の二中「第九條の五第三項」を「第九條の七第三項」に改める。

第六章を第七章とする。

第九十一條の三の二中「金融先物取引所」の下に、「外国金融先物取引所」を加え、同条第四号

を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第五十五條の七又は第五十五條の十一第一項の規定による第五十五條の二第二項の認可の取消し

四 第五十五條の十一第一項の規定による外国市場取引の全部又は一部の停止の命令

第九十一條の三の三第一項中第十一号を第二十四号とし、第八号から第十号までを十三号ずつ繰り下げ、第七号を第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八 第五十五條の二第二項の規定による認可

十九 第五十五條の七又は第五十五條の十一第一項の規定による第五十五條の二第二項の認可の取消し

二十 第五十五條の十一第一項の規定による命令

第九十一條の三の三第一項中第六号を第十六号とし、第三号から第五号までを十号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の十号を加える。

三 第三十四條の二十八第一項又は第四項ただし書の規定による認可

四 第三十四條の三十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。の)の規定による命令

五 第三十四條の三十一第一項の規定による第三十四條の二十八第一項又は第四項ただし書の認可の取消し

六 第三十四條の三十四第一項又は第三項ただし書の規定による認可

七 第三十四條の四十第一項又は第三項ただし書の規定による認可

八 第三十四條の四十三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。の)の規定による命令

九 第三十四條の四十三第一項の規定による第三十四條の四十第一項又は第三項ただし

書の認可の取消し

十 第三十四條の四十七の規定による第三十四條の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

十一 第三十四條の四十九第一項(第三十四條の五十二において準用する場合を含む。の)の規定による命令

十二 第三十四條の四十九第一項の規定による第三十四條の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

第九十一條の三の三第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十四條の三十二第二項(第三十四條の四十四第二項及び第三十四條の五十二第二項において準用する場合を含む。の)の規定による届出

第九十一條の三の三第二項に次の一号を加える。

四 第五十五條の九第二項の規定による届出

第九十一條の四第二項中、「金融先物取引所の会員等」を、「金融先物取引所持株会社、金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者」に改める。

第九十二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十五條の十第一項の規定による権限

(外国市場取引の公正の確保に係る外国金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)

第五十章を第六章とする。

第九十條の六第一項中「金融先物業者」を「金融先物取引業者」に改める。

第九十條の十七第二項中「第五十一條第二項」を「第三十四條の二十の三第二項」に改める。

第四章を第五章とする。

第五十六條中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。

第七十七條第三項中「第五十二條第二項」を「第三十四條の二十の三第二項」に改める。

第八十四條中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。

第九十條第二項中「第五十二條第二項」を「第三十四條の二十の三第二項」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則

(認可)

第五十五條の二 海外金融先物市場を開設する者は、第三條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と国内にある者の使用に係る入出力装置(以下「外国金融先物取引所入出力装置」という。)とを接続することにより、当該国内にある者に外国金融先物取引所入出力装置を使用して海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引を行わせることができる。

2 海外金融先物市場を開設する者は、第十九條各号のいずれかに該当する者に対し、前項の規定による取引を行わせてはならない。

(認可の条件)

第五十五條の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

(認可の申請)

第五十五條の四 第五十五條の二第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

い。

一 商号又は名称 二 本店又は主たる事務所の所在の場所 三 国内に事務所があるときは、その所在の場所 四 役員の役職名及び氏名 五 国内における代表者の氏名及び国内の住所 六 外国金融先物取引所参加者(外国金融先物取引所入出力装置を使用した海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引(以下「外国市場取引」という。)を行う者という。以下同じ。)に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場の種類及び名称 七 外国金融先物取引所参加者の商号又は名称 八 その他内閣府令で定める事項 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則(これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。) 二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類 三 その他内閣府令で定める書類 (認可審査基準) 第五十五条の五 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第三条の免許と同種の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。 二 認可申請者がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この号、第五十五条の十一及び第五十五条	の十二において「この法律等」という。)又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対しこの法律等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。 三 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため十分であること。 四 外国市場取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び外国金融先物取引所参加者の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして国内にある者に外国市場取引を行わせることが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。 一 認可申請者が外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときを除く。) 二 認可申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。 三 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。 四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国の外国金融先物規制当局(この法律に相当する外国の法令を執行する当局をいう。)から、この法律を執行するために行う行政上の調査に関し、内閣総理大臣による協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずる旨の保証(これに準ずると認められるものを含む。)がされないとき。	五 認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。 (業務報告書の提出) 第五十五条の六 外国金融先物取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 第二節 監督 (認可の取消し) 第五十五条の七 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が第五十五条の二第一項の認可を受けた当時第五十五条の五第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。 (変更等の届出) 第五十五条の八 外国金融先物取引所は、第五十五条の四第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (認可の失効) 第五十五条の九 外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の認可は、効力を失う。 一 外国市場取引を行う外国金融先物取引所参加者がなくなつたとき。 二 外国市場取引が行われる海外金融先物市場の全部を閉鎖したとき。 三 解散したとき。 2 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	(立入検査等) 第五十五条の十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国金融先物取引所若しくはその外国金融先物取引所参加者に対し、その外国市場取引に係る業務に関して、報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、外国金融先物取引所の事務所その他の施設若しくはその外国金融先物取引所参加者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。 (外国金融先物取引所等に対する監督上の処分) 第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。 一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。 二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。 三 認可に付した条件に違反したとき。 四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対しこの法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能
--	--	--	--

平成十五年五月十三日 衆議院会議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所)に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

(外国金融先物取引所参加者に対する監督上の処分)

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外国金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号を次のように改める。

七 有価証券(第十一号二定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除ク第十二号及第二十八条ノ六第一項第一号ノ二ニ於テ同ジ)ノ売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引ヲ除ク)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引(顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル)ヲ為スコト

第二十八条第一項第十九号中「為スコト」の下に「(第七号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除

ク)を加え、同条第五項中「第二条第九項を」を「第二条第十一項に、同条第十項を」同条第十二項に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」トハ夫々証券取引法第二条第八項第三号の二又ハ第二十一項乃至第二十四項ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又ハ有価証券先渡取引ヲ謂フ

第二十九条第一項第一号中「第二条第十八項乃至第二十項を」を「第二条第二十一項乃至第二十三項に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引(利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る)。

第十條第六項第六号の二中「(前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第七号において同じ。)」を削り、同項第十二号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改め、同項第十五号中「同じ。」の下に「であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のものを加え、同

条第十二項中「(平成十年法律第百五号)」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。))を「旧特定短期社債」に改める。

第十條第十三項及び第十六項を削り、同条第九項の次に次の二項を加える。

第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債

四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(第十四項において「旧特定短期社債」という。))を含む。

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

第六項第三号の二、第十五号及び第十六号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又ハ有価証券先渡取引をいう。

第十一條の十八第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という)。

第十一條の十八第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中若しくは証券専門会社を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第十二條第二項第三号中「及び証券専門会社」を「証券専門会社及び証券仲介専門会社」に改める。

第八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等(有価証券の売買、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第三号の二に規定する

有価証券店頭デリバティブ取引(同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引を除く。)、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引であつて、利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものをいう。以下同じ。

第十一条第三項第六号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第十一号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第八十七条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等
第八十七条の三第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券仲介専門会社」という。)

第八十七条の三第二項第二号イ及びハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え、同項第三号中「若しくは証券専門会社」を「証券専門会社若しくは証券仲介専門会社」に改める。

第九十三条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等
第九十七条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 有価証券の売買等
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する

る。

第九条の八第二項第七号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第四号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

(信用金庫法の一部改正)
第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第五項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第四号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第五号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第五十四條第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加える。

第五十四條の十七第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第五十四條の十七第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(労働金庫法の一部改正)
第十一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百

二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第八号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第三号の三中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第四号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第五十八條の二第二項第六号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加える。

第五十八條の五第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第五十八條の五第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
第五十八條の五第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)
第十二條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第三項第五号中「証券業者」の下に「(証券仲介業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第二号の二において同じ。)を除く。）」を加え、同条第四項第二号中「もつてするもの」の下に「又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を加え、同条第五項中「(昭和二十三年法律

第二十五号)を削り、同条第六項第一号の二中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第五号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第六号中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第七十二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 証券仲介業者のうち、証券仲介業(証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項第二号において「証券仲介専門会社」という。)

第七十二条第二項第二号イ中「証券専門会社」の下に「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)
第十三條 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第六十条第一項中「及び次条」を「次条及び第六十一条の二」に改める。

第三章第二節第六十一条の次に次の一条を加える。
(所得税法等の適用)
第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払を受けた受託者に対し当該支払に係る補償対象債権(当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る。)に係る社債等の譲渡があったものとみなして、所得

税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)第四條の二及び第四條の三の規定の特例の適用に必要事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第二十七條の三十の三、第四項及び第二十七條の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十七條の三十の八の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第九十八條の二第二項の改正規定、第三條中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八條第五項及び第九十九條第四項の改正規定、第四條中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十七條第一項の改正規定並びに第五條中金融先物取引法第十二條第三項、第三十四條の十六第一項及び第九十條の六第一項の改正規定 この法律の公布の日

二 第一条中証券取引法第二條第八項、第二十七條の二第四項、第二十七條の二十八第三項及び第三十二條第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関を加える部分に限る。」、同条第六項、同法第五十四條第一項第四号及び同法第六十五條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く。))並びに同法第六十五條の二第一項、同条第三項、同条第九項、第六十五條の三、第六十六條第五項及び第二百一十一條第二項の改正規定、第二條中外国証券業者に関する法律第二條第一号の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定(「のうち銀行」の下に「協同組織金融機

関を加える部分に限る。)、同法第二十二條第一項第四号の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。))及び同項第五号の改正規定、第六條中商工組合中央金庫法第二十八條第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七條中農業協同組合法第十條第六項第三号の次に一項を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八條中水産業協同組合法第十一條第三項第三号の次に一項を加える改正規定、同法第四項第三号の次に一項を加える改正規定、同法第九十三條第二項第三号の次に一項を加える改正規定及び同法第九十七條第三項第三号の次に一項を加える改正規定、第九條中中小企業等協同組合法第九條の八第二項第七号の改正規定、第十條中信用金庫法第五十三條第三項第二号及び第五十四條第四項第二号の改正規定、第十一條中労働金庫法第五十八條第二項第八号及び第五十八條の二第一項第六号の改正規定、第十二條中農林中央金庫法第五十四條第四項第二号の改正規定、第十三條の規定、附則第十六條中租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十七條の十一第一項第一号、第三十七條の十四の二第一項第一号及び第四十一條の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七條中所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十四條の三第一項第二号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 附則第二十九條の規定 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

(証券会社等の主要株主に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に証券会社(第一条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。))第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。の主要株主(新証券取引法第二十八條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。又は証券会社を子会社(同条第三項に規定する子会社をいう。))とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。))の主要株主以下この条において「証券会社等の主要株主」という。に該当する者は、施行日において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新証券取引法第六十四條の五第一項(第三号に限る。))の規定は、施行日以後の行為について適用する。

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業者(第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「新投資信託法」という。))第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。の主要株主(新投資信託法第九條第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。又は投資信託委託業者を子会社(新投資信託法第九條第四項に規定する子会社をいう。))とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。))の主要株主以下この条において「投資信託委託業者等の主要株主」という。に該当する者は、施行日において当該投資信託委託業者等の主要株主となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投資信託法」という。))第三十四條の十第三項の規定により認可を受けて証券業(新投資信託法第十三條の二に規定する証券業をいう。))を営んでいる者(証券仲介業者(新投資信託法第十三條の二に規定する証券仲介業者をいう。))又は許可外国証券業者(新投資信託法第十三條の二に規定する許可外国証券業者をいう。))である場合を除く。であつて、旧投資信託法第三十四條の十一第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資信託法第三十四條の十一第二項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認可投資顧問業者(第四条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「新投資顧問業法」という。))第三條に規定する認可投資顧問業者をいう。以下この条において同じ。の主要株主(新投資顧問業法第二十七條第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。又は認可投資顧問業者を子会社(新投資顧問業法第二十七條第四項に規定する子会社をいう。))とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第五項第一号に規定する持株会社をいう。))の主要株主以下この条において「認可投資顧問業者等の主要株主」という。に該当する者は、施行日において当該認可投資顧問業者等の主要株主となつたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「旧投資顧問業法」という。))第三十一條第二項の規定により認可を受けて証券業(新投資顧問業法第二十三條に規定する証券業をいう。))を営んでいる者(証券仲介業者

者(新投資顧問業法第二十二條第二項第二号に規定する証券仲介業者をいう。又は許可外国証券業者(新投資顧問業法第二十二條第二項第二号に規定する許可外国証券業者をいう。である場合を除く。)であつて、旧投資顧問業法第三十一条第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資顧問業法第三十一条第三項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(信託業法の一部改正)

第八条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条ノ二 第二項中「第二條第二十七項を「第二條第三十一項」に、「第二條第十三項を「第二條第十五項」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條第五項第二号中「持株会社」の下に「及び証券仲介業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次條第二項において同じ。)」を加える。

第十條第二項中「証券業を営む会社」の下に「(証券仲介業者を除く。)」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の四 第一項第二号の次の一号を加える。

二の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同條第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。の)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主

務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第四條の四 第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

第四條の四 第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第十一條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十四号中「第二條第十八項を「第二條第二十一項」に、「同條第十九項を「同條第二十二項」に、「同條第十八項を「同條第二十一項」に、「同條第二十三項を「同條第二十六項」に、「同條第二十四項を「同條第二十七項」に、「第二條第九項を「第二條第十一項」に、「同條第九項を「同條第十一項」に改める。

第二十二條の二 第二項中「第二條第十一項を「第二條第十三項」に改める。

第二十六條第二項中「第二條第十四項を「第二條第十六項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條の二 第二項中「第二條第十七項を「第二條第二十項」に改め、同條第二項中「第二條第十四項を「第二條第十六項」に改める。

附則第三十五條の三 第八項中「第二條第十七項を「第二條第二十項」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第十三條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項及び第四百五條の四 第一号中「第二條第十五項」を「第二條第十七項」に改め

る。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十四條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同條第七項中「第二條第九項又は第十項」を「第二條第十一項又は第十二項」に改める。

第十三條の二 第二項第三号の次の一号を加える。

三の二 証券取引法第二條第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同條第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。の)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第十三條の二 第四項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

第十六條の四 第一項第二号の次の一号を加える。

二の二 証券仲介専門会社

第十六條の四 第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十九條の三 第三項第五号ヘ中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に、「同條第十九項」を「同條第二十二項」に改める。

第百三十九條第五項及び第四百四十一條 第一項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三條の二 及び第九條の五 第一項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

第三十七條の十 第一項中「第二條第十七項」を「第二條第二十項」に改め、同條第二項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

第三十七條の十一 第一項第二号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二條第八項に規定する協同組織金融機関」に改める。

第三十七條の十三の三 第一項中「第二條第十七項」を「第二條第二十項」に改める。

第三十七條の十四の二 第二項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に、「第二條第十七項」を「第二條第二十項」に改め、同項第一号中「又は銀行」を「銀行又は証券取引法第二條第八項に規定する協同組織金融機関」に改める。

第四十一條の十四 第一項第二号中「第二條第十七項」を「第二條第二十項」に、「同條第十八項」を「同條第二十一項」に、「同條第十九項」を「同條第二十二項」に改め、同條第三項第二号中「銀行」の下に若しくは協同組織金融機関を加え、同條第四項中「第二條第十八項」を「第二條第二十一項」に改める。

第六十九條の五 第二項第一号イ及び第三号イ並びに第九十一條の四 第一項中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法の一部を次のように改正する。

第二十五條 第一項第五号中「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改める。

第二百二十四條の三 第一項第二号中「銀行又は銀行、協同組織金融機関(証券取引法第二條第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。又は「銀行」を「銀行及び協同組織金融機関」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十五号中、「外国証券会社」の下に、「外国証券業者、証券仲介業者」を加え、

「又は認可」を、「許可又は認可」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

- | | | |
|--|------|---------------|
| (三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第二項(取引所取引の許可)の規定による許可 | 許可件数 | 一件につき十
五万円 |
| (四) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二(証券仲介業の登録)の規定による登録 | 登録件数 | 一件につき九
万円 |

別表第一第二十五号の二中「有価証券市場又は」を「有価証券市場若しくは」に、「又は組織変更」を「組織変更の認可又は外国市場取引」に改め、同号(一)中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

- | | | |
|--------------------------------------|------|---------------|
| (三) 証券取引法第五十五条第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可 | 認可件数 | 一件につき十
五万円 |
|--------------------------------------|------|---------------|

- | | | |
|--|------|---------------|
| 別表第一第二十五号の二に次のように加える。 | 認可件数 | 一件につき十
五万円 |
| (六) 金融先物取引法第五十五条の二第一項(認可)の規定による外国市場取引の認可 | 認可件数 | 一件につき十
五万円 |

(住民基本台帳法の一部改正)

第十九条 住民基本台帳法昭和四十二年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第三十条第一項」の下に「若しくは第三十三条の二第二項(同法第三十三条の五において準用する場合を含む。)」を加え、「において準用する場合を含む。」の登録を「及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。」若しくは第六十六条の二の登録、同法第六十六条の六第一項の届出に、「若しくは第六十四条第一項の認可、同法第五十二条第二項」を「認可、同法第三十三条第三項若しくは第三十三条の二第二項の届出、同法第六十六条の三第一項の認可、同法第三項(同法第六十六条の三第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。)」の届出、同法第六十六条の三第四項ただし書若しくは第六十六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第六十六条の十四第三項若しくは第六十六条の十五の届出、同法第六十六条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第六十四条第一項の認可、同法第六十四

十九条第二項の届出、同法第五十五条第一項の認可、同法第五十五条の七に改め、同表の四の項中「第十二条第一項の届出を」第十二条第一項(同法第十三条の五において準用する場合を含む。の届出、同法第十三条の二第二項の許可)に改め、同表の五の項中「第十條の三第二項」の下に、「第十條の四第一項(同法第十條の七において準用する場合を含む。)」を加え、同表の六の項中「第八條第一項」の下に「若しくは第二十九條の二第二項(同法第二十九條の五において準用する場合を含む。)」を加え、同表の七の項中「若しくは第三十四條の二十三第一項の認可又は同法第五十一條の二第二項」を「認可、同法第三十四條の二十第三項若しくは第三十四條の二十の二第二項の届出、同法第三十四條の二十三第一項若しくは第三十四條の二十四の三十四第一項の認可、同法第三項(同法第三十四條の三十四第四項及び第三十四條の四十第四項において準用する場合を含む。の届出、同法第三十四條の二十八第四項ただし書若しくは第三十四條の三十四第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第三十四條の三十七第三項若しくはは第三十四條の三十八の届出、同法第三十四條の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一條の二第二項の届出、同法第五十五條の二第二項の認可又は同法第五十五條の八に改める。

認可、同法第三十四條の三十七第三項若しくは第三十四條の三十八の届出、同法第三十四條の四十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第五十一條の二第二項の届出、同法第五十五條の二第二項の認可又は同法第五十五條の八に改める。

に改正する。
第六条第一項第三号中「第二十八項」を「第二十三項」に改める。
(地価税法の一部改正)
第二十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十八号中「第二十五項」を「第二十七項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第二十三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第九條第十四号中「第二十八項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十五項」に改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十四條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第一項中「第二十一項」を「第二十三項」に改める。
(保険業法の一部改正)
第二十五條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第八項中「第二十九項又は第十項」を「第二十一項又は第十二項」に改める。
第六十六條第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介

第二十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十條第四項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第十項中「第二十九項又は第十項」を「第二十一項又は第十二項」に改める。
第十六條の二第二項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)
第十六條の二第二項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。
第五十二條の二十三第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 証券仲介専門会社
第五十二條の二十三第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加える。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)
第二十一條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のよう

正)
第二十一條 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のよう

に改正する。
第六条第一項第三号中「第二十八項」を「第二十三項」に改める。
(地価税法の一部改正)
第二十二條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十八号中「第二十五項」を「第二十七項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第二十三條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第九條第十四号中「第二十八項」を「第二十一項」に、「第二十二項」を「第二十五項」に改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十四條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條第一項中「第二十一項」を「第二十三項」に改める。
(保険業法の一部改正)
第二十五條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第八項中「第二十九項又は第十項」を「第二十一項又は第十二項」に改める。
第六十六條第一項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介

業をいう。以下この号において同じ。のほ
か、証券仲介業に付随する業務その他の内
閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下
「証券仲介専門会社」という。)

第六百六条第二項第六号イ中「証券専門会社」の
下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ
「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」
を加える。

第二百七十一條の二十二第一項第五号の次に
次の一号を加える。

五の二 証券仲介専門会社

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十六條 厚生年金保険法等の一部を改正する
法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第五十六條第二項中「第二條第十四項を
「第二條第十六項」に改める。

(土地の再評価に関する法律の一部改正)

第二十七條 土地の再評価に関する法律(平成十
年法律第三十四号)の一部を次のように改正す
る。

第八條の二第一項中「第二條第十四項を」第
二條第十六項に、「同條第十一項を」同條第十
三項に改める。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関す
る法律の一部改正)

第二十八條 中小企業等投資事業有限責任組合契
約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部
を次のように改正する。

第二條第一項第一号及び第三條第一項第六号
イ中「第二條第十四項を」第二條第十六項に改
める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

第二十九條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の

規制等に関する法律(平成十一年法律第三百十
六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「第二百條第十三号」を「第
二百條第十四号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 施行日から附則第一條第三号に定める
日の前日までの間における犯罪の国際化及び組
織化に対処するための刑法等の一部を改正する
法律第二條の規定による改正前の組織的な犯罪
の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表
第十四号の規定の適用については、同号中「第
二百條第十三号」とあるのは、「第二百條第十四
号」とする。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正
する法律の一部改正)

第三十一條 証券取引法及び金融先物取引法の一
部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)
の一部を次のように改正する。

附則第五十二條中「第二條第十四項を」第二
條第十六項に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十二條 金融商品の販売等に関する法律(平
成十二年法律第一号)の一部を次のように改
正する。

第二條第一項第五号中「同條第十七項を」同
條第二十項に、「同條第二十一項を」同條第二
十四項に改め、同項第十号中「第二條第十八
項を」第二條第二十一項に、「同條第十九項
を」同條第二十二項に、「同條第二十項を」同
條第二十三項に、「第二條第九項を」第二條第
十一項に改め、同項第十一号中「第二條第二
十二項を」第二條第二十五項に、「同條第二十三
項を」同條第二十六項に、「同條第二十四項
を」同條第二十七項に改める。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第三十三條 確定給付企業年金法(平成十三年法
律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第二項中「第二條第十四項を」第
二條第十六項に改める。

第二百十四條第三項中「第二條第十八項を」第
二條第二十一項に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
の一部改正)

第三十四條 銀行等の株式等の保有の制限等に関
する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部
を次のように改正する。

第三十八條第三項中「第二條第十四項を」第
二條第十六項に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関す
る法律の一部改正)

第三十五條 金融機関等による顧客等の本人確認
等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の
一部を次のように改正する。

第二條第二十号中「第二條第二十八項を」第
二條第三十二項に改め、同條第三十三号中「第
二條第三十一項を」第二條第三十三項に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備
のための関係法律の整備等に関する法律の一部
改正)

第三十六條 証券決済制度等の改革による証券市
場の整備のための関係法律の整備等に関する法
律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第八十五條中「第二條第二十七項を」第
二條第三十一項に、「第二條第十三項を」第二
條第十五項に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第三十七條 金融庁設置法(平成十年法律第三百
十号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「次号イからクまで」を「次号

イからマまで」に改め、同條第三号中クをマと
し、ネからオまでを二つずつ繰り下げ、ツをネ
とし、ネの次に次のように加える。

ナ 金融先物取引所持株式会社

第四條第三号中ソをツとし、ヨからレまでを
一つずつ繰り下げ、カの次に次のように加え
る。

ヨ 証券取引所持株式会社
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

(検討)

第四十條 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、この法律による改正後の規
定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案
し、この法律による改正後の金融諸制度につ
いて検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

理 由

内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構
造改革を促進する必要性にかんがみ、有価証券の
販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度
を創設するとともに、証券会社、証券取引所等の
株主に関する制度の整備並びに外国有価証券市場
の開拓者及び外国証券業者が国内において適切な
業務の展開を図るための環境の整備を行う等、所
要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

証券取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書 裁判の迅速化に関する法律案及び同報告書

五四

証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、間接金融から直接金融へのシフトに向けて個人投資家の証券市場への参加を促進するためのインフラ整備などを行い、我が国証券市場の構造改革を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 証券会社等の委託を受けて証券取引の仲介を行う証券仲介業制度を創設するほか、協同組織金融機関が有価証券の売買等に係る書面取次ぎ業務を営むことができることとする。
- 2 証券会社、投資信託委託業者等の総株主の議決権の二十パーセント以上を保有している者について、その適格性を確認するための制度を導入することとする。
- 3 証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制を適正化することとする。
- 4 証券取引所等の持株会社制度を新設するとともに、外国証券業者等が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できるよう、制度の整備を図ることとする。
- 5 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十六年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社、証券取引所等の株主に関する制度の整備及び外国証券業者が国内において適切な業務の展開を図るための環境の整備を行う等、所要の措置を講じようとするもので、時宜に適するもの

と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年五月九日

財務金融委員長 小坂 憲次
衆議院議長 綿貫 民輔殿

裁判の迅速化に関する法律案

右国会に提出する。

平成十五年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

裁判の迅速化に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となつてゐること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もつて国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。

(裁判の迅速化)

第二条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われ

るものとする。

2 裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士体制の整備等により行われるものとする。

3 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、裁判の迅速化(前条に規定する裁判の迅速化をいう。以下同じ。)を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、前条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(日本弁護士連合会の責務)

第五条 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の態勢の整備その他の弁護士の体制の整備に努めるものとする。

(裁判所の責務)

第六条 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る第二條第一項の目標を実現するよう努めるものとする。

(当事者等の責務)

第七条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二條第一

項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

(最高裁判所による検証)

第八条 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。

2 前項の検証の結果については、第三条の規定による国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (最高裁判所による検証の結果の最初の公表)
- 2 第八条の規定による検証の結果の最初の公表は、この法律の施行の日から二年以内に行うものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となつてゐること等にかんがみ、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もつて国民の期待にこたえる司法

制度の実現に資するため、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務、裁判所及び当事者等の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判の迅速化に関する法律案(内閣提出)に
関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となつてゐること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨等の基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 裁判の迅速化

裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとし、この制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士体制の整備等により行われるものとする。ことに、裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないものとする。

2 国等の責務

(一) 裁判の迅速化に関する国の責務について
所要の規定を置くとともに、政府においても所要の措置を講じなければならないもの

とし、日本弁護士連合会の責務についても所要の規定を置くものとする。

(二) 裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとし、当事者等は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならないものとする。

3 最高裁判所による検証

最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。同時に、検証の結果について、国の施策の策定及び実施に当たつて、適切な活用が図られなければならないものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

5 検討

政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であることに加え、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となつてゐること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨等の基本となる事項を定めようとするもので、そ

の措置は妥当なものと認めるが、本法案の目的に公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が行われることが不可欠であること等を明確にする必要がある。本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年五月九日

法務委員長 山本 有二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正な手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となつてゐること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もつて国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。

(当事者等の責務)

第七条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者○は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

(最高裁判所による検証)

第八条 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進する

ため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的○かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。

2 前項の検証の結果については、第三条の規定による国の施策の策定及び実施に当たつて、適切な活用が図られなければならない。

(別紙)

裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁判所における手続の迅速化については、当事者の正当な権利利益が害されないよう、当事者の人権に十分配慮し、当事者の防御権を損なうことのないよう、十分な配慮をすること。

二 最高裁判所による検証については、裁判の独立及び関係者のプライバシーを十分尊重しつつ、総合的、客観的かつ多角的な検証を確保するため、法曹三者の協力に加え、外部有識者の関与を認めるよう、必要な措置をとること。

三 裁判の迅速化に資するため、裁判官、検察官及び関係職員の増員及び裁判所施設の拡充など、人的物的体制の整備に努めるよう、必要な予算措置をとること。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

民事訴訟法等の一部を改正する法律
(民事訴訟法の一部改正)

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

目次中	第三節 期日及び期間(第九十三條―第九十七條)	第二節 専門委員(第九十八條―第一百零三條)
第三節 送達(第九十八條―第一百零三條)	第四節 裁判(第一百零四條―第一百零九條)	第五節 訴訟手続の中断及び中止(第一百十條―第一百十四條)
第五節 訴訟手続の中断及び中止(第一百十條―第一百十四條)	第六節 訴訟手続の中断及び中止(第一百十五條―第一百十九條)	

員(第九十二條の二―第九十二條の七)
び期間(第九十三條―第九十七條)
九十八條―第一百零三條)
百十四條―第一百十九條)
統の中断及び中止(第一百十條―第一百十四條)
起前における証拠収集の処分等(第一百十五條―第一百十九條)
びその準備」を「第三章 口頭弁論及びその準備」に、「第三章 証拠」を「第四章 証拠」に、「第四章 判決」を「第五章 判決」に、「第五章 裁判によらない訴訟の完結」を「第六章 裁判によらない訴訟の完結」に、「第六章 大規模訴訟に関する特則(第二百六十八條―第二百六十九條)」を「第七章 大規模訴訟に関する特則(第二百六十八條―第二百六十九條の二)」に、「第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」を「第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」に、「第三百十條」を「第三百十條の二」に改める。

「第四章 証拠」に、「第四章 判決」を「第五章 判決」に、「第五章 裁判によらない訴訟の完結」を「第六章 裁判によらない訴訟の完結」に、「第六章 大規模訴訟に関する特則(第二百六十八條―第二百六十九條)」を「第七章 大規模訴訟に関する特則(第二百六十八條―第二百六十九條の二)」に、「第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」を「第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」に、「第三百十條」を「第三百十條の二」に改める。

第六條の見出し中「訴え」を「訴え等」に改め、同条中「に関する訴え」の下に「(以下、特許権等に関する訴えという。)」を加え、「より」を「よれば」に、「有する場合」を「有すべき場合には、その訴えは」に、「にも、その訴えを提起することができ」を「の管轄に専属する」に改め、同条第一号中「(東京地方裁判所を除く。)」を削り、同条第二号中「(大阪地方裁判所を除く。)」を削り、同条に次の二項を加える。

2 特許権等に関する訴えについて、前二條の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所が管轄権を有する

場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

3 第一項第二号に定める裁判所が第一審としての特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし、第二十條の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については、この限りでない。

第六條の次に次の一條を加える。
(意匠権等に関する訴えの管轄)

第六條の二 意匠権、商標権、著作者の権利(プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。)、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七號)第二条第一項に規定する不正競争をいう。))による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 前条第一項第一号に掲げる裁判所(東京地方裁判所を除く。)
二 前条第一項第二号に掲げる裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

大阪地方裁判所
第七條中「前三條」を「第四条から前条まで(第六條第三項を除く。)」に改める。
第十三條の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中「から第七條まで」を「第六條第二項、第六條の二、第七條」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許権等に関する訴えについて、第七條又は前二條の規定によれば第六條第一項各号に定める裁判所が管轄権を有すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第七條又は前二條の規定により、その裁判所は、管轄権を有する。

第二十條に次の一項を加える。
2 特許権等に関する訴えに係る訴訟について、第十七條又は前条第一項の規定によれば第六條第一項各号に定める裁判所に移送すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第十七條又は前条第一項の規定を適用する。

第二十條の次に次の一條を加える。
(特許権等に関する訴えに係る訴訟の移送)
第二十條の二 第六條第一項各号に定める裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を第四條、第五條若しくは第十一條の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九條第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に移送することができる。

第二條の二 東京高等裁判所は、第六條第三項の控訴が提起された場合において、その控訴審において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができる。

2 東京高等裁判所は、第六條第三項の控訴が提起された場合において、その控訴審において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができる。

第二節 専門委員

(専門委員の関与)

第九十二條の二 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に關し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟關係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に關与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。

2 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟關係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に關与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟關係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について

専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。

3 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を系統に關与させることができる。

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の關与)

第九十二条の三 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を系統に關与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、専門委員に同条各項の説明又は疑問をさせることができる。

(専門委員の關与の決定の取消し)

第九十二条の四 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を系統に關与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならぬ。

(専門委員の指定及び任免等)

第九十二条の五 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 第九十二条の二の規定により系統に關与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。

3 専門委員は、非常勤とし、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

る。

(専門委員の除斥及び忌避)

第九十二条の六 第二十三条から第二十五条まで(同条第二項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。

2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件の系統に關与することができない。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の系統を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の系統を行う場合には、専門委員を系統に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受託裁判所がする。

第一編に次の一章を加える。

第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等

(訴えの提起前における照会)

第三百三十二条の二 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面で行った場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するため必要があることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ、ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第六十三条各号のいずれかに該当する照会

二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に關する事項についての照会であつて、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの

三 相手方又は第三者の営業秘密に關する事項についての照会

2 前項第二号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第三号に規定する第三者の営業秘密に關する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合に、これらの規定は、適用しない。

3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。

4 第一項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第三百三十二条の三 予告通知を受けた者(以下この章において「被告予告通知者」という。)は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第三項の請求の要旨及び紛争の要点对する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するため必要があることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ、この場合においては、同条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

ることができない。

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第三百三十二条の四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要なことが明らかなる証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方(以下この章において単に「相手方」という。)の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は嘱託を受けるべき者の負担が相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を嘱託すること。

二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体(次条第一項第二号において「官公署等」という。)に嘱託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有關係その他の現況について調査を命ずること。

2 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四月の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。

3 第一項の処分の申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、することができない。

4 裁判所は、第一項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと思はれるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

(証拠収集の処分の管轄裁判所等)
第三百三十二条の五 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。

- 一 前条第一項第一号の処分の申立て
- 二 前条第一項第二号の処分の申立て
- 三 前条第一項第三号の処分の申立て
- 四 前条第一項第四号の処分の申立て

申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所
申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は調査の嘱託を受けるべき官公署等の所在地
申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は特定の物につき意見の陳述の嘱託がされるべき場合における当該特定の物の所在地
調査に係る物の所在地

2 第十六条第一項、第二十一条及び第二十二条の規定は、前条第一項の処分の申立てに係る事件について準用する。

(証拠収集の処分の手続等)

第三百三十二条の六 裁判所は、第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分をする場合には、嘱託を受けた者が文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

2 第三百三十二条の四第一項第二号の嘱託若しくは同項第四号の命令に係る調査結果の報告又は同項第三号の嘱託に係る意見の陳述は、書面で行わなければならない。

3 裁判所は、第三百三十二条の四第一項の処分に基づいて文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。

4 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面を保管しなければならない。

5 第三百八十条第一項の規定は第三百三十二条の四第一項の処分について、第三百八十四条第一

項の規定は第三百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分について、第二百三十三条の規定は同号の処分について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第三百三十二条の七 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、第三百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第三百三十二条の七第一項」と、当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

(不服申立ての不許)
第三百三十二条の八 第三百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠収集の処分に係る裁判に関する費用の負担)
第三百三十二条の九 第三百三十二条の四第一項の処分の申立てについての裁判に関する費用

は、申立人の負担とする。
第四百四十五条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 前項の訴訟が係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、前項の確認の請求が同条第一項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。
第四百四十六条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属するとき。
- 二 反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき。

第四百四十六条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 本訴の係属する裁判所が第六条第一項各号に定める裁判所である場合において、反訴の目的である請求が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項第一号の規定は、適用しない。
第四百四十七条中「第四百四十五条第二項を」第四百四十五条第三項に改める。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。
(和解に代わる決定)
第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の實力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは

は分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならない。

3 第一項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。

4 前項の期間内に異議の申立てがあったときは、第一項の決定は、その効力を失う。

5 第三項の期間内に異議の申立てがないときは、第一項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第二編第七章を第八章とする。
第二編第六章の章名中「大規模訴訟」を「大規模訴訟等」に改める。
第二百六十八条の見出し中「受命裁判官」を「大規模訴訟に係る事件における受命裁判官」に改める。

第二百六十九条の見出し中「合議体」を「大規模訴訟に係る事件における合議体」に改める。
第二編第六章中第二百六十九条の次に次の一条を加える。
(特許権等に関する訴えに係る事件における合議体の構成)
第二百六十九条の二 第六条第一項各号に定める裁判所においては、特許権等に関する訴えに係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る事

件については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二編第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第二百十五條の見出し中「方式」を「方式等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 裁判所は、鑑定人に意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、鑑定人に更に意見を述べさせることができる。

第二百十五條の次に次の三條を加える。

(鑑定人質問)

第二百十五條の二 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人に対し質問をすることが出来る。

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定の申出をした当事者、他の当事者の順序とする。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することが出来る。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第二百十五條の三 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする事ができる方法によって、意見を述べさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百十五條の四 受命裁判官又は受託裁判官

が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

ただし、第二百十五條の二第四項の規定による異議についての裁判は、受託裁判官が行う。

第二百十六條を次のように改める。

(証人尋問の規定の準用)

第二百十六條 第九十一條の規定は公務員又は公務員であつた者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第九十七條から第九十九條までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百十一條第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第九十二條及び第九十三條の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

第二編第三章を第四章とする。

第二百十六條の次に次の一條を加える。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防禦方法の提出期間)

第二百五十六條の二 第二百四十七條の三第一項の審理の計画に従つた訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防禦の方法を提出すべき期間を定めることができる。

第二百五十七條の見出しを「時機に後れた攻撃防禦方法の却下等」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防禦方法の却下)

第二百五十七條の二 第二百四十七條の三第三項又は第二百五十六條の二(第二百七十五條第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定の事項についての攻撃又は防禦の方法を提出

すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間の経過後に提出した攻撃又は防禦の方法については、これにより審理の計画に従つた訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることが出来る。

ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防禦の方法を提出することができなかったことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

第二百七十條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二百七十一條第二項中(前条第二項を除く。)を削り、「職務」の下に(前条第二項に規定する裁判を除く。)を加え、同項ただし書中「同条第六項を」同条第五項に改め、「異議についての裁判」の下に、及び同項において準用する第二百五十七條の二の規定による却下についての裁判を加え、同条第三項中「鑑定の囑託」の下に、「文書第二百三十一條に規定する物件を含む。」を提出してする書証の申出を加える。

第二編第二章を第三章とし、第一章の次に第一章を加える。

第二章 計画審理

(訴訟手続の計画的進行)

第二百四十七條の二 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。

(審理の計画)

第二百四十七條の三 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯さうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

事項を定めなければならない。

一 争点及び証拠の整理を行う期間

二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間

三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

3 第一項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防禦の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第一項の審理の計画を変更することが出来る。

第二百九十七條中「第六章」を「第七章」に改める。

第二百九十九條に次の一項を加える。

2 前項の第一審裁判所が第六條第一項各号に定める裁判所である場合において、当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは、前項ただし書の規定は、適用しない。

第三編第一章中第三百十條の次に次の一條を加える。

(特許権等に関する訴えに係る控訴事件における合議体の構成)

第三百十條の二 第六條第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることが出来る。ただし、第二十條の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴に係る事件については、この限りでない。

に「(第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときは除く。)」を加える。

第三百六十八条第一項中「三十万円」を「六十万円」に改める。

(特許法の一部改正)

第二条 特許法昭和三十四年法律第二百一十一号の一部を次のように改正する。

第二百五十一条中「同法第二百四條の下に」及び第二百五五條の三を加える。

第二百八十二條の次に次の一條を加える。

(合議体の構成)

第二百八十二條の二 第二百七十八條第一項の訴えに係る事件については、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることが出来る。

(実用新案法の一部改正)

第三条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中並びに第二百八十二條裁判の正本の送付を、第二百八十二條裁判の正本の送付並びに第二百八十二條の二(合議体の構成)に改める。

(民事保全法の一部改正)

第四条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 本案の訴えが民事訴訟法第六條第一項に規定する特許権等に関する訴えである場合には、保全命令事件は、前項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所が管轄する。ただし、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が同條第一項各号に定める裁判所であるときは、その裁判所もこれを管轄する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條の規定は、特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第百一十号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の民事訴訟法の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の民事訴訟法の規定により生じた効力を妨げない。

(特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えに係る訴訟の管轄等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に係属している特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(第四項において「特許権等に関する訴え」という。)、及び意匠権、商標権、著作者の権利(プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。)、出版権、著作権隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二條第一項に規定する不正競争をいう。)による営業上の利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移送については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に係属している事件については、第一條の規定による改正後の民事訴訟法第二百六十九條の二及び第三百十條の二並びに第二條の規定による改正後の特許法第二百八十二條の二(第三條の規定による改正後の実用新案法第四十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 特許法等の一部を改正する法律附則第二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一條の規定による改正前の特許法第

百七十八條第一項の訴えであつて特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対するものに係る事件については、前項に定める場合を除き、第二條の規定による改正後の特許法第二百八十二條の二の規定を適用する。

4 この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件であつて本案の訴えが特許権等に関する訴えであるものの管轄については、なお従前の例による。

(少額訴訟に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述があつた事件については、第一條の規定による改正後の民事訴訟法第二百六十八條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(実用新案法に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の日が特許法等の一部を改正する法律の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における実用新案法第四十七條第二項の規定の適用については、同項中「第二百八十二條」とあるのは「第二百八十二條の二」と、及び裁判の正本の送付」とあるのは「裁判の正本の送付及び合議体の構成」とする。

2 前項の場合には、この法律の施行の際現に係属している事件については、同項において読み替へて適用する実用新案法第四十七條第二項において準用する第二條の規定による改正後の特許法第二百八十二條の二の規定は、適用しない。

(司法書士法の一部改正)

第六条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号ハ中「第二編第三章第七節を」第二編第四章第七節に改める。

第七条 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)第七條 市町村の合併の特例に関する法律昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正す

る。

第四條の二第三十一項及び第十九條第二項中「第二編第三章第二節を」第二編第四章第二節に改める。

(執行官法の一部改正)

第八条 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 民事訴訟法第三百三十二條の四第一項第四号の処分による物の形状、占有関係その他の現況の調査

第八條第二項第一号中「送達を行なう」を「送達又は前項第一号の二の現況の調査を行う」に改め、「よつて送達」の下に「又は同号の現況の調査を加える。

(民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正)

第九条 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「第一編第五章第三節を」第一編第五章第四節に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「鑑定」の下に「若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述」を加え、同條第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 民事訴訟法第三百三十二條の四第一項第一号の規定により文書(同法第二百三十一條に規定する物件を含む。)の送付を囑託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

第二十六条中「第二十条第一項の下に」若しくは第二項を加える。

別表第一の一七の項イ中「処分に対する異議の申立て」の下に、「訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て」を加える。

理由

民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟における計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充、専門的な知見を要する事件への対応の強化のための専門委員制度の創設及び特許権等に関する訴え等の管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 計画審理の推進

裁判所及び当事者には訴訟手続の計画的な進行を図る責務があることを明らかにするとともに、裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないものとする。

2 証拠収集手続の拡充

当事者が訴えの提起前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、訴えの提起前においても、相手方に対して照会をすることができる手続及び文書の所持者に

対して文書の送付を囑託することができる手続を設けるなど、訴えの提起前における証拠収集手続を拡充するものとする。

3 専門委員制度の創設

医事関係事件や建築関係事件等の審理において医療・建築等についての専門的な知見が問題となる場合において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができるものとする。

4 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化

特許権及び実用新案権等に関する訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化すること等により、裁判所の専門的処理体制の一層の強化を図るものとする。

5 簡易裁判所の機能の充実

少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲を定める訴額の上限額を三十万円から六十万円に引き上げるものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十五年五月九日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 計画審理については、当事者との協議により、その納得の上で実施されるよう努めるものとし、迅速な審理のために審理の適正、充実が損なわれることのないよう、その趣旨並びに要件及び手続について周知徹底を図ること。

二 訴えの提起前における証拠収集の処分等については、司法制度改革審議会意見書が「訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきである」と提言していることを受けて創設された制度であることの周知徹底を図ること。

三 専門委員制度の導入については、その趣旨及び手続について周知徹底し、実質的に専門委員による裁判が行われるといった事態を招かないよう、専門委員の中立・公平性の確保と専門委員が関与する際の手続の透明性の確保について配慮すること。とりわけ、医療過誤事件への専門委員の関与については、特にこれらの確保に十分留意すること。

四 本法による改正後の鑑定人に対する質問については、当事者による尋問を制約するものではないことを周知徹底すること。

五 特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用した訴訟手続の制度並びに移送制度の趣旨の周知徹底を図ること。

人事訴訟法案

右国会に提出する。

平成十五年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

人事訴訟法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第三条)

第二節 裁判所

第一款 管轄(第四条―第八条)

第二款 参与員(第九条―第十一条)

第三款 当事者(第十二条―第十五条)

第四節 訴訟費用(第十六条)

第五節 訴訟手続(第十七条―第二十七条)

第六節 補則(第二十八条―第三十条)

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第一節 管轄(第三十一条)

第二節 附帯処分等(第三十二条―第三十六条)

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾(第三十七条)

第四節 履行の確保(第三十八条―第四十条)

第三章 実親子関係訴訟の特例(第四十一条―第四十三条)

第四章 養子縁組関係訴訟の特例(第四十四条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(趣旨)

第一条 この法律は、人事訴訟に関する手続について、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え(以下「人事に関する訴え」という。)に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並

びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫡出子の否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

(最高裁判所規則)

第三条 この法律に定めるもののほか、人事訴訟に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 裁判所

第一款 管轄

(人事に關する訴えの管轄)

第四条 人事に關する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

2 前項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に關する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

(併合請求における管轄)

第五条 数人からの又は数人に対する一の人事に關する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、民事訴訟法第三十八条前段に定める場合に限る。

(調停事件が係属していた家庭裁判所の自庁処理)

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十八条第

一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであつて、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

(遅滞を避ける等のための移送)

第七条 家庭裁判所は、人事訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(関連請求に係る訴訟の移送)

第八条 家庭裁判所に係属する人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に關する請求に係る訴訟の係属する第一審裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより、当該訴訟をその家庭裁判所に移送することができる。この場合においては、その移送を受けた家庭裁判所は、当該損害の賠償に關する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

2 前項の規定により移送を受けた家庭裁判所は、同項の人事訴訟に係る事件及びその移送に係る損害の賠償に關する請求に係る事件について口頭弁論の併合を命じなければならない。

第二款 参与員

(参与員)

第九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。

2 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任

した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(参与員の除斥及び忌避)

第十条 民事訴訟法第二十三条から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。

2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

(秘密漏示に対する制裁)

第十一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三節 当事者

(被告適格)

第十二条 人事に關する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。

2 人事に關する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。

3 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がいないときは、檢察官を被告とする。

(人事訴訟における訴訟能力等)

第十三条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第四条、第九条、第十二条及び第十六条並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項(同法第四十条第四項におい

て準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

2 訴訟行為につき能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。

3 訴訟行為につき能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。

4 前二項の規定により裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士に対し当該訴訟行為につき能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

第十四条 人事に關する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年被後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年被後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、成年被後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。

(利害関係人の訴訟参加)

第十五条 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならない。

3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により檢察官を被告とする人事訴訟に

参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。

4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで(同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。)の規定を準用する。

5 裁判所は、第一項の決定を取り消すことができる。

第四節 訴訟費用

第十六条 検察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。

2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前条第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

第五節 訴訟手続

(関連請求の併合等)

第十七条 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とは、民事訴訟法第三十六条の規定にかかわらず、一の訴えであることができる。この場合においては、当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有する家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができ、

2 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償に関する請求に係る事件について準用する。

(訴えの変更及び反訴)

第十八条 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第四百三十三条第一項及び第四項、第四百六条第一項並びに第三百条の規定にかかわらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るまで、原告は、請求又は請求の原因を変更することができる。被告は、反訴を提起することができる。

(民事訴訟法の規定の適用除外)

第十九条 人事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第五百七条、第五百七条の二、第五百九条第一項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及び第二百四十四条の規定並びに同法第一百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第二百六十七条の規定は、適用しない。

(職権探知)

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができ、この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならない。

(当事者本人の出頭命令等)

第二十一条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。

2 民事訴訟法第九十二条から第九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

(当事者尋問等の公開停止)

第二十二条 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人(以下この項及び次項において「当事者等」という。)又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

(検察官の関与)

第二十三条 人事訴訟においては、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、必要があると認めるときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

2 検察官は、前項の規定により期日に立ち会った場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十一条の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 民法第七百三十二条の規定に違反したことを理由として婚姻の取消しの請求がされた場合におけるその請求を棄却した確定判決は、前婚の配偶者に対しては、前項の規定にかかわらず、

その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加したときに限り、その効力を有する。

(判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止)

第二十五条 人事訴訟の判決訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。)が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

(訴訟手続の中断及び受継)

第二十六条 第十二条第二項の規定により人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の一方を被告として訴訟を進行する。この場合においては、民事訴訟法第二百四十四条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 第十二条第一項又は第二項の場合において、被告がいずれも死亡したときは、検察官を被告として訴訟を進行する。

(当事者の死亡による人事訴訟の終了)

第二十七条 人事訴訟の係属中に原告が死亡した場合においては、特別の定めがある場合を除き、当該人事訴訟は、当然に終了する。

2 離婚、嫡出子の否認又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、前条第二項の規定にかかわらず、当然に終了する。

第六節 補則

(利害関係人に対する訴訟係属の通知)

第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合における利害関係人であつて、父が死亡した後に認知の訴えが提起された場合にお

けるその子その他の相当と認められるものとして最高裁判所規則で定めるものに対し、訴訟が係属したことを通知するものとする。ただし、訴訟記録上その利害関係人の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 人事訴訟に関する手続については民事訴訟法の規定の適用については、同法第二十五條第一項中「地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同法第二項並びに同法第三十三條第二項及び第三項、第二百六十九條第一項、第三百二十九條第三項並びに第三百三十七條第一項中「地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百八十一條第一項中「地方裁判所」とあるのは「家庭裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては最高裁判所」とあるのは「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所」と、同法第三百三十八條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」とする。

(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二條第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えですることができるときは、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立

ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができ

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第一節 管轄

第三十一条 家庭裁判所は、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合には、当該訴えに係る訴訟については、第六條及び第七條の規定の適用に当たっては、その子の住所又は居所を考慮しなければならない。

第二節 附帯処分等

(附帯処分についての裁判等)

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分又は財産の分与に関する処分(以下「附帯処分」と総称する。)についての裁判をしなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならない。

(事実の調査)

第三十三条 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすることができ

2 裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して前項の事実の調査(以下単に「事実の調査」という。)をさせることができる。

3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会ふことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会ふことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

二 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ

三 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名譽を著しく害するおそれ

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条において「事実調査部分」という。)についての民事訴訟法第九十一條第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

6 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

(判決によらない婚姻の終了の場合の附帯処分についての裁判)

第三十六条 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において判決によらないで当該訴えに係る婚姻が終了した場合において、既に附帯処分申立てがされたときであつて、その附帯処分に係る事項がその婚姻の終了に際し定められていないときは、受訴裁判所は、その附帯処分についての審理及び裁判をしなければならない。

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解

(これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。)並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六条(第二項中請求の認諾に関する部分を除く。)及び第二百六十七条の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。 2 離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定による和解をすることができない。 3 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第七百七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。	(履行命令) 第三十九条 第三十二条第二項の規定による裁判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、当該裁判をした家庭裁判所(上訴裁判所が当該裁判をした場合においては、第一審裁判所である家庭裁判所)は、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の全部又は一部についてするものとする。 2 前項の家庭裁判所は、同項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならない。 3 前二項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。	第三十八条 第三十二条第一項又は第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所(上訴裁判所が当該裁判をした場合においては、第一審裁判所である家庭裁判所)は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。 2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができる。 3 第一項の家庭裁判所及び前項の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。 4 前三項の規定は、第三十二条第一項又は第二項の規定による裁判で定めることができる義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。	4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。 5 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 6 民事訴訟法第八十九条の規定は、第四項の決定について準用する。 第四十条 第三十二条第二項の規定による裁判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行については、当該裁判をした家庭裁判所(上訴裁判所が当該裁判をした場合においては、第一審裁判所である家庭裁判所)の裁判官の所属する家庭裁判所は、次に掲げる場合には、義務者の申出により、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。	一 金銭の支払を家庭裁判所に寄託してすることを命ずる裁判が効力を生じたとき。 二 前号に掲げる場合のほか、当該家庭裁判所に所属する裁判官が、当該裁判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、その金銭の寄託を相当と認めたとき。 2 第三十二条第二項の規定による裁判において寄託をすべき家庭裁判所が特に定められたときは、金銭の寄託は、その家庭裁判所が受けることができる。 3 前二項の規定により金銭の寄託を受けた家庭裁判所は、権利者の請求により、その金銭を権利者に交付しなければならぬ。ただし、権利者が反対給付をすべき場合には、寄託者の作成した書面又は裁判書、公正証書その他の反対給付のあった事実を証する書面の提出があったときに限る。 4 前三項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払を目的とする義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。 第三章 実親子関係訴訟の特例 第四十一条 夫が子の出生前に死亡したとき又は民法第七百七十七条に定める期間内に嫡出子の否認の訴えを提起しないで死亡したときは、その子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族は、嫡出子の否認の訴えを提起することができる。この場合においては、夫の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。 2 夫が嫡出子の否認の訴えを提起した後に死亡した場合においては、前項の規定により嫡出子の否認の訴えを提起することができる者は、夫の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。	できる。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。 (認知の訴えの当事者等) 第四十二条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とし、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。 2 第二十六条第二項の規定は、前項の規定により父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。 3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した場合においては、その直系卑属又はその法定代理人は、民法第七百八十七条ただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。 (父を定めることを目的とする訴えの当事者等) 第四十三条 子、母、母の配偶者又はその前配偶者は、民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。 2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。 一 子又は母 母の配偶者及びその前配偶者(その一方が死亡した後は、他の一方) 二 母の配偶者 母の前配偶者 三 母の前配偶者 母の配偶者 3 第二十六条の規定は、前項の規定により同項各号に定める者を当該訴えの被告とする場合においてこれらの者が死亡したときについて準用する。 第四章 養子縁組関係訴訟の特例 第四十四条 第三十七条(第一項ただし書を除く。)の規定は、離婚の訴えに係る訴訟における和解(これにより離婚がされるものに限る。)並びに請求の放棄及び認諾について準用する。
--	---	--	--	---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(人事訴訟手続法の廃止)

第二条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第三号)は、廃止する。

(経過措置の原則)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前の人事訴訟手続法の規定により生じた効力を妨げない。

(人事訴訟の管轄等に関する経過措置)

第四条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の管轄及び移送に関しては、附則第十四条の規定による改正後の裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十四条第一号及び第三十一条の三第一項の規定並びに第四条から第七条まで及び第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟の管轄に関しては、新法の施行後においても、なお従前の例による。

3 新法の施行の際現に係属している保全命令事件の管轄に関しては、第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事訴訟における訴訟能力等に関する経過措置)

第五条 新法の施行の際現に係属している人事訴訟における訴訟行為につき能力の制限を受けた者の申立てによる訴訟代理人の選任については、第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2

新法の施行前に提起された成年被後見人を原告又は被告とする人事に関する訴えに係る訴訟については、第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(判決確定後の人事に関する訴えの提起に関する経過措置)

第六条 新法の施行前に口頭弁論が終了した人事訴訟の判決が確定した後における同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起については、第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の適用関係に関する経過措置)

第七条 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続については、適用しない。

(附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置)

第八条 第二章第二節(第三十二条の規定を除く。)及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、適用しない。

(嫡出子の否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

第九条 新法の施行の際現に係属している嫡出子の否認の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継については、第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

第十条 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民法の一部改正)

第十二条 民法の一部を次のように改正する。

第七百四十四条第一項中「乃至第七百三十六条」を「から第七百三十六条まで」に、「取消を裁判所」を「取消しを家庭裁判所に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百四十七条第一項中「取消を裁判所に」を「取消しを家庭裁判所に」に改める。

第七百四十九条中「第七百六十六条乃至第七百六十九条」を「第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百九十九条第二項、第三項、第五項及び第六項」に、「取消につきこれを」を「取消しについて」に改める。

第八百四条中「取消を裁判所に」を「取消しを家庭裁判所に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百五条中「取消を裁判所に」を「取消しを家庭裁判所に」に改める。

第八百六条第一項中「取消を裁判所に」を「取消しを家庭裁判所に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六条の二及び第八百六条の三第一項中「裁判所」を「家庭裁判所に」に改める。

第八百七条中「取消を裁判所に」を「取消しを家庭裁判所に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(民法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定の施行前にされた婚姻の取消し及び養子縁組の取消しの請求については、なお従前の例による。

(裁判所法の一部改正)

第十四条 裁判所法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「及び同号」を「第三十一条の三第一項第一号の人事訴訟を除く。」及び第三十三条第一項第一号に改める。

第三十一条の三第一項中「左の」を「次の」に改める。

め、同項第一号中「家事審判法」の下に「(昭和二十二年法律第五十二号)」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「少年法」の下に「(昭和二十三年法律第六十八号)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 人事訴訟法(平成十五年法律第 号)で定める人事訴訟の第一審の裁判

第六十一条の二第一項中「各家庭裁判所」の下に「及び各高等裁判所」を加え、同条第二項を次のように改める。

家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判(人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判(以下この項において「附帯処分等の裁判」という。)に限る。)並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。

(裁判所法の一部改正に伴う家庭裁判所調査官の事務等に関する経過措置)

第十五条 前条の規定の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、同条の規定による改正後の裁判所法第六十一条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(家事審判法の一部改正)

第十六条 家事審判法の一部を次のように改正する。

第九条第一項乙類第七号中「第六項」の下に「(これらの規定を同法第七百四十九条において準用する場合を含む。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十七条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四

十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項ホ中「又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て」を、「家事審判法第十五条の六の規定による申立て又は人事訴訟法(平成十五年法律第 号第三十九条第一項の規定による申立て)に改める。

理 由

民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができることとともに、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人事訴訟法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができることとともに、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができるものとする。

平成十五年五月十三日 衆議院会議録第二十九号

2 家庭裁判所調査官制度の拡充

離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについて、家庭裁判所調査官の調査を活用することができるものとする。

3 参与員制度の拡充

人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映させるため、国民の中から選任された参与員の関与を求め、その意見を聴くことができるものとする。

4 人事訴訟手続の見直し

(一) 当事者尋問等について、一定の場合において公開しないで行うことができるものとし、その要件及び手続を規定するものとする。

(二) 裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができるとすること。

(三) その他人事訴訟手続を全面的に見直すものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

6 人事訴訟手続法の廃止

人事訴訟手続法は、廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るものとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十五年五月九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
法務委員長 山本 有二

人事訴訟法案及び同報告書
件及び同報告書

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

右
内閣総理大臣 小泉純一郎
平成十五年三月十四日
国會に提出する。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

理 由

この条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の低い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約

目次

前文
第一章 目的、定義及び適用範囲
第一条 目的
第二条 定義

第三章 適用範囲

第二章 使用済燃料管理の安全
第四条 安全に関する一般的な要件
第五条 既存の施設
第六条 計画されている施設の立地
第七条 施設の設計及び建設
第八条 施設の安全に関する評価
第九条 施設の使用
第十条 使用済燃料の処分

第三章 放射性廃棄物管理の安全

第十一条 安全に関する一般的な要件
第十二条 既存の施設及び過去の行為
第十三条 計画されている施設の立地
第十四条 施設の設計及び建設
第十五条 施設の安全に関する評価
第十六条 施設の使用
第十七条 閉鎖後の制度的な措置

第四章 安全に関する一般規定

第十八条 実施のための措置
第十九条 法令上の枠組み
第二十条 規制機関
第二十一条 許可を受けた者の責任
第二十二条 人的資源及び財源
第二十三条 品質保証
第二十四条 使用に際しての放射線防護
第二十五条 緊急事態のための準備
第二十六条 廃止措置

第五章 雑則
第二十七条 国境を越える移動
第二十八条 使用されなくなった密封線源
第二十九条 締約国の会合
第三十条 準備会合
第三十一条 検討会合
第三十二条 特別会合
第三十三条 報告
第三十四条 出席
第三十五条 概要についての報告

第三十五条 言語

第三十五条 言語

第三十六条 秘密性 第三十七条 事務局 第三十八条 意見の相違の解決 第三十九条 署名、批准、受諾、承認及び加入 第四十条 効力発生 第四十一条 この条約の改正 第四十二条 廃棄 第四十三条 寄託者 第四十四条 正文	前文 締約国は、 (i) 原子炉の運転が使用済燃料及び放射性廃棄物を発生させ並びに原子力技術をその他の方法で利用することも放射性廃棄物を発生させることを認識し、 (ii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のいづれについても同様の安全の目的を達成すべきことを認識し、 (iii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全のために適正な措置が計画され及び実施されることを確保することが国際社会にとって重要であることを再確認し、 (iv) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する問題について公衆に周知させることが重要であることを認識し、 (v) 原子力安全文化を十分かつ世界的に醸成することを希望し、 (vi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を確保する最終的な責任は国が負うことを再確認し、 (vii) 燃料サイクル政策の定義はそれぞれの国が行うこと、すなわち、使用済燃料を再処理することができると有益な資源であると考えられる国もあれば、使用済燃料を処分することを選択する国もあることを認識し、
(viii) 軍事上又は防衛上の施策において取り扱われていることを理由としてこの条約の適用から除外されている使用済燃料及び放射性廃棄物がこの条約に定める目的に従って管理されるべきであることを認識し、 (ix) 二国間及び多数国間の制度を通じ並びに各締約国の取組を奨励するこの条約を通じて使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を向上させるに当たり、国際協力を行うことが重要であることを認識し、 (x) 開発途上国(特に後発開発途上国)及び移行経済国のニーズに留意し、並びにこれらの国が各締約国の取組を奨励することの条約に定める権利及び義務を履行することを支援する既存の制度の活用を促進することの必要性に留意し、 (xi) 放射性廃棄物は、その管理の安全と両立する限り、それが発生した国において処分されるべきものであることを確信しつつ、特定の場、特に放射性廃棄物が共同事業により発生する場合には、いづれかの締約国の施設をその他の締約国のために利用するという締約国間の合意によって、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ効率的な管理が助長され得ることを認識し、 (xii) いかなる国も、外国の使用済燃料及び放射性廃棄物の自国の領域内への輸入を禁止する権利を有することを認識し、 (xiii) 原子力の安全に関する条約(千九百九十四年、原子力事故の早期通報に関する条約(千九百八十六年)、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(千九百八十六年)、核物質の防護に関する条約(千九百八十年)、千九百九十四年に改正された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約その他関連する国際文書に留意し、 (xiv) 「電離放射線に対する防護及び放射線源の	(viii) 安全のための国際基本安全基準(千九百九十六年)、「放射性廃棄物管理の原則」という国際原子力機関の安全原則(千九百九十五年)及び放射性物質の輸送の安全に関する既存の国際基準に規定する諸原則に留意し、 (ix) 千九百九十二年にリオデジャネイロにおける国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ二十一(第二十二章において放射性廃棄物の安全なかつ環境上適正な管理が最も重要であることが再確認されたことを想起し、 (x) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(千九百八十九年 第一条)に規定する放射性物質について特に適用される国際的な規制の制度を強化することが望ましいことを認識して、次のとおり協定した。 第一章 目的、定義及び適用範囲 第一条 目的 この条約の目的は、次のとおりとする。 (i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む)の拡充を通じて、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。 (ii) 現在及び将来において電離放射線による有害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、将来の世代の必要及び願望を満たすことを阻害することなく現在の世代の必要及び願望を満たすよう、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において潜在的な危険に対する効果的な防護を確保すること。 (iii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による影響を伴う事故を防止し、及び事故が発生した場合にはその影響を緩和すること。 第二条 定義 この条約の適用上、
(a) 「閉鎖」とは、使用済燃料又は放射性廃棄物を処分施設に定置した後のすべての作業の完了をいい、その作業には、当該施設を長期的に安全な状態にするために必要な最終工事その他の作業を含む。 (b) 「廃止措置」とは、原子力施設(処分施設を除く)について規制上の管理を終了するためにとるすべての措置をいう。これらの措置には、汚染の除去及び解体に伴う措置を含む。 (c) 「排出」とは、規制された原子力施設から通常の使用の間に発生する液体状又は気体状の放射性物質の環境への計画され、かつ、制御された放出であって、規制機関によって認められた限度内において適法な行為として行われるものをいう。 (d) 「処分」とは、使用済燃料又は放射性廃棄物を、再び取り出す意図を有することなく適当な施設に定置することをいう。 (e) 「許可」とは、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理に関する活動を実施するために規制機関が与える権利、承認又は証明をいう。 (f) 「原子力施設」とは、民生用の施設並びにこれに関連する土地、建物及び設備であって、放射性物質が安全について考慮を要する規模で製造され、加工され、使用され、取り扱われ、貯蔵され又は処分されるものをいう。 (g) 「使用期間」とは、使用済燃料管理施設又は放射性廃棄物管理施設がその本来の目的のために使用される期間をいう。処分施設については、使用期間は、使用済燃料又は放射性廃棄物が当該施設に最初に定置された時に開始し、当該施設が閉鎖された時に終了する。 (h) 「放射性廃棄物」とは、気体状、液体状又は固体状の放射性物質であって、更に使用	(viii) 安全のための国際基本安全基準(千九百九十六年)、「放射性廃棄物管理の原則」という国際原子力機関の安全原則(千九百九十五年)及び放射性物質の輸送の安全に関する既存の国際基準に規定する諸原則に留意し、 (ix) 千九百九十二年にリオデジャネイロにおける国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ二十一(第二十二章において放射性廃棄物の安全なかつ環境上適正な管理が最も重要であることが再確認されたことを想起し、 (x) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(千九百八十九年 第一条)に規定する放射性物質について特に適用される国際的な規制の制度を強化することが望ましいことを認識して、次のとおり協定した。 第一章 目的、定義及び適用範囲 第一条 目的 この条約の目的は、次のとおりとする。 (i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む)の拡充を通じて、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。 (ii) 現在及び将来において電離放射線による有害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、将来の世代の必要及び願望を満たすことを阻害することなく現在の世代の必要及び願望を満たすよう、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において潜在的な危険に対する効果的な防護を確保すること。 (iii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による影響を伴う事故を防止し、及び事故が発生した場合にはその影響を緩和すること。 第二条 定義 この条約の適用上、

されることについて締約国又は締約国が自然人若しくは法人の決定を受け入れる場合には当該自然人若しくは法人によって予定されておらず、かつ、締約国の法令上の枠組みの下で規制機関により放射性廃棄物として管理されているものをいう。

(i) 「放射性廃棄物管理」とは、放射性廃棄物の取扱い、前処理、処理、調整、貯蔵又は処分に関連するすべての活動(廃止措置に関する活動を含む。)をいい、排出を含み、敷地外の輸送を除く。

(j) 「放射性廃棄物管理施設」とは、放射性廃棄物管理を主たる目的とする施設又は設備をいい、締約国が放射性廃棄物管理施設として指定した場合にのみ、廃止措置の過程にある原子力施設を含む。

(k) 「規制機関」とは、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する側面を規制する法的権限(許可の付与を含む。)を締約国によって与えられた機関をいう。

(l) 「再処理」とは、更に使用するために使用済燃料から放射性同位元素を抽出することを目的とした工程又は作業をいう。

(m) 「密封線源」とは、容器に常時密封され又は密接に結合された固体状の放射性物質をいい、原子炉燃料要素を除く。

(n) 「使用済燃料」とは、原子炉の炉心において照射を受け、その炉心から永久に除去された核燃料をいう。

(o) 「使用済燃料管理」とは、使用済燃料の取扱い又は貯蔵に関連するすべての活動をいい、排出を含み、敷地外の輸送を除く。

(p) 「使用済燃料管理施設」とは、使用済燃料管理を主たる目的とする施設又は設備をいう。

(q) 「仕向国」とは、自国への国境を越える移動が計画され又は行われている国をいう。

(r) 「原産国」とは、自国からの国境を越える移動が開始されることが計画され又は開始されている国をいう。

(s) 「通過国」とは、原産国及び仕向国以外の国であって、自国の領域を通過する国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

(t) 「貯蔵」とは、再び取り出す意図を有して、閉じ込める施設において使用済燃料又は放射性廃棄物を保有することをいう。

(u) 「国境を越える移動」とは、原産国から仕向国へ使用済燃料又は放射性廃棄物を輸送することをいう。

第三条 適用範囲

1 この条約は、使用済燃料管理の安全について適用する(その使用済燃料が民生用の原子炉の運転から発生する場合に限る)。締約国が再処理は使用済燃料管理の一部であると宣言しない限り、再処理に関する活動の一部として再処理施設において保有される使用済燃料は、この条約の適用範囲に含まない。

2 この条約は、放射性廃棄物管理の安全についても適用する(その放射性廃棄物が民生の利用から発生する場合に限る)。ただし、この条約は、自然界に存在する放射性物質のみを含む廃棄物であって核燃料サイクルから発生するものではないものについては適用しない。もっとも、密封線源であって使用されなくなる場合又はそれぞれの締約国がこの条約の適用を受ける放射性廃棄物であると宣言した場合は、この限りでない。

3 この条約は、それぞれの締約国がこの条約の適用を受ける使用済燃料又は放射性廃棄物であると宣言する場合を除くほか、軍事上又は防衛上の施策における使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全については適用しない。ただし、この条約は、軍事上又は防衛上の施策によって発生する使用済燃料又は放射性廃棄物が民生用の施策のために永久に移転され、専ら当該施策

において管理される場合には、当該使用済燃料又は放射性廃棄物の管理の安全について適用する。

4 この条約は、次条、第七条、第十一条、第十四条、第二十四条及び第二十六条に規定する排

出についても適用する。

第二章 使用済燃料管理の安全

第四条 安全に関する一般的な要件

締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

このため、締約国は、次のことのために適当な措置をとる。

(i) 臨界について及び使用済燃料管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。

(ii) 自国が採用した燃料サイクル政策の類型に即して、使用済燃料管理に関連する放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。

(iii) 使用済燃料管理における異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れること。

(iv) 国際的に認められた基準に妥当な考慮を払った自国の国内法の枠組みにおいて、規制機関によって承認された適当な防護方法を自国において適用することにより、個人、社会及び環境を効果的に保護すること。

(v) 使用済燃料管理に関連する生物学的、化学的その他の危険を考慮に入れること。

(vi) 現在の世代に許容されている影響よりも大きな影響であって合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。

(vii) 将来の世代に不当な負担を課することを避けることを目標とすること。

第五条 既存の施設

締約国は、この条約が自国について効力を生じ

た時に既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとる。

第六条 計画されている施設の立地

1 締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に關し、次のことについて手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 当該施設の使用期間中その安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること。

(ii) 当該施設が個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある安全上の影響を評価すること。

(iii) 当該施設の安全に関する情報を公衆が利用可能なものとすること。

(iv) 当該施設が影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、当該施設の近隣にある締約国と協議を行い、及び当該施設が当該締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について当該締約国が評価することを可能とするため当該施設に關する一般的なデータを当該締約国の要請に応じて提供すること。

2 締約国は、1の規定を実施するに当たり、第十四条に定める安全に關する一般的な要件に従い1に規定する施設の設置場所を決めることにより当該施設が他の締約国に容認し難い影響を及ぼさないことを確保するため、適当な措置をとる。

第七条 施設の設計及び建設

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響(排出又は制御されない放出によるものを含む。)を制限するた

平成十五年五月十三日 衆議院會議録第二十九号

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に關する条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

六九

めの適当な措置がとられること。 (ii) 設計段階において、使用済燃料管理施設の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考慮されること。 (iii) 使用済燃料管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。 第八条 施設の安全に関する評価 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。 (i) 使用済燃料管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であって、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。 (ii) 使用済燃料管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとなること。 第九条 施設の使用 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。 (i) 使用済燃料管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として与えられること。 (ii) 試験 使用の経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。 (iii) 使用済燃料管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われること。 (iv) 使用済燃料管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。	(v) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告すること。 (vi) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。 (vii) 使用済燃料管理施設の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。 第十条 使用済燃料の処分 締約国は使用済燃料を処分するものとして自国の法令上の枠組みに従って指定した場合には、当該使用済燃料の処分は、次章に定める放射性廃棄物の処分に関する義務に従うものとする。 第三章 放射性廃棄物管理の安全 第十一条 安全に関する一般的な要件 締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険その他の危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。 このため、締約国は、次のことのために適当な措置をとる。 (i) 臨界について及び放射性廃棄物管理の間に発生する残留熱の除去について適切な対処を確保すること。 (ii) 放射性廃棄物の発生が実行可能な限り最小限にとどめられることを確保すること。 (iii) 放射性廃棄物管理における異なる段階が相互に依存していることを考慮に入れること。 (iv) 国際的に認められた基準に妥当な考慮を払った自国の国内法の枠組みにおいて、規制機関によって承認された適当な防護方法を自国において適用することにより、個人、社会及び環境を効果的に保護すること。 (v) 放射性廃棄物管理に関連する生物学的、化学的その他の危険を考慮に入れること。 (vi) 現在の世代に許容されている影響よりも大	きな影響であって合理的に予見可能なものを将来の世代に及ぼす行動をとらないよう努力すること。 (vii) 将来の世代に不当な負担を課することを避けることを目標とすること。 第十二条 既存の施設及び過去の行為 締約国は、次のことのために、相当な期間内に適当な措置をとる。 (i) この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し、及び当該施設の安全性を向上させるために必要な場合にはすべての合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること。 (ii) 放射線量の減少による損害の減少が、介入による害及び介入の費用(社会的費用を含む)を正当化するために十分であるべきことに留意して、何らかの介入が放射線防護のために必要であるか否かについて決定するため、過去の行為の結果を検討すること。 第十三条 計画されている施設の立地 締約国は、計画されている放射性廃棄物管理施設に關し、次のことについて手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。 (i) 当該施設の使用期間中及び処分施設の閉鎖後にその安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること。 (ii) 当該施設が個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある安全上の影響を評価すること。この場合において、処分施設については、閉鎖後に起こり得る立地状態の変化についても考慮するものとする。 (iii) 当該施設の安全に関する情報を公衆が利用可能なものとする。 (iv) 当該施設が影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、当該施設の近隣にある締約国と協議を行い、及び当該施設が当該締約国の領域	に及ぼすおそれのある安全上の影響について当該締約国が評価することを可能とするため当該施設に関する一般的なデータを当該締約国の要請に応じて提供すること。 第十四条 施設の設計及び建設 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。 (i) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響(排出又は制御されない放出によるものを含む)を制限するための適当な措置がとられること。 (ii) 設計段階において、放射性廃棄物管理施設(処分施設を除く)の廃止措置に関して想定される手順及び必要に応じ当該廃止措置に関する技術的な規定が考慮されること。 (iii) 設計段階において、処分施設の閉鎖のための技術的な規定が作成されること。 (iv) 放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験、試験又は解析により裏付けられること。 第十五条 施設の安全に関する評価 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。 (i) 放射性廃棄物管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価であって、当該施設がもたらす危険について適切であり、かつ、その使用期間を対象とするものが実施されること。 (ii) 処分施設の建設前に、閉鎖後の期間についての安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施され、規制機関が定めた基準に従ってその結果が評価されること。
---	--	---	--

(iii) 放射性廃棄物管理施設の使用を開始する前に、(i)に規定する安全に関する評価及び環境評価を補完することが必要と認められる場合には、これらの評価が更新され及び詳細なものとなること。

第十六条 施設の使用

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 放射性廃棄物管理施設の使用の許可が、前条に規定する適当な評価に基づき、かつ、建設された当該施設が設計及び安全に関する要件に合致していることを示す使用試験の完了を条件として与えられること。

(ii) 試験、使用の経験及び前条に規定する評価から得られる使用上の制限及び条件が定められ、必要に応じて修正されること。

(iii) 放射性廃棄物管理施設の使用、保守、監視、検査及び試験が定められた手続に従って行われること。処分施設については、このようにして得られた結果が、前提条件の妥当性を検証し及び検討するため並びに前条に規定する閉鎖後の期間についての評価を更新するために利用されること。

(iv) 放射性廃棄物管理施設の使用期間中、安全に関するすべての分野における工学的及び技術的な支援が利用可能であること。

(v) 放射性廃棄物の特性の決定及び分別のための手続が適用されること。

(vi) 許可を受けた者が、安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告すること。

(vii) 使用の経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、必要に応じてその結果に基づいて行動がとられること。

(viii) 放射性廃棄物管理施設(処分施設を除く。)の廃止措置計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって

検討されること。

(ix) 処分施設の閉鎖のための計画が、当該施設の使用期間中に得られた情報を利用して作成され若しくは必要に応じて更新され、又は規制機関によって検討されること。

第十七条 閉鎖後の制度的な措置

締約国は、処分施設の閉鎖後に次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であって、規制機関が要求するものが保存されること。

(ii) 必要な場合には、監視、立入制限等の能動的又は受動的な制度的管理が実施されること。

(iii) 能動的な制度的管理の間に放射性物質の環境への計画されていない放出が検出された場合において、必要なときは、介入措置を実施すること。

第四章 安全に関する一般規定

第十八条 実施のための措置

締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる。

第十九条 法令上の枠組み

締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。

2 法令上の枠組みは、次の事項について定めらる。

(i) 放射線からの安全について適用される国内的な安全に関する要件及び規制

(ii) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理に関する活動を許可する制度

(iii) 許可を受けることなく使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設を使用することを禁止する制度

(iv) 適当な制度的管理、規制として行われる検査並びに文書及び報告に関する制度

(v) 適用される規制及び許可の条件の実施を確保するための措置

(vi) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理における異なる段階に関係する機関の責任の明確な分担

3 締約国は、放射性物質を放射性廃棄物として規制するか否かについて検討するに当たり、この条約の目的に妥当な考慮を払う。

第二十条 規制機関

1 締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与える。

2 締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の管理及び規制の双方に関係している組織において規制を行う任務がその他の任務から効果的に独立していることを確保するため、自国の法令上の枠組みに従い適当な措置をとる。

第二十一条 許可を受けた者の責任

1 締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための主要な責任は関係する許可を受けた者が負うことを確保するものとし、許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するため適当な措置をとる。

2 許可を受けた者又は責任を有するその他の者が存在しない場合には、使用済燃料又は放射性廃棄物について管轄権を有する締約国がその責任を負う。

第二十二条 人的資源及び財源

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中、必要に応じて、安全に関する活動のために、能力を有する職員が利用可能であること。

(ii) 使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中並びにこれらの施設に係る

廃止措置をとるに当たり、これらの施設の安全の確保を支援するために、適当な財源が利用可能であること。

(iii) 適当な制度的管理及び監視措置が処分施設の閉鎖後必要と認められる期間継続されることを可能にするために、財源が確保されること。

第二十三条 品質保証

締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全についての品質保証に関する適当な計画が作成され及び実施されることを確保するため、必要な措置をとる。

第二十四条 使用に際しての放射線防護

1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 経済的及び社会的な要因を考慮に入れて、作業員及び公衆がこれらの施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること。

(ii) いかなる個人も、通常の状態において、自国が定める線量の限度であって放射線防護に関して国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないこと。

(iii) 放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出を防止するための措置をとる。

2 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 経済的及び社会的な要因を考慮に入れて、放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されるよう排出が制限されること。

(ii) いかなる個人も、通常の状態において、自国が定める線量の限度であって放射線防護に関して国際的に認められた基準に妥当な考慮を払ったものを超える放射線量にさらされないよう排出が制限されること。

官 報 (号 外)

3 締約国は、規制された原子力施設の使用期間中、放射性物質の環境への計画されておらず又は制御されていない放出が発生した場合には、その放出を制御し及びその影響を緩和するための適当な是正措置がとられることを確保するため、適当な措置をとる。 第二十五条 緊急事態のための準備 1 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要な場合には敷地外の適当な緊急事態計画が準備されることを確保する。この緊急事態計画は、適当な頻度で検証すべきである。	この移動がこの条約及び関連する拘束力のある国際文書の規定に合致する方法で実施されることを確保するため、適当な措置をとる。 このため、 (i) 原産国である締約国は、国境を越える移動が、仕向国に事前に通報され及び仕向国の同意がある場合にのみ認められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。 (ii) 通過国を通過する国境を越える移動は、用いられる特定の輸送方式に関連する国際的な義務に従う。 (iii) 仕向国である締約国は、この条約に合致する方法で使用済燃料又は放射性廃棄物を管理するために必要な事務上及び技術上の能力並びに規制の体系を有する場合にのみ、国境を越える移動に同意する。 (iv) 原産国である締約国は、仕向国の同意があることにより、(iii)に定める要件が満たされていることを事前に確認することができる場合にのみ、国境を越える移動を認める。 (v) 原産国である締約国は、この条の規定に従って行われる国境を越える移動が完了しないか又は完了することができない場合には、代わりの安全措置をとることができる場合を除くほか、自国の領域に戻すことを認めるため、適当な措置をとる。	(i) 国際法に定めるところにより、海洋及び河川における航行並びに航空に関する権利及び自由がすべての国の船舶及び航空機によって行使されること。 (ii) 処理のために放射性廃棄物が輸出された締約国が、当該処理後に当該放射性廃棄物その他の物質を原産国へ返還し又は返還するための措置をとる権利を有すること。 (iii) 再処理のために使用済燃料を輸出する権利を締約国が有すること。 (iv) 再処理のために使用済燃料が輸出された締約国が、再処理工程から発生した放射性廃棄物その他の物質を原産国へ返還し又は返還するための措置をとる権利を有すること。 第二十八条 使用されなくなった密封線源	する。当該検討会合は、この条約の効力発生の日の後、できる限り速やかに、少なくとも三十箇月以内に、開催される。 (ii) 手続規則及び財政規則を作成し、コンセンサス方式によって採択する。 (iii) 特に、手続規則に従い、次の事項に関する規則を定める。 (a) 第三十二条の規定に従って提出される国別報告の形式及び構成に関する指針 (b) 報告の提出の日 (c) 報告の検討のための手続 3 この条約を批准し、受諾し若しくは承認し、これに加入し又はこれを確認する国及び地域的な統合のための機関その他の地域的な機関は、この条約が当該国又は当該機関について効力を生じていない場合には、この条約の締約国とみなされて準備会合に出席することができる。 第三十条 検討会合 1 締約国は、第三十二条の規定に従って提出された報告を検討するための会合（検討会合）を開催する。 2 締約国は、各検討会合において次のことを行う。 (i) 次回の検討会合の日を決定する。検討会合の間隔は、三年を超えてはならない。 (ii) 前条2の規定に基づいて定める事項を再検討することができるものとし、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサス方式によりその改正を採択することができる。締約国は、また、コンセンサス方式により手続規則及び財政規則を改正することができる。
2 締約国は、自国の領域の近隣にある使用済燃料管理施設又は放射性廃棄物管理施設における放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、自国の領域に係る緊急事態計画を作成し及び検証するため、適当な措置をとる。 第二十六条 廃止措置 締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保するものとする。 (i) 能力を有する職員及び適当な財源が利用可能であること。 (ii) 作業に際しての放射線防護、排出及び計画されておらず又は制御されていない放出に関する第二十四条の規定が適用されること。 (iii) 緊急事態のための準備に関する前条の規定が適用されること。 (iv) 廃止措置に関する重要な情報の記録が保存されること。 第五章 雑則 第二十七条 国境を越える移動 1 国境を越える移動に係っている締約国は、	3 この条約のいかなる規定も、次のことを妨げるものではなく、又は次のことに影響を及ぼすものではない。	1 締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線源の保有、再生又は処分が安全な方法で行われることを確保するため、適当な措置をとる。 2 締約国は、自国の国内法の枠組みにおいて、使用されなくなった密封線源を受領し及び保有する資格を有する製造者に使用されなくなった密封線源が返還されることを認める場合には、当該使用されなくなった密封線源を自国の領域内に戻すことを認める。 第六章 締約国の会合 第二十九条 準備会合 1 この条約の効力発生の日の後六箇月以内に、締約国の準備会合が開催される。 2 締約国は、準備会合において、 (i) 次条に定める第一回の検討会合の日を決定	

3 締約国は、各検討会合において他の締約国が提出した報告を討議し及び当該報告に関する説明を求めるための妥当な機会を与えられる。

第三十一条 特別会合

締約国の特別会合は、次のいずれかの場合に開催される。

- (i) 会合に出席しかつ投票する締約国の過半数が同意する場合
- (ii) 締約国の書面による要請がある場合において、第三十七条に規定する事務局が当該要請を締約国に通報し、かつ、締約国の過半数が当該要請を支持する旨事務局に通知したとき。この場合において、特別会合は、その通知の後六箇月以内に開催される。

第三十二条 報告

1 締約国は、第三十条の規定に従い、締約国の検討会合ごとに自国の報告を提出する。この報告は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置を対象とする。また、締約国は、自国の報告に次の事項を記載する。

- (i) 使用済燃料管理に関する政策
- (ii) 使用済燃料管理に関する行為
- (iii) 放射性廃棄物管理に関する政策
- (iv) 放射性廃棄物管理に関する行為
- (v) 放射性廃棄物を定義し、区分するために用いられた基準

2 1の報告には、また、次の事項を含める。

- (i) この条約の対象となる使用済燃料管理施設の一覧表。この一覧表には、これらの施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含める。
- (ii) この条約の対象となる使用済燃料であつて

貯蔵されているもの及び処分された使用済燃料の目録。この目録には、これらの物質の性状を記載し、並びに入手可能な場合にはその質量及び全放射能についての情報を記載する。

- (iii) この条約の対象となる放射性廃棄物管理施設の所在地、主要な目的及び重要な特徴を含める。
- (iv) この条約の対象となる次の放射性廃棄物の目録

- (a) 放射性廃棄物管理施設及び核燃料サイクル施設に貯蔵されている放射性廃棄物
- (b) 処分された放射性廃棄物
- (c) 過去の行為から生じた放射性廃棄物

この目録には、これらの物質の性状その他入手可能な適当な情報(例えば、容量又は質量、放射能及び特定の放射性核種)を記載する。

(v) 廃止措置の過程にある原子力施設の一覧表及びこれらの施設における廃止措置活動の状況

第三十三条 出席

1 締約国は、締約国の会合に出席するものとし、その代表団は、一人の代表並びに自国が必要と認める代表代理、専門家及び顧問によって構成される。

2 締約国は、この条約が規律する事項に関して権限を有する政府機関がオブザーバーとして会合又はその一部に出席することをコンセンサス方式による決定によって招請することができる。オブザーバーは、第三十六条の規定を書面

によって、かつ、事前に受諾することを要求される。

第三十四条 概要についての報告

締約国は、締約国の会合の期間中に討議された事項及び得られた結論について記載した文書をコンセンサス方式によって採択し、及び公衆が利用可能なものとする。

第三十五条 言語

1 締約国の会合の言語は、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

2 第三十二条の規定に従って提出される報告は、提出する締約国の国語又は手続規則において合意される単一の指定された言語(以下「指定言語」という。)で作成される。報告を指定言語以外の国語で提出する締約国は、当該報告の指定言語への翻訳を提供する。

3 2の規定にかかわらず、費用が負担される場合には、事務局は、1に定める会合の言語指定言語を除く。)で提出された報告を指定言語に翻訳する。

第三十六条 秘密性

1 この条約のいずれの規定も、情報の秘密を保護する国内法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条の規定の適用上、「情報」には、特に、国家の安全保障又は核物質の防護に関する情報、知的財産権により保護され又は産業上若しくは商業上の秘密であることを理由として保護される情報及び個人情報を含む。

2 締約国が、この条約により、情報を提供し、

かつ、当該情報が1の規定に従って保護されるべきである旨を明示する場合には、当該情報は、これが提供された目的のためにのみ利用されるものとし、その秘密性は、尊重される。

3 この条約のいずれの規定も、第三条3の規定に基づいてこの条約の対象となる使用済燃料又は放射性廃棄物に関する情報に関し、次の事項について決定する裁量であつて締約国が専属的に有するものに影響を及ぼすものではない。

- (i) 当該情報について秘密の指定をするか否か、又は公開されることのないよう他の方法によって規制するか否か。
- (ii) この条約により、(i)の情報を提供するか否か。
- (iii) この条約によって当該情報が提供される場合に秘密の取扱いについていかなる条件を付するか。

4 第三十条の規定に従って開催される各検討会合において締約国が別報告の検討を行っている間の議論の内容は、秘密とする。

第三十七条 事務局

1 国際原子力機関(以下この条において「機関」という。)は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供する。

2 事務局の任務は、次のとおりとし、機関は、当該任務の遂行中に要した経費をその通常予算の一部として負担する。

- (i) 第二十九条から第三十一条までに規定する締約国の会合を招集し、準備し、及びそのための役務を提供すること。
- (ii) この条約により受領し又は取りまとめた情報を締約国に送付すること。

3 締約国は、機関に対し、締約国の会合を支援するための他の役務を提供することをコンセンサス方式による決定によって要請することができる。当該役務の提供は、機関がその計画及び通常予算の範囲内で行うことが可能である場合に限る。ただし、そのような提供が可能でない場合であっても、他の財源から任意の拠出が行われるときは、当該役務を提供することができる。

第七章 最終条項その他の規定

第三十八条 意見の相違の解決

この条約の解釈又は適用について二以上の締約国の間で意見の相違がある場合には、締約国は、その意見の相違を解決するため、締約国の会合の枠組みの中で協議する。協議が生産的でない場合には、国際法(国際原子力機関における規則及び慣行を含む。)に定める仲介、調停及び仲裁を利用することができる。

第三十九条 署名、批准、受諾、承認及び加入

- 1 この条約は、千九百九十七年九月二十九日からその効力発生までの期間、ウィーンにある国際原子力機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
- 3 この条約は、その効力発生の後、すべての国による加入のために開放しておく。
- 4 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名(確認を得ることを条件とする。)又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によ

て構成され、かつ、この条約の対象となっている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

- (ii) (i)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び責任を果たす。
- (iii) 当該機関は、この条約の締約国となる際に、第四十三条に規定する寄託者に対し、当該機関の加盟国、当該機関に適用されるこの条約の条項及びこれらの条項が対象とする分野における当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

- (iv) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。
- 5 批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書は、寄託者に寄託する。

第四十条 効力発生

- 1 この条約は、二十五の批准書、受諾書又は承認書(運転中の原子力発電所を有する十五の国の文書を含む。)が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。
- 2 1に定める条件を満たすために必要とされる最後の文書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し、これに加入し又はこれを確認する国及び地域的な統合のための機関その他の地域的な機関については、この条約は、当該国又は当該機関により適当な文書が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 この条約の改正

- 1 締約国は、この条約の改正を提案することが

できる。改正案は、検討会合又は特別会合において審議される。

- 2 改正案及び改正の理由は、寄託者に提出されるものとし、寄託者は、この提案を、少なくとも当該提案が審議のために提出される会合の九十日前に、締約国に通報する。寄託者は、当該提案について受領した意見を締約国に送付する。

- 3 締約国は、改正案の審議の後、コンセンサス方式により当該改正案の採択に係る決定を行うものとし、コンセンサスに達しない場合には、当該改正案を外交会議に送付するか否かを決定する。改正案の外交会議への送付に係る決定には、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。この場合において、締約国の少なくとも半数が投票の時に出席していなければならない。

- 4 この条約の改正を審議し及び採択する外交会議は、3の規定に従って適当な決定が行われた後一年以内に寄託者によって招集される。外交会議は、改正がコンセンサス方式によって採択されることを確保するためあらゆる努力を払う。そのような採択が可能でない場合には、改正は、すべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 5 3及び4の規定に従って採択されたこの条約の改正は、締約国によって批准され、受諾され、承認され又は確認されなければならない。

改正は、少なくとも三分の二の締約国の関係文書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、承認し又は確認した締約国について効力を生ずる。改正は、その後当

該改正を批准し、受諾し、承認し又は確認する締約国については、当該締約国が関係文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十二条 廃棄

- 1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができ。
- 2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

第四十三条 寄託者

- 1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。
- 2 寄託者は、締約国に対し、次の事項を通報する。

- (i) 第三十九条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書、加入書又は確認書の寄託
- (ii) 第四十条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (iii) 前条の規定により行われるこの条約の廃棄及び廃棄の日の通告

- (iv) 第四十一条の規定により、締約国によって提出されたこの条約の改正案、関係する外交会議又は締約国の会合によって採択された改正及びその改正が効力を生ずる日

第四十四条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、その認証謄本を締約国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十七年九月五日にウィーンで作成した。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求め
るの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成六年九月の国際原子力機関第三十八回総会において、放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則を定めることを目的とする条約の検討を早期に開始することが決議された。この決議に基づき条約作成のための専門委員会が設置され、平成七年から七回にわたって交渉が行われた結果、平成九年九月、ウィーンで開催された外交会議において、放射性廃棄物管理の安全に加えて使用済燃料管理の安全も盛り込まれた本条約が採択された。

本条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとること。

2 締約国は、既に存在している使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設の安全について検討し及び安全性を向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとること。

3 締約国は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持すること。

4 締約国は、法令上の枠組みを実施することとを任務とする規制機関を設立し又は指定すること。

5 締約国は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要の場合には敷地外の緊急事態計画が準備されることを確保すること。

6 国境を越える移動に関係している締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の国境を越える移動がこの条約の規定等に合致する方法で実施されることを確保するため、適当な措置をとること。

7 締約国は、三年以内に一回開催される締約国会合ごとに、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置を対象とする自国の報告を提出すること。

なお、本条約は、平成十三年六月十八日に効力を生じており、我が国については加入書が国際原子力機関事務局長に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全な管理を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十五年五月九日

外務委員長 池田 元久
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求め
るの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成十五年四月二十五日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求め
るの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、千九百九十年十月二十五日にモントリオールにおいてその第二十八回会期(臨時)として会合し、一層多くの締約国が代表されることによってより良い均衡を確保するために理事会の構成員の数を増加することが多数の締約国の希望であることに留意し、

理事会の構成員の数を三十三から三十六に増加することが適当であると考へ、

このため、千九百九十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考へて、

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、「第五十条(a)第二文中「三十三」を「三十六」に改める。」を承認し、

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百八の締約国の批准によって1に規定する改正案が効力を生ずることを定め、

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 議定書は、総会の議長及び事務局長によって署名される。

(b) 議定書は、国際民間航空条約を批准し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておく。

官 報 (号 外)

- (c) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。
- (d) 議定書は、百八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。
- (e) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。
- (f) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を直ちに通報する。
- (g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。
- よって、総会の以上の決定に基づき、
国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。
- 以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第二十八回会期(臨時)の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。
- 千九百九十年十月二十六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

総会第二十八回会期(臨時)議長

アサド・コタイテ

事務局長

S・S・シドゥー

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和十九年に作成された国際民間航空条約(以下「条約」という。)に基づき、国際民間航空の安全なかつ整然たる発展を確保することを目的として設立された国際民間航空機関(以下「機関」という。)は、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国数は、漸次増大し、我が国を含め百八十八箇国に達している。

機関の理事会の構成員の数については、これまで加盟国数の増加に伴って三回にわたって条約改正が行われてきた結果、三十三箇国によって構成されることとなっていたが、平成二年十月にモントリオールで開催された機関の第二十八回総会(臨時)において、理事会が機関の加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、構成員の数を改めて増加することを定める本議定書が作成された。

本議定書は、条約に基づき組織される機関の理事会の構成員の数を三十三から三十六に改めるものである。

なお、本議定書は、平成十四年十一月二十八日に効力を生じており、我が国については、批准書を機関に寄託した日に効力を生ずることになっている。

よって、政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、機関における国際協力を増進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十五年五月九日

外務委員長 池田 元久

衆議院議長 綿貫 民輔殿

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特殊開錠用具の所持等の禁止(第三条・第四条)

第三章 特定侵入行為の防止対策の推進(第五条・第十一条)

第四章 雑則(第十二条・第十四条)

第五章 罰則(第十五条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特殊開錠用具の所持等を禁止するとともに、特定侵入行為の防止対策を推進することにより、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建物錠 住宅の玄関その他建物の出入口の戸の施錠の用に供する目的で製作される錠をいう。

二 特殊開錠用具 ピッキング用具(錠に用いられるシリンドラーをかきを用いることなく、かつ、破壊することなく回転させるための器具をいう。)その他の専ら特殊開錠(施錠された状態にある錠を本来の方法によらないで開くことをいう。以下同じ。)を行うための器具であって、建物錠を開くことに用いられるものとして政令で定めるものをいう。

三 指定侵入工具 ドライバー、ボールその他の工具(特殊開錠用具に該当するものを除く。)であって、建物錠を破壊するため又は建物の出入口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

四 特定侵入行為 特殊開錠用具又は指定侵入工具(以下「特殊開錠用具等」という。)を用いて建物に侵入する行為をいう。

第二章 特殊開錠用具の所持等の禁止

(特殊開錠用具の所持の禁止)

第三条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊開錠用具を所持してはならない。

(指定侵入工具の携帯の禁止)

第四条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定侵入工具を隠して携帯してはならない。

第三章 特定侵入行為の防止対策の推進

(国及び地方公共団体の施策)

第五条 国及び地方公共団体は、建物錠、建物の出入口若しくは窓の戸又はこれらの部品以下「建物錠等」という。)の防犯性能(特定侵入行為を防止するために必要とされる性能をいう。以下同じ。)の向上の促進、特定侵入行為の防止に関する啓発及び知識の普及その他の特定侵入行為の防止を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。

(建物錠等の防犯性能の向上)

第六条 建物錠等の製造又は輸入を業とする者は、その製造し、又は輸入する建物錠等の防犯性能の向上に努めなければならない。

2 国家公安委員会は、建物錠等の製造又は輸入を業とする者から、その製造し、又は輸入する建物錠等の防犯性能を向上させるため、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、その者に対し、当該建物錠等に係る特定侵入行為の手段に関する情報の提供、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。

(指定建物錠の防犯性能の表示)

第七条 国家公安委員会は、建物錠(その部品を含む。以下同じ。)のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「指定建物錠」という。)について、指定建物錠の種類ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者(以下「製造業者等」という。)が表示すべき事項

二 表示の方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(表示に関する勧告及び命令)

第八条 国家公安委員会は、製造業者等が指定建物錠について前条の規定により告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に対し、その製造又は輸入に係る指定建物錠につき、その告示されたところから従って防犯性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることが出来る。

2 国家公安委員会は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特殊開錠用具等を用いて当該指定建物錠の特殊開錠を行う手段による建物への侵入が多発するおそれがあると認めるときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置)

第九条 国家公安委員会は、特定の建物錠の特性を利用した特殊開錠を行う手段による建物への侵入が急増するおそれがあると認める場合において、当該侵入の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、当該建物錠の製造又は輸入を業とする者に対し、当該建物錠の改善その他の当該手段による建物への侵入の防止を図るために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 国家公安委員会は、前項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

(錠取扱業者の責務)

第十条 建物錠の販売、取付け及び特殊開錠を行う営業を営む者(以下「錠取扱業者」という。)は、建物錠を販売する相手方に対して当該建物錠の防犯性能を正確に説明するとともに、顧客の依頼に応じて建物錠の特殊開錠を行うときは、その者の氏名及び住所を確認するよう努めなければならない。

(錠取扱業者の団体への援助)

第十一条 国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、錠取扱業者が組織する団体に対し、特定侵入行為の防止を図るため、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第十二条 国家公安委員会は、第八条の規定の施行に必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況に関し報告させ、又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 国家公安委員会は、第九条の規定の施行に必要

要な限度において、製造業者等に対し、同条第一項の建物錠に係る業務の状況に関し報告させることができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経過措置)

第十三条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五章 罰則

第十五条 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知って特殊開錠用具を販売し、又は授与した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六条 第三条又は第四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第八条第二項の規定による命令に違反

した者は、百万円以下の罰金に処する。
第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条、第十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条、第八条、第十二条(第二項を除く。)、第十七条、第十八条(第一号に係る部分に限る。)、及び第十九条(第十七条及び第十八条第一号に係る部分に限る。))の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号の二中「又は盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪を」、盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪又は特殊開錠用具の

所持の禁止等に関する法律(平成十五年法律第 号)第十五条若しくは第十六条の罪」に改める。

第二十四条第四号の二中「又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪を」、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪」に改める。

(検討)

第三条 政府は、第七条及び第八条の規定の施行後五年を経過した場合において、第七条及び第八条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策

の推進について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、特殊開錠用具の所持等を禁止するとともに、特定侵入行為の防止対策を推進することにより、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資することを目的とすること。

2 定義

この法律において、用語の意義を次のとおり定めること。

(一) 建物錠

住宅の玄関その他建物の出入口の戸の施錠の用に供する目的で製作される錠をいう。

(二) 特殊開錠用具

ピッキング用具その他の専ら特殊開錠(施錠された状態にある錠を本来の方法によらないで開くことをいう。以下同じ。)を行うための器具であって、建物錠を開くことに用いられるものとして政令で定めるものをいう。

(三) 指定侵入工具

ドライバー、ボールその他の工具(特殊開錠用具に該当するものを除く。)であって、建物錠を破壊するため又は建物の出入口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるものとして政令で定めるものをいう。

(四) 特定侵入行為

特殊開錠用具又は指定侵入工具を用いて建物に侵入する行為をいう。

3 特殊開錠用具の所持等の禁止

(一) 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊開錠用具を所持してはならないこと。

(二) 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定侵入工具を隠して携帯してはならないこと。

4 特定侵入行為の防止対策の推進

(一) 国及び地方公共団体は、建物錠等の防犯性能の向上の促進、特定侵入行為の防止に関する啓発及び知識の普及その他の特定侵入行為の防止を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。

(二) 建物錠等の防犯性能の向上

(1) 建物錠等の製造又は輸入を業とする者は、その製造し、又は輸入する建物錠等の防犯性能の向上に努めなければならないこと。

(2) 国家公安委員会は、建物錠等の製造又は輸入を業とする者から、建物錠等の防犯性能を向上させるため、援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、その者に対し、特定侵入行為の手段に関する情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(三) 国家公安委員会は、建物錠のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「指定建物錠」という。)について、指定建物錠の種類ごとに、指定建物錠の防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者(以下「製造業者等」という。)が表示すべき事項及び表示の

方法その他防犯性能の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項を定め、これを告示するものとする。

(四) 表示に関する勧告及び命令

(1) 国家公安委員会は、製造業者等が指定建物錠について(三)により告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該製造業者等に対し、その告示されたところに従って表示をすべき旨の勧告をすることができ

(2) 国家公安委員会は、(1)の勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特殊開錠用具等を用いて当該指定建物錠の特殊開錠を行う手口による建物への侵入が多発するおそれがあると認めるときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ

(五) 緊急時の措置

(1) 国家公安委員会は、特定の建物錠の特性を利用した特殊開錠を行う手口による建物への侵入が急増するおそれがあると認める場合において、当該侵入の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該建物錠の製造又は輸入を業とする者に対し、当該手口による建物への侵入の防止を図るために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

(2) 国家公安委員会は、(1)の勧告を受けた

者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる

(六) 錠取扱業者は、建物錠を販売する相手方

に対して当該建物錠の防犯性能を正確に説明するとともに、顧客の依頼に応じて建物錠の特殊開錠を行うときは、その者の氏名及び住所を確認するよう努めなければならない

(七) 国家公安委員会及び都道府県公安委員会

は、錠取扱業者が組織する団体に対し、特定侵入行為の防止を図るため、必要な援助を行うよう努めるものとする

5 雑則及び罰則

報告及び立入検査、罰則等について所要の規定を設ける

6 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、4の(三)及び(四)等の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、本邦に上陸することができない外国人に、同法の別表第一の上欄の在留資格をもって本邦に在留している間に特殊開錠用具の所持の禁止違反の罪により懲役に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの等を加える等所要の規定を整備すること。

(三) その他所要の規定を設けること。
二 議案の可決理由

本案は、最近における建物に侵入して行われる犯罪の情勢にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十五年五月九日

内閣委員長 佐々木秀典

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律

案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

一 特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の携帯に係る禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないようにすること。

二 住宅等侵入犯罪を予防するための住民の取組が促進されるよう、防犯に関する情報の提供等を推進すること。

三 本法の施行状況等の推移を踏まえつつ、特殊開錠用具の販売等の規制及び錠取扱業者の信頼性の確保の在り方について検討すること。

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五 八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三三〇円	三四五円